

第七十四回国会 社会労働委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(昭和四十九年十二月九日)(月曜日)  
(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

- 委員長 野原 正勝君
- 理事 葉梨 信行君 理事 橋本龍太郎君  
 理事 山口 敏夫君 理事 枝村 要作君  
 理事 川俣健二郎君 理事 石母田 達君  
 伊東 正義君 大橋 武夫君  
 加藤 紘一君 粕谷 茂君  
 瓦 力君 小林 正巳君  
 菅波 茂君 住 栄作君  
 田川 誠一君 田中 覚君  
 高橋 千寿君 竹内 黎一君  
 戸井田三郎君 登坂重次郎君  
 羽生田 進君 箕輪 登君  
 粟山 ひで君 森山 欽司君  
 大原 亨君 金子 みつ君  
 島本 虎三君 田口 一男君  
 田邊 誠君 村山 富市君  
 森井 忠良君 山本 政弘君  
 田中美智子君 寺前 巖君  
 大橋 敏雄君 坂口 力君  
 伏木 和雄君 小宮 武喜君  
 和田 耕作君

昭和四十九年十二月十九日(木曜日)  
午前九時三十三分開議

出席委員

- 委員長 野原 正勝君  
 理事 大野 明君 理事 菅波 茂君  
 理事 竹内 黎一君 理事 葉梨 信行君  
 理事 橋本龍太郎君 理事 山口 敏夫君  
 理事 枝村 要作君 理事 川俣健二郎君  
 理事 石母田 達君  
 伊東 正義君 大橋 武夫君

出席國務大臣

- 加藤 紘一君 瓦 力君  
 住 栄作君 田川 誠一君  
 戸井田三郎君 高橋 千寿君  
 羽生田 進君 登坂重次郎君  
 金子 みつ君 粟山 ひで君  
 田口 一男君 島本 虎三君  
 村山 富市君 田邊 誠君  
 田中美智子君 森井 忠良君  
 大橋 敏雄君 寺前 巖君  
 伏木 和雄君 坂口 力君  
 和田 耕作君

出席政府委員

- 厚生 大臣 田中 正巳君  
 労働 大臣 長谷川 峻君  
 厚生政務次官 山下 徳夫君  
 厚生省社会局長 翁 久次郎君  
 厚生省保険局長 北川 力夫君  
 社会保険庁医療 部長 山高 章夫君  
 労働政務次官 中山 正暉君  
 労働省労働基準 局長 東村金之助君  
 労働省婦人少年 局長 森山 真弓君  
 労働省職業安定 局長 遠藤 政夫君  
 労働省職業安定 局長 守屋 孝一君  
 労働省職業安定 局長 濱中雄太郎君  
 労働省職業安定 局長 調査室長

委員外の出席者

- 労働省職業安定 局長 守屋 孝一君  
 労働省職業安定 局長 濱中雄太郎君  
 労働省職業安定 局長 調査室長

委員の異動

十二月九日 辞任 補欠選任

箕輪 登君 山下 徳夫君  
同月十二日 補欠選任  
山下 徳夫君 箕輪 登君  
同月十三日 補欠選任  
大野 明君  
同月十九日 補欠選任  
大野 明君

理事橋本龍太郎君同日理事辞任につき、その補欠として大野明君が理事に当選した。

十二月九日  
保育所等整備緊急措置法案(金子みつ君外九名提出、第七十二回国会衆法第六号)  
看護婦等の育児休暇及び進学休暇等に関する法律案(金子みつ君外九名提出、第七十二回国会衆法第四三三号)  
同月十四日  
雇用保険法案(内閣提出第一二二号)  
雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第一二二号)  
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)  
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)  
同月十六日  
民間保育事業振興に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第四一四号)  
同(小林政子君紹介)(第四二二号)  
同(田中美智子君紹介)(第四三三号)  
同(外一件(田中美智子君紹介)(第四三三号))

同(津金佑近君紹介)(第四四四号)  
同(寺前巖君紹介)(第四五五号)  
同(土橋一吉君紹介)(第四六六号)  
同(中島武敏君紹介)(第四七七号)  
同(東中光雄君紹介)(第四八八号)  
同(平田藤吉君紹介)(第四九九号)  
同(松本善明君紹介)(第五〇〇号)  
国民健康保険制度の改善に関する請願(石母田達君外二名紹介)(第五〇一号)  
同(紺野与次郎君外二名紹介)(第五二二号)  
同(庄司幸助君外二名紹介)(第五三三号)  
同(瀬長亀次郎君外一名紹介)(第五四四号)  
同(田口一男君紹介)(第五五五号)  
同(田中美智子君外二名紹介)(第五六六号)  
同(多田光雄君外二名紹介)(第五七七号)  
同(寺前巖君外二名紹介)(第五八八号)  
同(土橋一吉君外二名紹介)(第五九九号)  
同(東中光雄君外二名紹介)(第六〇〇号)  
同(野間友一君外一名紹介)(第六一一号)  
同(増本一彦君外二名紹介)(第六二二号)  
同(三浦久君外一名紹介)(第六三三号)  
同(三谷秀治君外二名紹介)(第六四四号)  
同(村山富市君紹介)(第六五五号)  
原爆被爆者援護法制定に関する請願(金子満広君外三名紹介)(第六六六号)  
同(紺野与次郎君紹介)(第六七七号)  
同(村上弘君紹介)(第六八八号)  
保育所予算増額等に関する請願(井上普方君紹介)(第六九九号)  
同(若垂寿喜男君紹介)(第七〇〇号)  
同(大出俊君紹介)(第七一一号)  
同(大柴滋夫君紹介)(第七二二号)  
同(岡田哲児君紹介)(第七三三号)  
同(外一件(勝澤芳雄君紹介)(第七四四号))  
同(木島喜兵衛君紹介)(第七五五号)



同(福田篤泰君紹介)(第六五一号)  
同(松野幸泰君紹介)(第六五二号)  
同(松本忠助君紹介)(第六五三号)  
同(武藤嘉文君紹介)(第六五四号)  
同(井岡大治君紹介)(第六五五号)  
同(石母田達君紹介)(第六五七号)  
同(金子満広君紹介)(第六五九号)  
同(紺野与次郎君紹介)(第六六〇号)  
同(吉田法晴君紹介)(第六六一号)  
医療機関の整備充実に関する請願外一件(安宅常彦君紹介)(第四八八号)  
同外一件(石橋政嗣君紹介)(第四八九号)  
同外二件(石母田達君紹介)(第四九〇号)  
同(諏山博君紹介)(第四九一号)  
同(浦井洋君紹介)(第四九二号)  
同外二件(北山愛郎君紹介)(第四九三号)  
同(久保三郎君紹介)(第四九四号)  
同(瀬崎博義君紹介)(第四九五号)  
同(竹村幸雄君紹介)(第四九七号)  
同(田代文久君紹介)(第四九八号)  
同外二件(田中武夫君紹介)(第四九九号)  
同外十件(田中美智子君紹介)(第五〇〇号)  
同(寺前巖君紹介)(第五〇一号)  
同(土橋一吉君紹介)(第五〇二号)  
同外六件(中澤茂一君紹介)(第五〇三号)  
同(中川利三郎君紹介)(第五〇四号)  
同(芳賀貢君紹介)(第五〇五号)  
同(平田藤吉君紹介)(第五〇六号)  
同外十二件(堀昌雄君紹介)(第五〇七号)  
同(増本一彦君紹介)(第五〇八号)  
同(横山利秋君紹介)(第五〇九号)  
同(渡辺三郎君紹介)(第五一〇号)  
同外一件(岡田春夫君紹介)(第六一三三号)  
同(佐藤敬治君紹介)(第六一四号)  
同(佐野憲治君紹介)(第六一五号)  
同外四件(多賀谷貞穂君紹介)(第六一六号)  
同外一件(多田光雄君紹介)(第六一七号)  
同(竹内猛君紹介)(第六一八号)

同外二件(辻原弘市君紹介)(第六一九号)  
同(古川喜一君紹介)(第六二〇号)  
同(美濃政市君紹介)(第六二一号)  
同外四件(八木一男君紹介)(第六二二号)  
同(山田芳治君紹介)(第六二三号)  
同外四件(湯山勇君紹介)(第六二四号)  
同(井岡大治君紹介)(第六二五号)  
同(佐野憲治君紹介)(第六二六号)  
同外一件(馬場昇君紹介)(第六二七号)  
同外二件(村山喜一君紹介)(第六二八号)  
同外一件(山崎始男君紹介)(第六二九号)  
同外一件(山田耻目君紹介)(第六三〇号)  
国民健康保険の改善強化に関する請願(岡田春夫君紹介)(第五九六号)  
同外三件(篠田弘作君紹介)(第五九七号)  
同(地崎宇三郎君紹介)(第五九八号)  
同(篠田弘作君紹介)(第六〇〇号)  
同(地崎宇三郎君紹介)(第六〇一号)  
同(中川一朗君紹介)(第六〇二号)  
同(松浦周太郎君紹介)(第六〇三号)  
同外二件(安田貴六君紹介)(第六〇四号)  
療術の制度化に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第五九九号)  
高齢労働者に厚生年金全額支給に関する請願(寺前巖君紹介)(第六〇〇号)  
保母の人材確保に関する特別措置法制定に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六〇一号)  
同(西村英一君紹介)(第六〇二号)  
障害者の生活及び医療保障等に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第六〇四号)  
同(石母田達君紹介)(第六〇五号)  
同(瀬崎博義君紹介)(第六〇六号)  
同(田中美智子君紹介)(第六〇七号)  
同外九件(田口一男君紹介)(第六〇八号)  
同(寺前巖君紹介)(第六〇九号)  
同(平田藤吉君紹介)(第六一〇号)  
同(柴田健治君紹介)(第六一七号)  
同(森井忠良君紹介)(第六一八号)  
同(山本政弘君紹介)(第六一九号)

雇用保険法の早期制定に関する請願(安宅常彦君紹介)(第六二一号)  
同(山田芳治君紹介)(第六二二号)  
同外一件(宇野宗佑君紹介)(第六二三号)  
同(浦野幸男君紹介)(第六二四号)  
同(加藤敏一君紹介)(第六二五号)  
同外三件(海部俊樹君紹介)(第六二六号)  
同外一件(片岡清一君紹介)(第六二七号)  
同外四件(木野晴夫君紹介)(第六二八号)  
同(久野忠治君紹介)(第六二九号)  
同外一件(小島徹三君紹介)(第六三〇号)  
同(小宮山重四郎君紹介)(第六三一号)  
同(坂村吉正君紹介)(第六三二号)  
同(坂本三十次君紹介)(第六三三号)  
同外二件(塩谷一夫君紹介)(第六三四号)  
同外一件(田中伊三次君紹介)(第六三五号)  
同(中垣國男君紹介)(第六三六号)  
同(丹羽喬四郎君紹介)(第六三七号)  
同(福田篤泰君紹介)(第六三八号)  
同(藤波孝生君紹介)(第六三九号)  
同(藤波孝生君紹介)(第六四〇号)  
同(松野幸泰君紹介)(第六四一号)  
同外一件(宮澤喜一君紹介)(第六四二号)  
同(粟山ひで君紹介)(第六四三号)  
同(森喜朗君紹介)(第六四四号)  
同(森喜朗君紹介)(第六四五号)  
失業対策事業就労者の賃金引上げに関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六四六号)  
社会福祉拡充に関する請願(石母田達君紹介)(第六四七号)  
病院の診療報酬引上げ等に関する請願(寺前巖君紹介)(第六四八号)  
国民健康保険制度の改善に関する請願(田中美智子君紹介)(第六四九号)  
保育所増設等に関する請願(浦井洋君紹介)(第六五〇号)  
は本委員会に付託された。

二外七名(第四五号)  
医療保険制度の改善に関する陳情書外一件(中国四国九県議会議長会副議長代表岡山県議会議長平松幹章外八名)(第四六号)  
国立医療機関の改善に関する陳情書外三件(愛知県議会議長水野豊彦外十名)(第四七号)  
母性保障法制定に関する陳情書外二件(高槻市議會議長柿本俊夫外二名)(第四八号)  
原爆被害者援護法制定に関する陳情書外五件(長崎県議會議長桑原信一外五名)(第四九号)  
高齢者医療保障制度の改善等に関する陳情書(宮城県宮城郡宮城町議會議長佐藤重吉)(第五〇号)  
在職高齢者に対する年金支給制限撤廃に関する陳情書(和歌山県議會議長中村常夫)(第五一号)  
国民健康保険の補助増額等に関する陳情書外三件(和歌山県西牟婁郡白浜町議會議長瀬見茂雄外三名)(第五二号)  
乳幼児の医療費無料化に関する陳情書外三件(徳島県議會議長末代芳亀外三名)(第五三三号)  
病院内保育所に対する助成費増額に関する陳情書(京都府議會議長那須亮)(第五四号)  
保育行政の改善等に関する陳情書外一件(京都府議會議長那須亮二外一名)(第五五号)  
障害児施策の改善等に関する陳情書外一件(寝屋川市議會議長斎藤政人外一名)(第五六号)  
社会福祉施設整備費増額等に関する陳情書(十都道府県議會議長代表東京都議會議長醍醐安之助外九名)(第五七号)  
社会福祉協議会の充実強化に関する陳情書外一件(徳島県議會議長末代芳亀外一名)(第五九号)  
生活保護基準の改善に関する陳情書外一件(中国四国九県議會議長代表岡山県議會議長長平松幹章外九名)(第六〇号)  
失業保険法の改正に関する陳情書(岩手県岩泉郡岩泉町議會議長早野隆三)(第六一号)  
失業対策事業就労者の賃金増額等に関する陳情書外一件(岩見沢市議會議長笠原喜平治外一名)(第六二号)

屋外労働者の労働条件改善等に関する陳情書  
〔福原市議会議長米田好男〕(第六二二号)

勤労学徒犠牲者の遺族援護改善に関する陳情書  
〔広島市東本浦町二四の五広島県勤労学徒等犠牲者の会長大東和徳雄〕(第六四号)

被災傷者の処遇改善に関する陳情書〔久留米市  
善導寺町木塚一五一八鹿毛シマエ〕(第六五号)  
消費生活協同組合法改正に関する陳情書〔石川  
県議会議長吉井一良〕(第六六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国政調査承認要求に関する件

雇用保険法案(内閣提出第一二二号)

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第一二二号)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○野原委員長 これより会議を開きます。  
この際、理事辞任の件及び理事の補欠選任についておはかりいたします。

まず、橋本龍太郎君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野原委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次に、理事の補欠選任についておはかりいたします。現在理事が三名欠員となっております。その補欠選任については、委員長において指名したいと存じますが、これに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野原委員長 御異議なしと認め、理事に  
大野 明君 青波 茂君

竹内 黎一君  
を指名いたします。

○野原委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

厚生関係の基本施策に関する事項  
労働関係の基本施策に関する事項  
社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

以上の各事項について、その実情を調査し、対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本会期中調査を進めたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野原委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○野原委員長 この際、厚生大臣及び労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。厚生大臣田中正巳君。

○田中大臣 社会労働委員会の御審議に先立ち、一言就任のごあいさつを申し上げます。

厚生行政は、国民の健康と福祉を守る重要な行政であり、本来政治の中心となるべきものであります。特に三木内閣におきましては、社会的公正の是正を重要な課題としておられるだけに、その主要な柱となる福祉政策は、格別充実強化されなければならぬと信じております。

まず、昨今のきびしい経済情勢の中では、特に生活保護世帯、老人、心身障害者、母子世帯等、経済的に弱い立場にある人々の生活の安定をはかることは緊要な問題であり、これらの人々の生活

の安定には最善を尽くす考えであります。

さらに、国民医療の確保については、医師、看護婦の確保はもちろん、僻地医療対策、救急医療センターの整備等を促進するとともに、国民の健康保持増進のための施策についても積極的に推進してまいります。

このほか、厚生行政の課題は山積しておりますが、そのいずれをとりましても国民一人一人の日常生活に密着した重要な問題でありますので、私は、冒頭に申し上げたとおり厚生行政が今日の政治の中心となるべきものであるという信念のもとに、これらの問題に取り組み覚悟であります。

何とぞ皆さまにおかれても、私の率直な気持ちをおくみとりの上、ふなれなものでございますが、絶大なる御協力を賜りますよう、特にお願いを申し上げます。(拍手)

○野原委員長 次に、労働大臣長谷川峻君。

○長谷川国務大臣 また社会労働委員会に戻ってまいりました。短い臨時国会の間であります。ただいまの社会情勢に対して、非常にきびしい問題と思っておりますので、重要法案等についても御審議、御迷惑をおかけすることと思っております。何ぶんよろしく願っています。(拍手)

○野原委員長 次に、厚生、労働両政務次官より発言を求められておりますので、これを許します。厚生政務次官山下徳夫君。

○山下政府委員 このたび厚生政務次官を拝命いたしました山下でございます。

厚生行政全くのしろうとでございますので、何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。(拍手)

○野原委員長 次に、労働政務次官中山正暉君。

○中山政府委員 労働政務次官を拝命いたしました中山正暉でございます。

私の場合はほんとうにしろうとでございます。どうぞひとつ御指導をお願いしたいと思っております。ありがとうございます。(拍手)

○野原委員長 雇用保険法案、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の各案を議題とし、順次その提案理由の説明を聴取いたします。労働大臣長谷川峻君。

雇用保険法案  
雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案  
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○長谷川国務大臣 ただいま議題となりました雇用保険法案及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行失業保険法は、施行以来、我が国の雇用失業対策の柱として重要な役割りを果たしてまいりましたが、この間に、我が国の雇用失業情勢は、基本的変化を遂げるとともに、いわゆる高齢者社会への移行や最近の雇用失業情勢に見られるような国際的あるいは国内的要因による失業問題等の新たな事態に対処していく必要性が生じてきております。

政府といたしましては、このような経済社会の動向に適切に対処することができるよう、雇用に関する総合的機能を持った雇用保険制度を創設することとし、雇用保険法案及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を提案した次第であります。

まず、雇用保険法案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律案は、失業者の生活の安定を

はかるとともに求職活動を容易にする等その就職を促進するために失業給付を行ない、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、雇用構造の改善、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進をはかるための事業を行なうことを目的といたしております。

第二に、この法律案は、零細企業の労働者もあろん、従来から課題とされていた農林水産業の労働者をも含めて、すべての労働者に適用することといたしております。

第三に、高齢者社会への移行等に即応して、給付日数等の面で中高年齢者等就職の困難な者に手厚く措置するとともに、給付率の改善、全国的に失業状況が悪化した場合の給付延長制度の新設など失業補償機能の強化をはかることといたしております。また、日雇い労働被保険者に対する給付についても、改善をはかっております。

第四に、農林水産業の適用に伴い、季節、短期雇用労働者に対する失業給付を、その実態に即して、五十日分の一時金にするとともに、これらの者の資格要件は、最低四月二十二日足りるよううにいたしております。

第五に、以上のほか、高年齢者の雇用の促進や不況の際の一時休業に対する援助によって失業を防止することなど積極的に雇用の改善をはかるための事業を行うとともに、労働者の能力開発及び労働者の福祉のための事業を行うことといたしております。

第六に、保険料については、現行の千分の十三の保険料率を据置きとしつつ、千分の十の部分に労使が折半して負担して失業給付に充てるものとし、千分の三の部分は使用者の負担として雇用改善事業等の三事業に充てることといたしております。また、高年齢者の就職の促進と福祉の増進のために、高年齢者に関し、労使の保険料負担を免除することといたしております。

次に、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました雇用保険法案の施行に伴って必要とされる関係法律の規定の整備及び経過措置を定めるものであります。

以上、二法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在の我が国の労災保険の給付は、これまでの数次の改正により、ILO条約の水準に達しているところであり、最近における経済社会の諸情勢にかんがみ、業務災害または通勤災害をこうむった労働者及びその遺族に対する給付の一その改善をはかるため、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労災保険の給付の改善についてであります。

第一に、障害補償年金及び障害補償一時金の額を、それぞれ約一二％引き上げることといたしております。

第二に、遺族補償年金の額を、約一三％引き上げることといたしております。

第三に、障害補償一時金、遺族補償一時金及び遺族補償年金の前払い一時金についても、年金給付と同様に、賃金水準の変動に応じてその額を改定することといたしております。

また、これらの改善措置は、通勤災害に関する給付についても同様に行なうことといたしております。

職務上の事由による給付について、労災保険の給付の改善に準じた改善措置を講ずることといたしております。

以上のほか、労災保険の遺族補償年金の前払い一時金制度の拡充、中央労働災害防止協会の業務に化学物質等の有害性の検査の業務を加えること等の改正を行なうことといたしております。

なお、この法律案は、公布の日から施行することといたしておりますが、労災保険及び船員保険の給付の改善等にかかる部分は、国家公務員災害補償法等の改正にあわせて、昭和四十九年十一月一日から適用することといたしております。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○野原委員長 厚生大臣田中正巳君。

○田中事務大臣 ただいま議題となりました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

日雇労働者健康保険につきましては、昨年、給付期間の延長、現金給付の引き上げ等の制度の改善をはかるところであり、一方健康保険割合の引き上げ、高額療養費の支給等大幅な給付の改善が実現したところであり、今日においては、日雇い労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずる内容のものとすることが、緊急の課題となっております。

このため、政府といたしましては、日雇い労働者健康保険制度の現在の仕組みを維持しつつ、その内容を健康保険の水準に引き上げる方針のもとに、家族療養費の給付割合の引き上げ、高額療養費の支給、傷病手当金の支給期間の延長等大幅な給付改善を行なうとともに、保険料についても健康保険と均衡のとれたものに改定する等の制度の改善をはかることとした次第であります。

次に、改正案の内容について申し上げます。

まず、医療給付の改善につきましては、第一に、昨年の健康保険の改正と同様、家族療養費等の給付割合を五割から七割に引き上げるとともに、高額な医療につきましては、家族療養費等にあわせて高額療養費を支給することとしております。

第二に、療養の給付期間及び家族療養費の支給期間を現行三年六か月から五年に延長することとしております。

また、この医療給付の改善にあわせて、初診時一部負担金についても健康保険と均衡のとれたものに改定することといたしております。

次に、現金給付の改善につきましては、傷病手当金の支給期間を現行三十日から六か月に延長する等、傷病手当金、出産手当金、埋葬料、分べん費等について、健康保険の給付に準じたものに改善することといたしております。

また、保険料につきましては、今回の大幅な給付の改善に見合せて健康保険と均衡のとれたものにするため、現在賃金日額に応じて第一級五十円から第四級二百円までの四段階にされているものを、賃金日額の等級に応じて第一級六十円から第八級六百六十円までの八段階とすることとしております。なお、この改定は、保険料の急激な負担増を避けるため、昭和五十一年度までの間に段階的に行なうこととするとともに、賃金日額の低い第一級及び第二級の被保険者負担分について軽減措置を講じております。

最後に、この法律の実施の時期につきまして、昭和五十年一月一日としております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切にお願い申し上げます。

○野原委員長 これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

この際、午前十時三十分まで休憩いたします。

午前九時四十八分休憩

午前十三時三十分開議

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

雇用保険法案、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の各案を議題とし、質疑に入ります。

○枝村委員 私は雇用保険法の問題について質問をかわしたいと思っております。

ここに提案されました雇用保険法案は、さきの第七十二回国会で十分に本委員会では審議を尽くしたのでありますけれども、結局は廃案になったのであります。その廃案になったものが、内容を要せずそのまま提出されております。したがって、本来ならば、このままの状態を審査したり、あるいは成立させられるはずがないというの一般的な常識であろうと思っております。しかも今回のきわめて短期間の臨時国会でありますだけに、なおさらそのことはいえるのではないかと思っております。それにもかかわらず、政府はこの法案を成立させることに、われわれから見ますと異常な力を尽くしているように見受けられます。そこを考えますと、それにはそれだけの重大ないわゆる決意と条件が具備されていなければならないと思っております。また国民を納得させるだけの内容が示されるのが成立の条件となるわけであると私は思っております。しかし、出されたそのものは廃案になったときと同じような内容、もちろん修正は含まれておりますけれども、そうなっている。

そこで、この際、大臣の率直な気持ちをお聞きしたいのであります。あなたは、法案成立を期するために、いま申しましたような経緯のあるこの雇用保険法案でありますだけに、どのような決意をもってこれを成立させるというお考えであるか、それをお伺いしたいと思います。

○長谷川国務大臣 枝村議員ただいま御指摘のよう

うに、前の国会で雇用保険法案を提案いたしましたし、長い御審議の上に、そしてまた御熱心な御検討の上に、おっしゃられたようないろいろな修正、御意見が与野党の間に生まれて、この委員会は通過し、衆議院は通過したわけでありまして、このたび私がぜひこれをまたお願い申し上げたいと思っております。最近失業情勢、雇用情勢が非常に深刻になってきていることは毎日の新聞で御承知おきのとおりであります。こういう情勢にこたえていくことが政府の重大な責任である。しかもこの法案には、皆さんが御審議いただきましたように、失業補償機能の強化と失業の予防のための積極的な施策を盛り込んでおられたということは万々理解しているところであります。しかも今日各方面からありとあらゆる、知事会、議長会、マスコミあるいは最近の雇用情勢の非常な悪化している組合、業界、こういう方々から毎日のように私たちは陳情も聞き、またその実態を知れば知るほど、何といたしてもこの国会において諸先生方の御審議をいただいでこれを通過させまして、そして各方面のこういう社会経済の不安な状態のときにおこたえしたい、こういうことでございますので、何ぶんひとつ御審議の上、すみやかに御可決あらんことを心から期待するものであります。

○枝村委員 大臣の決意は、いまの発言だけではなみなみならぬものだというように受け取れませんが、しかし前回のあの経験もあなたはなめられておるのでありますから、今度はどう、そういうお気持ちのあることはよくわかっております。今日の雇用・失業情勢の中で、この法案が通ることによってどれだけの影響を与えるか、そしてどういふふうな役に立つかというふうなことは、この法案の持つ実行力にかかっていると私は思うのです。それで、労働者や関係者の不安をなくすためには、明確な、しかも具体的な、できれば数字を示して措置する以外には私はないと思っております。いままでの大臣の御発言によりますと、これはちょっと精神的訓話に類するもののような気がいたします。しかし、いまから質疑をかわ

わす中で明らかにされるかされないかはわかりませんが、また与野党との間でいろいろな折衝をする中でそういう具体的なものが出てくるか来ぬかわかりませんが、そういういわゆる具体的なものを示さなくては、先ほど言いましたように、国民が納得するということにはなかなかならぬ。しかも、この雇用保険法案が施行されて、そしてそれで受ける人々というものは、これは早い話が、そのために犠牲になるあるいは弱い人たちのためのものでなければならぬということになりますと、ますますそういうことがいえるのではないかと思っております。わずかな審議時間しかありませんけれども、この衆参を通過して、雇用・失業不安を解消するためのあらゆる対策を、ひとつひとつ先ほど言いましたようないろいろな審議、折衝なども通じて打ち出していきたいと思います。思いますが、また労働者も、そのために大蔵省との関係その他の関係各省庁との折衝もありましようが、そのために従来からいろいろな壁になっておることも私もよく承知しております。ひとつそれを決意をもって乗り越えて、万全の措置をされるべきだろう、このように私は考えております。

現在、労使の関係あるいは諸団体や各階層の人から多くの対策の要求事項が出されておると思っております。わが党も雇用保障法案なるもの、要綱をすでに定めておりました。近く国民の前に明らかにする手はずになっております。今日の情勢の中の雇用安定のための緊急措置についての諸要求も政府に出す運びになっておりますだけに、こういうものをひとつ十分しんしゃくして、取り入れられるものはどんどん取り入れて、直ちに実行するように強く望んでおいております。

長谷川労働大臣は、先ほど言いましたように、雇用保険法案を手がけられた最初の方であります。運がいいか悪いかわかりませんが、ね。また再提出にあたって担当されることになったのでありますから、そして、しかも関係者からのいろいろなうわさを聞きますと、あなたはたいへん理解のある方だというように評価されてお

ます。それだけに期待が大きいと思っております。今回の法案の中にあなたのその情熱を十分結晶になるように組み込んでもらいたいということを強く要望しておきたいと思っております。

そこで、具体的な質問をしていきたいと思っておりますが、その前に最近の雇用・失業情勢の状況と今後の見通しなどを伺いたいと思っております。以下数点にわたってやりますが、私の持ち時間がわずかしかありませんので、私も簡潔に質問いたしますから、簡潔に答えていただく、そういうように運んでいただきたいと思います。

○遠藤政府委員 お尋ねの最近の雇用情勢でございますが、御承知のとおり、昨年暮れの石油危機以来、日本経済が戦後始まって以来の非常な不況に見舞われておりました。その影響を受けまして、時間外労働、労働時間、残業時間の短縮でございます。同時に、さらに進んで操業短縮、一時帰休というふうな情勢がさらに深刻になってまいりました。

で、この夏から秋にかけては、最終段階でいよいよ人員整理あるいは工場閉鎖といったような事態が相次いで起こってまいっております。そういう情勢がこの九月、十月きわめて深刻になってまいりました。こういう不況の影響を一番受けております繊維、電機、こういった業界だけをとりましても、すでに十月の時点でこういった人員整理、一時帰休を行ないました企業が百件をこしておりました。対象労働者数で五万人、こういう状態になってまいっております。

こういうことから、全体といたしましては、いままで非常に求人難、こういう労働力不足が強く叫ばれておりましたにもかかわらず、十月になりましたら、求人倍率が初めて一を割って〇・九六にまで落ち込む、こういう状態でございます。また失業保険の受給者にも、二五%を上回る増加を示しております。また完全失業者も、昨年の十月に比較いたしますと、四〇%増の七十五万人を数え

ます。それだけに期待が大きいと思っております。今回の法案の中にあなたのその情熱を十分結晶になるように組み込んでもらいたいということを強く要望しておきたいと思っております。

る、こういう状態になってきております。今後私どもは、こういう深刻な不況に對しまして何とか雇用政策を引き締めてまいらなければなりませんけれども、しかしながら、当面行政の最大の課題は、やはり何と申しましてもインフレの克服、経済の安定、雇用に安定させていくということでございますが、そのためには何と申しても現在行なわれております総需要抑制策は今後引き続き堅持されなければならぬということになります。当面いましてはやはりそういった引き締め策が雇用の面に相当強い影響を及ぼしてくるのであるという事は、私どもは覚悟せざるを得ないと考えておるわけでございます。したがって、この年明けから来年の一月三月にかけて、こういうきわめて緊迫した雇用・失業情勢がなお強まってくる、こういう状態が続くであろう、こういうことを考えておりました。これに對する私どもの雇用政策につきましては万全を期してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○枝村委員 失業情勢の悪化に對処するために政府はどのような考え方で臨むかということですが、いままでの私どもの受ける政府の宣伝による印象は、この雇用保険法案が通れば大きな役割りを果たす、こういうふうな受け取られるようなやり方をされておるし、少しことばをきつくと、雇用保険法案が通る、万能、これによつてすべてどうかなるといふような、こういう印象を国民は受けておるようであります。それで、もちろんいい面もありますが、そうでないところがあります。特に女子労働者や若年の労働者など、あるいはその他の最も弱い層には、むしろこの法案は現行の救済措置よりも大きく後退している部分もあるわけなのでありますけれども、對処する上できわめて不十分な点が多いと思ひます。これらについて、最初にそれをお認めになるかどうか、こういう点の基本的なところをお答え願ひたいと思ひます。

○遠藤政府委員 現在置かれておりますきわめてきびしい雇用・失業情勢の中で、現行の法制あるいは現行の行政措置、こういったものではこれに對処していくためにはきわめて不十分であるという事を私どもも考えておりました。先般の通常国会で雇用保険法案の御審議をお願いしたわけでございまして、もし先般の通常国会でこの雇用保険法案が成立したとすれば、ただいま申し上げましたような、この秋以来の深刻な情勢は相当部分事前に予防し、緩和することができたであらうと私どもは確信を持っておるわけでございます。しかしながら、ただいま御審議をお願いしておりますこの雇用保険法案が施行されますまでの間は、現行の諸制度をフルに活用することによつてこれに對処していくはかばかはないと私どもはかように考えておる次第でございます。

この雇用保険法が万能であるか、こういうお尋ねでございますが、私どもも決してこの雇用保険法そのものだけが万能で、これをもって事足れりと考えておるわけではございません。しかしながら、現行の諸制度がきわめて不十分であるとするならば、私どもは何として、これからのこいつたきわめて重大な雇用・失業情勢に對処していくためには、まずその第一弾としてこの雇用保険法案を成立させ、その持つておる機能をフルに活用することによつて對処していく、さらに積極的な雇用安定のための政策を進めていくということも、私どもに課せられた使命である、かように考えておる次第でございます。

○枝村委員 万能でないということをお認めになりましたが、将来この法案が成立した暁には、これを出発点、基盤として、行政面でもすばらしい諸施策をとつて失業の不安のないようにする、という決意と受け取つてよろしうございませぬ。——そのためには、先ほど言いましたようないろいろな当面の諸要求の問題についても本気で取り組んでいく、できればこの法案成立と同時にそれらの問題も、付随するといふ意味で、ことばがいか悪いかわかりませぬけれども、同時に解決して国民に明らかにしていく、こういう姿勢を示されるべきである、こういうふうなまた理解し

たいと思ひます。そこで、具体的にいきますが、雇用・失業情勢の今日のもとで、幾ら若年者の就職が前よりも容易になったとはいえ、しかしわずかに九十日の給付日数では再就職のための十分な活動はできません。そればかりでなく、私は基本的に、三十歳未満の者は何年つとめても九十日というのは、現行の既得権の大幅の侵害である、こういうことはどうも基本的な差別に類する問題であるような気がするのであります。たとえば、十七、十八歳で就職した人が三十歳までつとめて、まあ大体十二、三年の勤務ということになるのですが、この人でも九十日という制度になつてくるわけなのです。これは前七十二日という中心になつてたいへんな論議を呼び、若干の給付日数のあれがありましたけれども、どうもこれはたいへんだ、やはりこれがいまま一番問題になつておると思つておるのです。ですから、この所定の給付日数について再検討する考えはありませぬか、こういうのが第一の質問です。

○遠藤政府委員 現行の失業保険法の中のいわゆる失業補償と申しますか、失業期間中の補償のあり方につきましては、これは昭和二十二年に制定されました失業保険法が、その後幾たびかの改正によりまして今日の姿になつております。その失業補償のしかた、あり方につきましては、いろいろと各界、各方面から御意見をいただいております。こういふきわめて深刻な失業情勢を迎えてまいりますと、現行の失業保険法による制度では十分な對処はできない。これは先般来この委員会におきまして、各先生方から御指摘があったとおりでございます。

それではどうすればいいかということになりますと、就職のむずかしい人についてはできるだけその再就職までの期間を補償する、こういうことがどうしても必要なことではなからうかと思ひます。この数年來労働力不足が深刻になつてまいりまして、求人難といふことで、ここ数ヶ月求人条件がきびしくなつてまいりましてはおりますけれども、そういう長期的な労働力不足の中で、なおかつきわめて就職の容易でない方々、これがやはり中高年であり身体障害者であり、あるいは社会的にいろいろの問題をかかえた方々である。それに比較いたしましたら、こういう失業情勢が深刻になりまして、なおかついわゆる若人たちにつきましては、新規学校卒業者と並んでやはり金の卵といわれるような状態でございます。先般来人員整理が行なわれ、あるいは工場閉鎖が行なわれた、そこから失業を余儀なくされた方々の中でも、三十歳以下の若い人につきましては求人数が十倍に及ぶ、こういうことで、二週間、三週間、一月などという期間を経ずして、いままで以上の条件で就職が確保される、こういう状態でございます。しかも現行制度によります失業保険金の給付日数を実績を調べてみますと、三十歳の若い人につきましては平均六十日前後という実績が残されております。こういうことから考えますと、やはり就職のむずかしい人により手厚くする、若い人は、いままでの実態から見ると、これからの雇用情勢の推移を見た上で、それに必要な十分な補償を確保する、こういうことで考えてまいります。私どもは今回の雇用保険法に盛り込まれた、就職の比較的容易な三十歳未満につきましては、これは年齢によつて差別するといふことでなくて、実態に最もふさわしい形の補償制度をつくるということであれば、九十日十分ではなからうか、こういうふうな考へた次第でございます。

ただ、この点につきましては、確かに情勢がいろいろと変化をいたします。今回のように失業情勢が深刻になりますと、新しい雇用保険法に盛り込まれております個人別延長あるいは地域別の延長、あるいは広域延長、全国一律の延長、こういう失業事象の度合いに応じて、九十日が六十日なり九十日なり延長される制度がつけられております。私どもは、若年者といへども、失業という事態に追い込まれた場合には、再就職をいかにお手伝いするか、その間の生活の安定のための補償を充実させるかということにつきましては、十全

の対策を講ずべきである、かように考えておられます。したがって、この雇用保険に盛り込まれた給付延長の制度を、即ち十分活用できるような体制を確立していきたい、こういうことによつてその補償措置に欠けることのないよう万全を期してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○枝村委員 基本的な考え方と、当面の問題にどう措置するかという点について若干お触れになったわけですが、私はこの段階ではあまり深く追及することは差し控えたいと思つて、しかし、個人別延長、全国延長で対処するということが、なんでも、その具体的な運用の基準ですね。基準の設定を新たにと言われたのですけれども、そこはどこに求めてどういうふうにするかという点について、いさし明らかにしてもらいたい。

○遠藤政府委員 給付日数の個人別延長につきましては、これは情勢が深刻になりました場合に、就職困難な状態というのを対象にしてこの延長を実施する考えでありまして、この場合には、年齢とかそういうことだけで定めるわけではございません。したがって、失業した人が九十日なりあるいは百八十日なり三百日なり、それぞれの所定給付日数をこえてなお就職できないような状態に客観的に置かれる、たとえば、一つの例をあげますと、不況産業から離職して非常に困難な状態に置かれる、こういう事態もあり得ると思つて、そういうものを、この給付延長の基準を設定いたします場合に、関係の審議会、雇用保険法について申し上げますならば中央職業安定審議会です。その基準に基づいて、この給付延長の制度を実施に即して運用してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○田邊委員 関連。いま御答弁がありました、私はいは、この春の情勢とここ数カ月の情勢は非常に変わってきていると思つて、ですか

ら、さつき局長から答弁がありましたように、確かに年齢によって格差を設けるという方法は、中高年の雇用が非常に不安定な状況の中では一つの考え方ではあるわけですが、それはあくまでも前提があると思つて、それはやっぱり若年労働者は再就職が容易である、こういう大前提があると思つて、若年労働者でもかなり再就職が困難な面が出てきている、こういう判断をしないわけにはいかぬところだと思つて、確かに現在の失業率一・四％ぐらいの状態は、アメリカの六％に近づこうというふうな状態とはまだ比較にならないけれども、日本の土壌からいえば、きわめて人間が多いわけですから、しかも経済基盤が弱いわけですから、そういう点から見ると、単純計算では比較にならない不安定要素が非常にふえてきていると思つて、

そこで、婦人少年局長に、婦人の立場から見て、現在のこの状態に対応して、三十歳未満六十日を修正して九十日の今度の原案ですが、これでは一体対応できるのか。いま枝村委員が言ったように、十五歳で中学卒業した者は三十歳までという十五年勤めですね。それから高校卒業十八歳、それでも三十歳未満という十二年勤め。いわば十年以上というままで二百七十日の既得権益が大幅に縮小されるという状態なんですね。しかし局長が言ったように、これは中高年に比べれば再就職が容易だという比較論からいえば、そのとおりですけれども、私この間通産省へ私のほうの繊維業界の人たちを連れていった。現在の繊維業界はまだ全体の産業のうちで三割ぐらゐの生産高だけれども、これを二割ぐらゐに減らさなければならぬ。いわゆる三分の一のストラップさなければならぬ。繊維業界は共存共栄ならぬのだ、こういうふうな言い放つておられるわけですね。そういう状態の中で、特に繊維産業に多い女子労働者などはきわめて困難な条件に置かれているのじゃないか、こういうふうな私に思つて、ありまして、いわば若年労働者であり、婦人の労働者の再

就職は現実には困難であり、この困難な状態というものはしばらく続くと思つなければならぬ、いまの産業構造の状態から見て、こういう中で、これにいま枝村委員が質問されたような個別な面あるいは全国的な不況という、こういう条件だけで一体救済できるものかどうかという点に大きな心配を持って、ひとつ婦人少年局長から御答弁をいただきたい。

○森山政府委員 雇用保険法案におきましては、ただいま職業安定局長から御説明申し上げましたように、給付の日数についての考え方は、相対的に再就職の容易な者と困難な者というものを、年齢によりまして区分しているわけでございます。この考え方は、特に婦人について女子だからという理由できびしい取り扱いをしようというものではないというふうな理解しているわけでございます。

○田邊委員 だめだ、そんな……。ぼくは別に婦人だから優遇してくれとかあるいは特別の措置をしろと言っているのじゃない。現在の状態を見れば、若年労働者の中で特に再就職困難な者は婦人ではないか。そうじゃないと言つて、婦人は再就職が容易だと言つて、そんなら別ですけれども……。したがって、そういう者に対してはやはりいろいろな措置がとられようとしておられるけれども、それだけでは十分ではないか、か、そう思いませんかと。そういうことについて、十分だと言つておられるけれども、いまのうちに何か私の質問を取り違えて答弁されるのでは納得いきませんので、その点に対してもう一度念を入れて御答弁をいただきたいと思つて、

○森山政府委員 確かに先生のおっしゃいますように、婦人につきましてはいろいろな男性と違つた条件があることも事実でございますが、特に婦人の中で考えましたときに、若い婦人と中高年の婦人のことを考えますと、年齢的に若年の女子のほうが再就職が容易であるというふうな理解して

いるわけでございます。○遠藤政府委員 たいだいま田邊先生から御指摘ございましたように、たとえば非常に女子の就業者の多い繊維産業等につきましては、今回の不況のみならず、ただ単にそれだけでなくて、今後、繊維産業それ自体の体質の問題もございまして、構造改善とかそういうような問題が出てまいりますと、当然繊維産業に従事している比較的多い女子労働者が他に転身をしなければならぬ、こういう事態が起こり得ることは私も予想されると考えております。そういう際に、女子労働者だからどうかということではなくて、こういう一つの例が過去におきましてありましたような衰退産業あるいは転換を余儀なくされる産業、そういうところから失業を余儀なくされる若年の労働者、こういうものにつきましては、若年である中高年であるを問わず、先ほど申し上げましたような個人別延長あるいは地域的な延長、こういう措置を十分に活用することによりまして、御懸念のようなおる次第でございます。

○枝村委員 いまの局長の答弁だけでは、これは納得できるという話の前話であります。しかし、まあこれ以上言いませんが、少なくとも具体的に運用する場合の基準とかなんとかいふものをきめていくにしても、これはまた審議会なんかにかければ、たいへん時間がかかるわけですね。問題は、いま起きておる不況、それから、いろいろな倒産その他の企業がたたくさん出ておるところとか、少ないところもあるでしょうけれども、そういう地域に対して直ちに手を打たなければならぬという問題から、いまの九十日ではいかぬ、特に年齢の問題として今度の雇用法案は出ているので、すから、ですから、どうしても私の主張は、従来から唱えておられますように、やはりこのものと、いま九十日よりむしろ、百八十日ですか、いま九十日を百八十日に一律に上げていくべきだという主張は今日も撤回しておりませんが、そういう意見もきわめて、わが党それからそ

の他自民党の中の方にもあると思いますが、多くの人々が要求しておられる問題として十分検討の余地を残しながら、何かそれに近い、問題がいろいろあれば、やはり直ちにでき得る措置をするように強く私は要望しておきたいと思っております。

その次に、今日の雇用・失業情勢のもとでは、最も被害を受けるのは中小零細企業の労働者であろうと思っております。昭和四十四年の失業保険法の改正によつて、五人未満の企業については全面的に強制適用することになっておりますが、現在まで製造業等の四業種については適用拡大されていないことは、これはどう見ても政府の怠慢である、こういうふうな思ふのです。この雇用保険法案では全業種に適用を拡大することになってはおりますけれども、その施行が五十年四月一日に予定されておりました、失業給付を受けられるのは五十年の十月以降であるということになりますね。そうすると、現在の未適用の零細企業から離職してくる労働者には何らの救済措置がないということになる。この雇用不安のもとで、これらの最も弱い層の労働者の対策が放置されておるといふことは、これはきわめて重大な問題だと考へるのであります。これらに対してどのような対処をするか、これについてお伺いしたい。

○遠藤政府委員 たいだいまの、いわゆる小零細企業で働く人たちの失業問題に対する対策が不十分だ、確かに御指摘のとおりでございます。従来、各社会保険を通じて、五人未満の零細企業については適用されないというのが実態でございます。私も今回の雇用保険法におきましては、一人でも雇えばすべて適用する、こういうたてまえを貫くことにいたしております。従来五人以上の企業につきましても、法的には適用になつても、現実には適用の手続がとられておりませんと、具体的に給付なり補償措置が講ぜられない、こういう、実際問題としてきわめて不備な問題がございました。私も今回の雇用保険法におきましては、法的に適用対象ということになれば、具体的な実際の適用手続が行なわれてなくても、そ

こから離職をした人については失業補償が行なわれる、こういう制度的な立て方を完全に受えたわけでございます。したがって、四月一日以降は、どういふ事態であらうとも、そこから離職した人は完全にカバーされる、こういうことになるわけでございます。

しかしながら、それまでの間、いま御指摘のような、四月一日に施行になりますそれ以前の未適用事業所、あるいは四月一日から適用になりませんが、いわゆる失業給付の資格がつかまでの間の離職者、こういった点につきましては確かに御指摘のとおりでございます。私も、この点につきましても、法的な雇用保険法によります給付の対象とするのは、これは法律制度上きわめてむずかしい問題でございますが、現在雇用対策法の規定によりまして転換給付による手当制度がございます。ちょうど昭和二十二年に失業保険法が制定された当時、失業保険法による新しい保険給付の資格がつかまでの間失業手当制度を別に設けておりました、新しい失業手当法という法律によつてそれまでの間をカバーする制度がつけられました。ちょうどそれと同じような関係になりますので、私も、こういった小零細企業で働く人たちの経過的な失業給付をどうするかということにつきましても、この転換給付制度によります手当を最大限に活用することによりまして、できるだけ新しい雇用保険法による失業給付に近いものが補償できるように対策を講じてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○枝村委員 次の質問をします。  
総需要抑制政策がどんどん浸透していくに従つて、出かせぎ労働者の求人も次第に減少しておると伝えられるし、採用の取り消しとか早期解雇などが相次いでおります。時間がありませぬから、その状況、どうなつておるかというところは答えてもらわぬでもいいですが、このような短期雇用労働者に対する五十日分の一時金制度を実施することとは、このような出かせぎ労働者をきわめて大きな不安におとしおられるということになります。こ

れについてひとつ再検討を行ない、少なくともその施行を延期すべきじゃないかというわが党の考え方を持っておるのですが、この問題についていかがでしょうか。

○遠藤政府委員 こういう不況のしわ寄せが一番受けやすい季節出かせぎ労働者の問題につきましては、確かに御指摘のとおりでございます。私もたいへんこの問題に対して関心を持っておったわけでございます。  
先般、長谷川労働大臣の御指示によりまして、北海道、東北それから九州の一部につきまして、私現地を見てまいりました。確かに御指摘のように求人がかなり減つております。昨年と比較いたしますと四〇％ぐらゐり求人減つております。しかしながら、出かせぎにつきましては、求人が求職を過去数年非常に上回つております関係上、四〇％減りましても、なおかつ出かせぎに出たいという求職者に対しては求人が十分これをカバーできるだけの状態がまだ持続いたしておりました。

「委員長退席 大野(明)委員長代理着席」  
したがって、その点は私は当初懸念したほどではないということ、まずまずはつとしておつたわけでございますが、だからといって私は、この出かせぎの人たちの出かせぎから帰つたあとの給付の問題につきましても、いかにするわけにはまいりません。先般来御説明申し上げましたように、出かせぎから帰つて現行の失業保険法による給付を受けておる人たちの実態を十分わきまえながら、こういう人たちが過去において受けておつたものに大体匹敵する程度のもを一時金として給付する、こういう考え方で今日まで来ておるわけでございます。  
過去の実績を見ますと、大体地域によつて若干の差がございますけれども、平均的には四十七、八日から五十日前後というのが今年までの実績になつております。私もその実績を踏まえてこれを一時金という制度にいたしましたわけでございます。むしろ私どもの耳には確かに現行の制度を続

けるという御要望も入っておりますけれども、いままでのような安定所に月に二回出ていって、ほんとうは働いていられるけれども働いてないんだ、失業しておりますと言いつつながら、何とか、いやな気持ちを持ちながら保険金をもらわなければならぬというよりは、一時金をもらつて、そしてさつと働きに出られる、こういう新しい制度をぜひ早くやつてほしいという御要望も承つております。

私も、先般、通常国会におきまして、この委員会におきまして御修正いただいた線が最も妥当であろうか、かように考えておりました、この点を再検討することはいまのところ考えておられません。  
○枝村委員 おつてもおらぬでも、この国会を通じて与野党でいろいろ話をしていきます。その結果は労働大臣は尊重するんでしよう。  
○長谷川国務大臣 私は、人生で一番不幸なものは失業だと思つております。ことに私のように、先ほど予算委員会で岡田春夫君の話を聞いておりました、昭和初年の不況の話が出て、失業者の話が出ておりました。社会が非常に暗いときの話が出ておりましたが、そういうことからしますと、皆さんに御審議いただいております。この雇用保険法案でまず一ページをめくつて、お互いの力でひとつお手伝いをする、そうしておいてその次にまた持つておる私たちの考え方なり御推進されておる問題などにおいてやれるものがあるならば一つ一つ片づけていく、こういうふうな考えでございます。ぜひそういう意味において、いままでも御審議いただきましたこの内容については、先生方のほうがお詳しいこと、でございますから、十分に御審議いただきながら御協力をいただきたい、こう思つておる次第でございます。

○枝村委員 あまり回答になりませんが……  
それと、給付日数の五十日、これは一時金であっても、九十日が五十日になつたのですから、これを何ぼか増加させるといふ意見も当事者の中にはあるのです。あなた、聞いちゃおらぬというふうな顔をしておられるけれども、あるのです。これも

当然検討の問題としてはいいということだけひとつ要望しておきます。

それから一時帰休や短縮が、先ほど説明がありましたようにどんどん進んでおりますが、これに対する対策を今度の雇用保険法案の目玉商品として政府自身は自稱していらっしゃるわけですが、確かにそういうことも見えるのであります。確かに施行が五十年四月からでは、現在の雇用と失業の不安解消にはあまり役に立たぬ。緊急に来年早々から休業時における賃金を補償するための対策を実施すべきではないかというのが圧倒的な声だと思っております。

○遠藤政府委員 確かにこの雇用保険法の早期成立を要望されております関係労使団体あるいは地方自治体、こういったところでは、その中の一つの大きな目玉になっております。こういう不況の際における雇用調整対策を早急に実施しようという強い御要請を承っております。私も、この六月の通常国会で成立させておいていただけだと残念に思っておりますが、しかしながらこの国会が十二月二十五日まででございます。十二月二十五日に成立をさせていただきます。それから一月まで一週間しかございません。物理的にもきわめてむずかしい問題でございます。また制度的にもいろいろ問題がございます。これを一月から即刻実施しろという枝村先生たいへん御理解のある御質問でございますけれども、私どもはたいへんむずかしいことではないかと考えております。しかしながら、だからといって四月一日まで漫然と放置していいと考えているわけではございませんので、現行の諸制度をこの雇用保険法の趣旨に沿って十分活用することによって、できるだけそれに近い対応策を講じてまいりたい、かように考えております。

重してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○枝村委員 これは一月から直ちに施行するよう強く要望しておきます。その次に、最近どんどん進んでおりますインフレの中で労働者が失業の不安と生活苦の二つの苦勞に悩まされておるのですけれども、失業した場合のただ一つの救いであった失業保険金の給付が、政府の提案の雇用保険法では最低日額が千二百円、月額に直して三万六千円です。これではとうてい生活が支えぬわけでありまして、最低日額の大幅引き上げをはかるべきではないか、こういうふうにお考えおるのですが、どうしてお考えかお伺いします。

○遠藤政府委員 この点は確かに先生御指摘のとおりでございます。特に賃金額の低い層につきましては、私どもは十分配慮していく必要があると考えております。実は現行の失業保険法におきましても自動スライドの規定がございます。この春の賃金引き上げによりましてかなり賃金の上昇が行なわれております。その結果を受けまして、ことしの十月一日から三三%失業保険金の日額の引き上げを行なったわけでございます。さらにこの雇用保険法におきましては、これに三三%上げて最低額を千二百円とする、こういうことで御審議をお願いしているわけでございまして、この最低日額につきましては、私ども、賃金の低い階層に属する人たちにしましては今後とも十分配慮をしております。かように考えておる次第でございます。

せんのは、これはむしろ政府の怠慢であると同時に、政府も同罪であるといわれても仕方がないと思っております。ですから、公的な制度として未払い労働債権を、賃金債権ですか、これを救済するための制度を確立する必要があると思っております。これはどかが答えるのですか、基準局長ですか。

○東村政府委員 たいま御指摘のように、不況が深刻化する中で不払い賃金の状況が変わってきております。本年の九月末における未払い賃金の不払いの累計は千五百件、対象労働者数で一万四千人、金額で二十九億円となっております。増加する傾向にあると思っております。

問題は、いま先生御指摘のとおり、賃金不払いといえます。労働者の生活の唯一のたてがみでございます。たいへんな問題でございます。私どもは総力をあげましてこの問題についてとにかく早期発見して早期措置するという態度でやっております。現にそういうふうな状況でございまして、解決はしておりますが、さらに今後のことを考えまして、今月十三日に賃金不払いの未然防止をはかるため、関係業界等に警告を發したところでございます。いま先生御指摘の賃金債権を救済するための制度という問題がございますが、私どもも賃金債権を確保するため、賃金債権について強力な先取り特権を設けてはどうか、ないしは何らかの救済制度を設けてはどうかという御意見があることも存じております。ただ、この問題は公租公課その他私法上の債権との関係等、検討を要する問題が多々ございますので、今後十分に研究してまいりたい、こういうふうにお考えしております。

○遠藤政府委員 この未払い賃金の救済制度の問題につきましても、過去十年來いろいろと議論をされてきたところでございます。私どもは、こういう人たちが、たとえば中小企業等で倒産によって賃金が払われない、こういう人たちは実は失業補償——現行の失業保険法なり今後雇用保険法により、失業期間中の生活はある程度保障されるということでございますけれども、過去において労働を提供してその対価が支払われないまま放置されるということにつきましては、これはたいへん大きな問題だと思っております。

今回の雇用保険法におきまして、いわゆる不況による一時休業に対して、労務を提供しない、労働を提供しない期間中のいわゆる休業手当、賃金について何らかの国の援助制度をつくっていくという、こういう考え方が今回新しくできたわけでございます。となると、現に働いた者に対する賃金の補償が、いまなおただ単に基準法によって使用者に義務づけられている、あるいは罰則が設けられていては足りないんじゃないか、当然あってしかるべきじゃないかという御意見も非常に強く私ども承っております。ただいま基準局長がお答えいたしましたように、非常にむずかしい問題がたくさんございますけれども、そういう基本的な考え方によって、私ども、この雇用保険法ができましたならば、いろいろな現行の諸法律、諸制度の中で、こういうものを検討いたしました上で、できるだけ早い機会に制度的にこれを救済できるような方途を講じてまいりたい、検討してみたい、かように考えております。

○枝村委員 もう時間が来ましたので、あとまだ二、三ありますが、これは私のほうから言います。三事業の労使運営委員会制度の確立とか、中高年の常用就職支度金の適用五十五歳を四十五歳とするなどのいろいろな要求がまだあるんですけれども、これらはひとつ審議会やその他の中で十分論議するなり、あるいは運用の面でこのわれわれの要求が十分生かされてくるように御努力をお願いします。



問題はないのですけれども、仕事が終わって、うちへ帰ってテレビでも見ておる、そういうときに住々にして発生をする。この場合の業務上の認定がたいへんに時間がかかるといわれておるのですね。したがって、ここで当局のほうではつきりひとつ検討を約束していただきたいのは、今日まで労災裁判も数多く行なわれておる、さらに行政実例でいろいろな拡大解釈をされてきておるのですから、もう技術の進歩だ、何だかんだと言つて将来のことを予測するよりも、今日の時点で頸肩腕症候群、腰痛症といったような、その他新しい職業病については、これは業務上であるというところをはっきりと、大体もうはつきりされておるケースが多いのじゃないか。ですから、昭和四十三年二月二十一日の、おたくのほうから出た基発第七十三号ですか「腰痛の業務上外等の取り扱いについて」、これなんかもう古い時代のものですから、この際新しい見地に立って、あまり争いを起こさないために、これはこういうものは業務上にしますという新しい基準通達というものをつくり上げていく必要があるのじゃないか。そういう点について当局のほうではどう考えておられるか。

○東村政府委員 たいま業務上外の認定の手續といいますが、そういうことは申し上げたわけではございますが、御指摘の中にごさいましたように、頸肩腕であるとか腰痛であるとか、こういういわば非災害性と申しますか、職業性疾患といわれる問題につきましては、その発症の機序といえますかメカニズムといえますか、そういうものでもまだ非常に未解明の分野がございます。しかし、そういうことはおられませんので、私も一応の認定基準というものをつくりまして、その認定基準に合致すれば職業病ないしは業務上の疾病であるという判断をするわけでございますが、ただいま申し上げましたようになかなかむずかしい問題でございます。問題が新しく出てまいりますとなかなかその基準では対応できないという問題もございました。しかし、いま御指摘のごさいました

ように、それではなかなか労災の業務の処理が円滑にまいりませんので、たとえば頸肩腕症候群についても認定基準を改める、さらには御指摘の腰痛についても、専門家会議を持ちまして腰痛の業務上の認定についてもつと円滑にいくようにその認定の基準を改めるといふ態度で現在検討しているところでございます。

○田口委員 検討をさせていただいておることはたいへんけっこうなんです。今日までの私がちょっといへば聞く話の内容によれば、どうしてもお医者さんの診断書ということが一番のきめ手なんです。ところが、お医者さんのほうも、医者の技術どうこうというところをいうんじやありませんよ、たとえ腰痛症の場合には、何とか性ヘルニアというんですか、そういうものとまぎらわしい。それになるとこれはもう業務上にはならぬわけでしょう。ですから、いま検討をされるという中身の中に、さっきから私が何回も言っておりますように、労災裁判や行政実例をずっと積み重ねてきておるのですから、一つの経験則として、こういう仕事を長く続けておつたら、そこで起こる腰痛なりまたは頸肩腕症候群なりその他の職業病といわれるようなものは、これはもうよほどの事情がなければ、限り業務上と認定をする、こう言いかけても差しつかえない時代にきておるんじゃないか。ただお医者さんの診断書が唯一のきめ手というんじやなくて、いままでずっと積み重ねてきた行政実例なり作業態様というものを、これは申請があれば文句なしに職業病にする、こういうふうにしてしまえば、さっき言った審査会への不服申し立て、さらにそれに対する不服で裁判に申し立てる、こういった時日をかけてその間労働者は何もかも自費でやらなきゃならぬわけですから、その点もひとつ検討の材料にならないかどうか、その点だけ。

○東村政府委員 たいま申し上げましたことの繰り返しも若干入るかも知れませんが、要するに、いま先生おっしゃったようなこういう業務につ

ついていたらば、これくらい長くやっていたらこういうふうな腰痛が起るであろうというのがある。いろいろの症例なり積み上げて明らかになってくるならば、そういうことをきちっとしたらどうかというお話でございますが、それは私も一般論としてはそのとおりだと思いますが、こういう業務にどういう長さに従事したらどうかということに、いざ具体的な業務上の認定基準をつくるという際の苦労があると専門家が言っておるわけでございます。特に腰痛などは、たまたま先生お話しございましたように、自宅におつても起こるんじゃないかと職場外でも起こるんじゃないかというふうな問題も実はございます。しかし、いざいいたしましても腰痛の問題は、いざいいたしましても、一歩前進しながらいま私申し上げたようなことが明らかにするようないふら、そういう業務上の認定基準をつくりたいというふうにごさいます。

○田口委員 じゃ、ひとつその検討を早く進めていただくことを要望しまして、次に進みたいと思

これもまあ理屈を言えはなるほどということなんです。私はむずかしいことはわかりません。それは前もって言っておきたいのですが、この別表の労災の障害等級表ですね。一級からずうっと級がありまして、その等級表の内容を見ますと、たとえば第一級が「両上肢を肘関節以上で失つたもの」であるとか、さらに二級の場合には「両下肢を足関節以上で失つたもの」であるとか、いろいろ障害の程度が書いてあるのですが、ある人と言わすと、この労災の障害等級表はまるで肉屋み

たいだといふんですね。腕一本切ったから、足一本切ったから何級だ、まるでこれは肉屋みたいじゃないか。だからむずかしいと思うのですけれども、労災の補償の原則というのは、災害を発生した時点の労働能力の喪失ということをとん補するのが労災補償保険の原則でありますから、その人が腕一本切つてもその腕による都合というものは、これは軽重という用語があるのです

が、熟練度とかそれから年齢とか、さらにまた技術とかいろいろ差があると思うのです。同じけがをしても、腕をなくしても、そういうことをこの障害等級表の中に、画一的にいまのようにやるのじゃなくて、盛り込ませることが必要なんじゃないかという声が最近強くなってきておる。これはむずかしいと思つておる。主観も入るでしょうし、これは客観的になかなか判定がたいと思つたのですが、そういうことが今後の検討材料にならないかどうか、ひとつお伺いしたいので

○東村政府委員 労働基準法施行規則別表第二で、おっしゃいましたように障害等級が一級から十四級までございますが、そのおのおの具体的な明示がございまして、そのしきたは先生おっしゃるような形になっております。

ところで問題は、いまお話しございましたように、失われた労働能力、稼働能力といいますが、それを補償するということだてまえならば、たとえば年齢であるとか職業であるとか性別であるとかいうものも加味しなければならぬんじゃないかというふうな御指摘かとも思いますが、そういう問題も含めまして、それから障害等級の区割りがどういう十四でいいのかどうか、また障害そのものがどういった場合にはどうするのだとか、それからいまのようなお話とか、これはいろいろ従来から問題にされ研究されております。現在障害等級専門家会議というものを設けて、なかなかむずかしい問題ではございますが、いま申し上げたようなことも含めまして結論を求めべく努力をしております、こういう段階でございます。非常にむずかしい問題でございますが、意識はしておる、こういうわけでございます。

○田口委員 おっしゃるようにならざることはわかるのですが、事不慮の災害によって労働能力を失い、それが原因になって生活に大きく響くわけですから、万人が万人とも納得のいく基準というものはむずかしいと思つたのですけれども、それに対応するような障害等級表、そういうものに

が、熱練度とかそれから年齢とか、さらにまた技術とかいろいろ差があると思うのです。同じけがをしても、腕をなくしても、そういうことをこの障害等級表の中に、画一的にいまのようにやるのじゃなくて、盛り込ませることが必要なんじゃないかという声が最近強くなってきておる。これはむずかしいと思つておる。主観も入るでしょうし、これは客観的になかなか判定がたいと思つたのですが、そういうことが今後の検討材料にならないかどうか、ひとつお伺いしたいので

が、熱練度とかそれから年齢とか、さらにまた技術とかいろいろ差があると思うのです。同じけがをしても、腕をなくしても、そういうことをこの障害等級表の中に、画一的にいまのようにやるのじゃなくて、盛り込ませることが必要なんじゃないかという声が最近強くなってきておる。これはむずかしいと思つておる。主観も入るでしょうし、これは客観的になかなか判定がたいと思つたのですが、そういうことが今後の検討材料にならないかどうか、ひとつお伺いしたいので

ついで、より検討を深めていただきたいと思いま

す。時間がありませんから最後に一つ、一部改正法  
に関連をしておりますが、先般十五日に脊損患  
者の方が車に乗っていきわゆるデモ行進をやら  
れたことは御存じだと思います。その内容につ  
いて、時間がありませんから多くを申し上げませ  
んが、私はただ一つ、脊損患者の方はほとんどは  
うちで、施設じゃなくて在宅のまま療養をしてみ  
える方が多い。その在宅脊損患者の介護料につ  
きましては、逐次お互いの努力によりまして増額を  
されてきておるとは認めますけれども、今日た  
しか一カ月一万八千円。一万八千の介護料とい  
うことでは低きに失するといふ以外に言いはな  
いのです。この前の十五日にデモをされた方の  
声が新聞なんかに乗っておるのですが、一カ月最  
低三万一千九百二十円かかると言っておるのです、  
この脊損患者の連合会の調査によると。です。か  
ら、こういう生活実態からいって、ほとんどの  
方が自分で用をなせない、こういう脊損患者の在  
宅介護料については、一万八千円では低いじゃ  
ないか。少なくともい言った三万一千九百二十  
円という実態があるならば、それに近づける意味  
で、この際三万円程度に引き上げるといふこと  
はどうなのか、こういう点について私はずばりお伺  
いをし、それに対するお答えを聞いて終わりたい  
と思います。

○東村政府委員 御指摘のように、脊損の患者の  
方で自宅療養をしていて、常時介護を要する方に  
対しましては、本年におきましても介護料を月一  
万円から一万八千円に引き上げました。しかし、  
まだまだというお話でございますし、われわれも  
そういうふうにも考えますので、まあ類似の制度  
等もございしますが、それらとも見合ましてさら  
にこれを増額する、改善するといふ努力を続けて  
まいりたいと思います。

○田口委員 では、終わります。

○葉梨委員長代理 次に、島本虎三君。

○島本委員 大臣がまだお見えになりませんの

で、その間一問だけちょっと皆さんに大略の問題  
として、保険行政全体の問題について一つお聞き  
したいことがございますので、その点賢明なる政  
務次官をはじめとして皆さんから御答弁願いた  
いのでありますが、四十八年のたぶん通常国会の  
きだと思いますが、政管健保で定率一〇%の国庫  
補助を新たに付けた際に、弾力条項を発動すれば  
それに従って国庫補助も増加させることができ  
る、こういうような一項があったように存じてお  
ります。本年は二月と十月に医療費の引き上げを  
行ないましたし、二回も一年に上げるのは、これ  
はまさに異例なことになって、弾力条項は  
百分の八まで、これは社会保険審議会の議を経て  
国会に報告する、そういうようなことになってい  
るのでありますけれども、これはもう弾力条項が  
通ると五年以上は保険財政が安定するという含み  
があったはずでございます。それに対して、一〇  
%から一六%の国庫補助をつけるように記憶して  
おるが、これはもうどうなっているのか。また同  
時に、千分の四をこれももうすでに上げてしまっ  
たという、大幅でありますけれども、これに對し  
て国庫負担はどうなっておるのか。大体日雇い健  
康保険の財政の問題は総体の問題として政管健保  
と同じような歩調をとっておりますので、この点  
についての財政的含みをまず先にひとつ解明して  
おいてもらいたい、こう思うのでございます。

○山高政府委員 ただいまの先生のお話でござい  
ますが、国会に御報告申し上げておりますように  
に、保険料率の引き上げは弾力調整規定を適用さ  
せていただいたわけでございます、千分の四を  
この十一月から適用させていただいたわけござ  
いしますが、その結果といたしまして、国庫補助で  
ございしますが、千分の四に連動いたしました千分  
の三十二、すなわち国庫補助額にいたしまして百  
四十一億というものを新たに一般会計から導入す  
るということになったわけでございます。

○島本委員 これもやはりそういうような点から  
して、国庫補助の点並びに最も恵まれない階層に  
対しましての弾力条項に伴う国庫補助の段階、こ

ういうようなものをきちっと整備しておいて、今  
後答申その他がございしますけれども、これに沿  
うて万遺憾なきを期するんではないか、こう思われ  
ますが、私はそういうふうには理解しておるのであ  
りますが、私の理解は当然だと思っております、そ  
うでない困るのであります、一応お伺いして  
おきます。

○山高政府委員 おっしゃるとおりだと思いま  
す。

○島本委員 私のほうでまず聞いておきたい点が  
あるんですが、姿勢の問題から始まるのです。こ  
とに日雇い健康保険のこの改正の問題になります  
と、このことばは使いたくないのですが、いわゆ  
る社会的弱者救済、いまの内閣の目玉の一つの  
行き方でありましてその姿勢の問題にもからまるわ  
けであります。そういうような問題からして、三  
木総理がこの社会的公正、不公平を解消するこ  
とを重点にする、こういうふうな記者会見等にお  
いてもはっきり発表しているわけでありまして、弱  
者対策といわれるこういうような事象からして当  
然これは必要なことであり、その意味におきまし  
ても日雇い健康保険法の改正法案、これに對する  
一つの考え方というふうなものにはつきりしてい  
ないといけないと思うのであります。同じ国の制  
度の中で、生活に困る人が入っている保険、これ  
を先に解決してやる、それが日雇い健康保険であ  
る。これまでもおこなわれているのは問題であるけれど  
も、今後は改善、改正のこの提案の時期、こうい  
うようなものを十分に考えるべきだ。いつも政管  
健保のあとと追、これがいままでの日雇い健康保  
険の実態であります。政管健保のあとと追、こう  
いうような行き方ではだめじゃないか。改善の要  
求、これをまずまず先に考える、これが三木新政  
権の、総理大臣の言明の線にも沿うのじゃない  
か、こう思うわけでありまして、いつも政管健保の  
あとと追だけで改善していく、こういうような  
やり方はもうすでにだめであります。

したがって、田中正巳新厚生大臣は同じ北海道  
でありまして、私もかねてその厚生行政に対する

熱意の点においては敬意を表しておる一人であり  
ます。しかし、やはり三木総理がともすれば口舌  
の徒である、こういうふうにいわれておりますこ  
とと同じような行き方は決してとる人じゃない、  
私はそれを信じて疑わないのであります。したが  
いまして、むしろいわゆる社会的弱者対策、弱者  
救済、社会的な不公平の解消、この実現というこ  
とならば、むしろこの日雇い健康保険なんかのほ  
うを先に考えるのが正しいので、最低でも同時に  
この改正、改善をするという姿勢をとることが大  
事だと思っております。この点等について、そ  
の姿勢をはつきりさせることにならざるが、  
新大臣の本法改正に對しての姿勢をお伺いしたい  
と思っております。

○田中政府大臣 日雇い健康保険につきまして  
は、かなり実は従来財政上の無理がございまし  
た。いろいろと苦心をいたしてきたことは事実で  
ありまして、先生御案内のとおりでございます。  
そこで、何とか日雇い健康保険法の給付内容等  
について健康保険法等の内容と同じにしたいものだ  
というのがせめてものいままでの念願でございま  
したが、何ぶんにも保険料負担能力等につきま  
しても、実は率直に申してかなり弱いものでござ  
いますから、したがってそこへ追いつけなかつたわ  
けでございますが、日雇い健康保険の被保険者と  
いへども健康保険並みの給付を受けさせたいとい  
うせいぜいの努力がやっておりますが、この法案  
は率直に申して私の就任以前にすでに先生方の御  
審議を経たものでありまして、これをそのまま実  
は提出をいたしましたわけでありまして、私就任後ま  
だ十日ぐらいたったわけでありまして、この法  
案の内容をさらに前進せしめることについてはそ  
のいとまもなかつたわけでありまして、この内容  
が三木内閣の、弱い不遇な人々に対する施策とし  
てはつと前進せしめるべきであるということにつ  
いてはわかりませんが、反面、実はかなり保険料負  
担等については低いものでこのような給付内容を  
実現をするということについては、相当な政治的

な、また行政的な努力をしたあとが見受けていた  
だけの、評価していただけるものというふうと思  
いますし、保険料負担についても急にこれが増額  
しないように、現実の問題とあわせ考えまして徐  
徐に上げていくことでありまして、かような  
な点を考えますれば私は、この日雇労働者健康保  
険法が他の一般の健康保険の被保険者に対してと  
同じ政策手法をとったものではないし、やはり不  
遇な人々、恵まれない人々に対し手厚い施策を考  
えた結果によるものであるというふうに思います  
ので、今後の問題はまたいろいろと私自身の手で  
検討いたしますが、とりあえずのところある程度  
の成果であるというふうには御評価くだされば幸甚  
これに過ぐるものはないというふうに存する次第  
であります。

○島本委員 そのおっしゃる内容、よくわかりま  
した。本法で組まれておる、いわゆる恵まれない  
という日雇労働者の健康保険法の改善——日雇  
労働者という身分は、大臣十分おわかりでござ  
いますか、恵まれない日雇労働者、日雇労働  
者というからこれはその辺にござるころしている人  
か、こう思われる人もあるかもしれない。これだ  
って身分もあるのです。はっきりと制度化しなけ  
ればならないような人たちなのです。わりあい  
日の当たらないところにいるのは事実です。この  
身分もはっきりしてあるのですよ。事務当局もこ  
れは知っていますか。

○北川政府委員 日雇労働者健康保険法におき  
ましては、日雇労働者という概念に当たります  
ものは健康保険の適用事業所に使用される方々で  
ございます。先生の御質問は身分ということでご  
ざいますけれども、それ以外に、この法律の仕組  
みは、いわゆる失対労働者の方々、こういう方々  
もやはり健康の事業所に使用されれば適用を受け  
る。この法律のたてまえから申しますとそういう  
ことになろうかと思えます。

○島本委員 やはり官僚はいいことを考えるわけ  
ではありません。いま言ったことを全部やってもそつ  
はないのです。しかし大もとが欠けているので

す。日雇労働者というこの基本になっているも  
のはやはり一番恵まれない人です。だけれども身  
分ははっきりしているのです。非常勤の特別職の  
地方公務員ということになってはいるのです。その  
ほかの人はそれに類する人たちなんです。したが  
って、やはりこれははっきり制度化してやらなけ  
ればならない立場の人、しかしながらそういうよ  
うなことであるから一般と同様にできない人、や  
はり何とか手当てをしてやらなければならぬとい  
う階層の人なんです。その点ははっきりしておい  
て、この日雇労働者健康保険の一部改正法案が、  
これはもう本国会で当然成立すべきであります。  
劣悪な労働条件で働く日雇労働者が真に活  
用することがまだまだできない、こういうような  
ことになっております。したがって、これは大臣  
の手元には——もうすでに前大臣のほうに行つて  
おりますが、社会保険審議会の会長から四十九年  
一月三十一日にちゃんと答申が行つてはいます  
す。それに基いてなされたのであります。その  
中に、この制度については制度のあり方、適用範  
囲、支給要件、財政問題等の懸案が残っているか  
ら引き続き改善について検討せよと、これが付  
帯的にきわめてはっきりといわれているわけだ  
ね。やはりこれをやっていかないとまだまだこれ  
は十分なものとはいえない。身分ははっきりして  
いるのです。恵まれないのだ。こういうような人  
たちにはんとうは最高でもやってやらなければな  
らないのに、やってやれないから、せめてこれで  
救済してはどうか。せめて残された条件だけ  
はきちっとさせてやるというのがこれからの大  
臣の姿勢でなければならぬと思うのであります  
が、大臣、この点よろしゅうございますか。

○田中政府委員 ただいま仰せの趣旨で今後とも  
最善の努力をいたしたい、かように思います。

○島本委員 具体的な内容の問題に属します一、  
二点について触れさせていただきます。  
日雇健康保険の制度の上で、掛け捨ての問題  
が依然としてこういうような恵まれない階層の者

にあるわけでありまして。これは支給要件として、  
二カ月二十八日、六カ月二十八日でしょうか、印  
紙を貼付した者が資格がある、こういうことにな  
っておるのでございませう。どちらも欠けた場  
合、給付の資格が得られない、掛けただけ掛け  
てになる、こういうようなことになっておりま  
す。したがって、制度的に掛け捨てということ  
はこれはたいへんであります。全国の調査では七、  
八%が掛け捨てになっているようであります。最  
近の不況、操短、それから全港湾のようにも出  
ていっても仕事そのものが、こういうような  
状態にあるのでありまして、これは支給要件  
を緩和する、こういうようなこともまず必要なん  
じゃないかというの、一つの考え方として最近  
の事象の中にあるわけです。これは委員長もよく  
聞いておいてください。これは大事なところで  
す。したがって、今後は一例として支給要件を満  
たされない場合の要件、これは政府が総需要抑制  
政策をとっておりますから、これに始まって惹起  
する事象、したがって政府並びに使用者の責任に  
基づくものに対しては、やはりきちっとして印紙  
を使用者に貼付することで支給資格を得させる  
べきじゃないかと思っております。特別措置を講  
ずる必要があるんじゃないか、こう思います。最  
近のあらわれた新しい事象として、そういうよう  
なことが方々に起こっているのであります。これ  
に対してやはりあなたか手当てが必要じゃない  
かと思っておりますが、具体的に内容の基本的な問題の  
一端として伺いたしたいと思います。

○北川政府委員 ただいまの保険料掛け捨て問題  
という点に関連をいたしまして、支給要件の緩  
和についてのお尋ねでございます。支給要件の問  
題は、実は先生も十二分にこれは御承知のとおり  
日雇労働者というものを対象にいたしております  
す。いま御例示がありましたようなケースについ  
て確かに掛け捨てというものはあり得るわけでご  
ざいます。一番基本的なことを申し上げますと、  
初めから二カ月間に二十八日間の支給要件が満た

し得ないというふうな方々については、実は適用  
除外というふうな例もあるわけでございます。た  
だ、そうではなくて、摩擦的に支給要件を満たし  
たりあるいは支給要件からははずれたり、こういう  
方々があるということも事実でございます。私ど  
もは、先ほど申し上げましたようにこの支給要件  
緩和という問題は制度の根本にわたる問題でもご  
ざいますし、特に今回の改正にあたりましては、  
給付内容を制度始まって以来健康の水準並みに画  
期的な改善にするわけでございますので、こうい  
う際にそれに見合うような支給要件について、制  
度として手を触れることはなかなかむずかしい問  
題ではないか、このように考えておられるわけでござ  
います。したがって、今回は、いま大臣から  
もお答えを申し上げましたとおり、とりあえず改  
正後の現在のレベラップをした健康の水準並み  
に給付を上げていく、それに見合った負担の漸増  
を考えていく、そういうこととあわせて、いま言われ  
ましたような現在の事象下におけるいろいろな事  
情、そういうことは私どももわからないではござ  
いませんけれども、この制度をどう立てるか、ま  
た運用上どうするかということにつきましては、  
いろいろ保険の面から見まして逆選択的なことが  
起こらないように適正な運用をはからなければな  
りませんので、そういう意味合いでこの問題は今  
後の問題として慎重に検討を重ねてまいりたい、  
かように考えておられるよう次第でございます。

○島本委員 具体的な内容の大きい問題の一つと  
して私は考えられますからこれを触れました。現  
在やはりそれは考えられておられない。今後通常  
会等において、今後の一つの重点的な、あるいは  
改正する場合の参考、あるいは改善する場合の参  
考としてこの点は当然考えるべきじゃないか、こ  
う思うのであります。今後はやはりそれを考えろ  
うということ、すでにこれはもうこの社会保険審  
議会の会長からの答申にあるのです。いま大臣も  
それは今後考えなければならぬと言っているの  
であります。したがって、もう官僚であるあ

なたたちのほうがその大臣のことばにさからうよ  
うな、少しでもそれを糊塗するような、曲げるよ  
うなことがあってはだめです。ですからその点  
は、厚生官僚はわりあいことばがきりつとして、  
どつちかというとなたの場合なんかミスがない  
のだよ。ミスがないというのは、ほんとうにきち  
つとしていますからそれはいいんだ。しかしなが  
ら、その点はもう一步、二歩先のことを考えて答  
弁しても間違いない。大臣はせっかくなあそこま  
言った。やる意思があるというのに、あなたのは  
うはまたまた完全に自分のからの中に閉じこも  
っている。それが厚生官僚の悪いところだ。今後  
もう一步、二歩先のほうへ踏み出しても間違  
いではないでやりなさい。

そうすると、この受給資格の要件を緩和する、  
このためにはとりあえず健康保険法の任意継続方  
式、こういうものを取り入れることなんかも考  
えてもいいのじゃないか。使用者自身がこれをや  
る。政府自身の責任においても、使用者自身の責  
任でやると、こういうような印紙が不足して、適  
格要件を備えなければならぬ、こういうような  
場合は大事でありますから、やはりそれはもう国  
または使用者の責任で考える。とりあえず、それ  
を考えるまでの間、使用者の都合によって日数が  
不足して受給資格が取得できない者については、  
不足日数の保険料を支払うことによつて資格を取  
得するようにこれを認めてやるというのがそれま  
での間のつなぎ方法としても当然じゃありません  
か。そうでなければ社会的にいわゆる弱者とい  
う人に対する対策にならない。三木総理の高邁なる  
あの発言に沿うゆえんにはならないのでありま  
す。大臣、これはどうですか。

○北川政府委員 いま任意継続というお話がござ  
いまして、この制度の仕組みはもともと健保の  
ベースで考えますと、基本的には任意継続的な考  
え方なのでございます。  
それから使用者が保険料を負担して補充的な措  
置をしたらどうかということもございまして、これ  
も、この問題は実はもうこれは先生も御承知のと

おり、この制度が発足いたしましたから長年の間  
いゆる擬制適用といわれているものでやってき  
たような制度に似たような運用がその辺に見られ  
るわけでございます。でありますから、私どもは  
一つ申し上げておきたいことは、この制度はやは  
り制度でございますから、どこまでも公正な運用  
をしたい、法律のもとで公正な運用をしていき  
たいということを考えております。

〔業梨委員長代理退席、竹内(黎)委員長代  
理着席〕

したがって、かつて行なわれませんでした擬制適用とい  
うふうなものがこの制度にもたらしました非常に  
大きな問題点、こういうものは幸いにして現在な  
くなっておりますので、再びそういうことがな  
いように運用していく。そういうことになりま  
す。やはり、いま先生の御提言でございますけれど  
も、何か便宜的な措置で補っていくというふうな  
ことはなかなかこれは慎重に考えていかないと運  
用上の公正を期することができないと思ひます  
ので、最初に申されました基本的な制度に対す  
るわれわれのスタンス、こういうものは大臣の御指  
示のもとにわれわれは十分検討いたしますが、当  
面の措置としての御提言についてはなかなかむず  
かしい問題ではなからうかというのが私の率直な  
感じでございます。

○島本委員 むずかしい問題でなからうかとい  
うようなことは、だれが考えてもそうなんです。だ  
れけれども、それによつてやらなければ困る。それ  
が恵まれない人であるから、そういうような人の  
ためにいゆる弱者救済ということが必要であ  
り、そのためには一番恵まれない人の多い保険が  
この日雇健康保険であるから、そこをまず考  
えなければならぬ。むずかしいのはだれがやっ  
つてむずかしいのであります。だけれども、むず  
かしいからこそそこを考えるというのでありま  
す。考えることです。これから考えて、いますぐ  
でなくても、やるように勉強したらいいじゃあ  
りませんか。永久にやらないのですか。だからだめ  
なんです。大臣……。

○田中國務大臣 この法案はさきの提案理由で説  
明申し上げましたとおり、とりあえず現行のワ  
組み、制度の中でやったものでございまして、  
この点については従前の例で、そんなものでは  
ない。この点についてはこの中にもいろいろ規定して  
るわけですが、いま御設例のような事例につ  
いては気持ちとしては私よくわかりまして、制度  
全般について、いまの点だけではなしに今後ひと  
つまた前進をしたいという気持ちについては私さ  
いぜん申したとおりであります。

日雇健康について任意継続をそのまま実施す  
るといふことについては、日雇健康保険とい  
うものが日々雇用を原則として取り入れてい  
るという関係上、この被保険者の範囲の把握と  
いうことについて技術的にめんどうな問題が  
いろいろあるだろうというところは私も承知をいたして  
おりますが、任意継続をどういう場合にどうい  
うふうにやるかということについては、一様にこれ  
がすべてけっこうであるというわけには実際は私  
も事実上の問題としてできないかと思ひますが、  
ケース・バイ・ケースで、ほんとうにそれにふ  
さわしいような場合については考えられる場面が全  
くないかといえ、そうではないだろうというふう  
に思ひますので、なお検討をいたしたいとい  
うふうに思ひます。

○島本委員 それで、せっかくだが日雇健康保険法  
の改正案が出た。これはこれでいまの大臣はじめ  
皆さんの説明で了解できます。それはいいのです  
が、今後やはり通常国会なんかでやる場合には、  
率先してこの改善を考へ、改正を考へなければ  
ならないので、これにつなげるわけなんです。した  
が、いまして、私の言うのは、現在そういうふうな  
考えの上で立ててこれが出たのはあえて修正せ  
いとは言わない。考え方に對して大きく幅を持  
つておいて、そうしてそれに対して今後改正を考  
えたいということなんです。これはだれが見てもあ  
るから悪いのだ。  
それで、これは療養の給付期間の問題ですけれ

ども、大臣、これは原則としてなされるまでとして  
やるのが当然じゃありませんか。これをやはり  
制限するところには無理があるんじゃないか。  
若干今後は緩和しておるのです。これは前よ  
りは前進ですよ。三年半なんかより五年のほう  
が前進なんです。しかし、療養の給付期間はな  
前までとするのがやはり原則じゃないかと思  
うのであります。今後やはりその線に沿うても十分考  
えるべきだと思ひます。この点いかがですか。

○北川政府委員 それはまあ先生も御承知なん  
で、あえて申し上げるまでもないことござい  
ますけれども、先ほど申し上げましたとおり、日  
雇労働者はその就労形態も特殊でございます  
し、保険の仕組みに入れます場合に、制度発足  
時からいゆる受給要件を設定して受給要件に見  
合った給付をやっておる、こういう状況でござ  
います。現在お願いいたしておりますこの給付期間  
の改善の内容は、現行の三年半から五年に延長す  
るといふことでございます。これは先ほどもち  
つと申し上げましたが、もともとが日雇健康保  
険における給付は、健保並みに申しますと一種の継続  
給付でございます。そういう意味合いで、健保の  
継続給付は五年であるということのかね合ひも  
考慮いたしました五年間というふうな設定をした  
ようなわけでございます。

なお先般四十八年の改正の際に、当時は三年六  
カ月の給付期間でございまして、その給付期間を  
満了いたしましたも、いわば働きながら保険料を  
納付しておるといふ方々、そういう方々について  
は受給要件を満たしておる限りそのあとに継続を  
していく、受給要件はいわばころがってずっと統  
していく、こういう仕組みも取り入れてござ  
いますので、そういう点を加味いたしますと、かなり結  
果的には健保とひとしいような状態になるうか  
と思ひます。また実態から申しましても、現在ま  
われわれがいろいろ調査いたしましたところによ  
りますと、大体診療開始から五年間ではほとんど九  
九以上の方々が転帰の状態でございますので、  
三年半の場合に比べまして、この改正をお認め

ただきますならば、非常な改善がもたらされる、このように考えておりました、実態上ほとんど健保と変わらぬような状況を招来するのじやないかと思っております。基本的に転帰がいいんじやないかという御意見があるかもしれませんが、仕組みから申しましてやはりそこに一つのけじめというものはつけておくべきではないか、けじめをつけても結果は健保とあまり変わらないのじやないか、実態上もほとんどの方々が転帰までやれるのではないかと、こう思っておりますので、その点をお答え申し上げます。

○島本委員 十分それはわかって質問しているのではありません。だから、もう一歩も二歩も出てほしいというのを初めから言っているのです。この次改正する場合にはそのくらい考えてほしいということも含んで言っているんです、もう出ている原案に賛成だと言っているんですから、それを知らないわけじゃない。ただし、いまのような要件でいったらまたひずみができる、拠出国国民年金の当たらない人があつたように。

同一の疾病で入院中または在宅加療中の者に別名の疾病が発生した場合、特別療養給付の趣旨を準用して、受給資格がなくとも療養できるようにこれは当然考えてやるべきじやないかと思っております、この点等はどうかと思っておりますか。

○北川政府委員 いま御指摘のように、この日雇い健保の場合の給付のあり方は、当該疾病についての受給要件が充足されておる場合に給付をするということでございます。したがって、いまのお話も一つの問題点ではございますけれども、この仕組みそのものもやはり制度発足以来の基本的なたてまえでございます、これを、いま先生が言われたような一つの御例示でございますが、そのようなかっこうで改善をしていくということになりますと、制度の全体的財政的な問題でございますとかそういう問題についてどんなふうなことになるか非常に問題がございますので、十分検討はいたしますけれども、いまのところとりあえずの措置としてはなかなかむずかしいのではないかと

かと思っております。○島本委員 むずかしいのは、そんなことはわかっているんだ。わからないと思つて言っているんですか、あなた。だけど、年をとっているんです、みんなこの受給資格を持って入院したりなんかしている人は、あなただつて助産で入院して、ほかの病氣、またはそれによつて出てくる——弱っているから当然他の病氣も出るんですよ。その場合は、一つの病氣だけはやるけれども、そのほかのものは全部だめなんだ、こういうようなことになったら、一番恵まれない階層の人が一番残酷な仕打ちを受けることになるじやありませんか。その辺の救済をもつと考えるべきじやないかということなんです。現行のことに対してはもつと幅を広げて考えて、何か上から与えてやるんだ、上のほうからおまえらを救護してやるんだ、少なくともこれで満足せいで、こういうような考え方があつたよ、人の上に人をつくらずです。同じ人間で苦しんでいる人に、なぜ、保険がこうだから救済できないたてまえだ、こういふようなことを言うんですか。だから私は官僚はきらいだと言つたんだ、だから大臣でないと話ができないと言つたんです。大臣、やはりその辺なんです。やはり入院加療中の者で、別なものがまた出るんです。往々にして現実にあるんですから、こういうような場合は特別療養給付の趣旨を準用してもいいんです。受給資格がなくとも療養できるようにしてやるのがこれが人道上的問題じやありませんか。これはやはり今後考えるべきですよ。これも考えられないで、そして前に三木さんが言つたように、社会的な不公平の解消にとめることを重点とするなんてことはいへませんよ。これは大臣の御高見を賜ります。

○田中事務大臣 日雇い健康保険法、これはやはり保険の仕組みになつていふことは間違ひがございません。しかし、これが非常に立場の弱い方を対象にしているということでありまして、保険と社会保障、社会福祉の範疇とをどういふふう

に結

節させるかというのがこの日雇い健康保険の実は最大の課題であるというふうな心得ているわけでありまして、何さま保険の形式をとっている限りにおいて、いろいろとやはり財政上の制約あるいは考慮というものが全くこれを捨てるわけにはいかないというところに、おっしゃるようないろいろの問題が出てくるものというふうな思ひます。私どもとしては、こういう方々を対象にしてやつていふ保険であるだけに、今後できるだけ社会保障的な観点からのアプローチをいたさなければならぬと思つておるわけでありまして、いまお話しのような点も、まさにその点についての一つの課題であると思ひますが、他にもいろいろあろうと思ひます。したがって、そういう点を取りまともて今後検討をしていきたいと思ひますが、これには保険をやつておる限りは財政上のいろいろな手当て等も必要だと思ひますので、綿密な配慮のもとにそういう趣旨で今後いろいろと検討をしていきたいものだというふうな思つていふことであります。

○島本委員 もうそろそろ時間になつたようでありまして。しかし大臣が来るのがちよつとおそかつたから少し問題に入れなかつたということ、これ一問だけ許してもらつたのであります。いまのは続きなんですから……

こういふような恵まれない階層にある人たちに適用する日雇い健康保険の受給本人が日雇い労働者として稼働中に、その家族の疾病が給付期間法定満期に達した場合、あとは自費ということになつてしまふわけなんです。ところが、この場合申請によつて、先ほどいろいろ適用除外もあり得る、こういうふうな局長のお話でしたが、申請によつて適用除外を認めるか、扶養家族であつたものを世帯分離を認めて国民健保に加入できるよ

うにするか。やはり病氣をなす、いわゆる弱者を救済するといふふうな立場なら——いまが同じがらめになつて、本人も一緒にやめるのでなければ、国民保険にいくのでなければだめだ、別々になら

りませぬので、こういうふうな点を前提にしての

保険でありまして、本人が日雇い労働者として稼働中に、被保険者であるその人の家族の疾病が、給付期間法定満期に達した場合、申請による適用除外を適用する、または扶養家族であつたもので、世帯分離を認めて国民健康保険の加入ができるようにしてやる、こういうふうなことも当然今後考えてもいいのじやないかと思ひます。そうでない、収入がないまま全部自費になつてしまふ。せつかく、こういうふうな人を救済するといふのが、まだ手が入つていない、日の当たらない個所なんです。この個所だけはきつとしないんだめなんじやないかと思ひます。これはやるべきだと私は思ひます。せつかく、いま局長のほうでいままでもかつてないようなことば、これはもう適用除外もあり得るといふのですから、こういうふうなものは適用除外にしてやつたらいいのです。国民健康保険に入れたらとそのまま継続できる。そうでなければあとは全部自費でやらなければならぬ。金のない人にこれほど残酷なことはありませぬよ。ここをやはり考えるべきだ、こう思ひます。そのまゝ本人負担にならないで加療できるような方法がございましたら、教えてもらいたい。でなければ今後これを十分考へてやつてもらいたい。適用除外もあり得る、または国民健康保険のほうにも、奥さんであつても入つてもいいようにしてやる、こういうふうなことも考へてもいいんじやないかと思ひます。この点について、大臣、今後十分考へてほしいと思ひますが、いかがでございますか。

○北川政府委員 ただいまのお尋ねの前段でございますが、本人が稼働中でございますれば、受給要件を満たしておる限り、家族につきましても、先ほど申し上げましたように、前回改正で家族の給付も法律上は本人に対する給付でございますから、本人が稼働しておつて、受給要件を満たしておる限りは家族の給付は継続して行なわれます。ただ、家族だけを分離いたしました、これをい

どうかという問題、これはまた被用者保険全体の仕組みにわたる問題でございますから、今後の被用者保険と地域保険との関連の問題として、一般論としていろいろ検討しなければならぬと思えます。十分検討いたしますが、現在の保険システム全体にわたる問題でございますから、十分慎重を期したいと思います。

○島本委員 これまで終わります。なお最後に一言ですが、この保険審議会の答申、これを十分尊重して今後の改正、改善のために努力することが、本法案に画竜点睛を欠くことのないようにする第一歩である、このことを申し添えさせてもらって私の質問を終わります。時間がないのでほんとうに残念であります。

○竹内(兼)委員長代理 次に、田中美智子君。

○田中(美)委員 雇用保険法について質問いたします。

まず、三十歳未満の保険金が大幅に日数が切られてしまうという問題ですけれども、婦人の場合は、先ほども森山さんの回答にありましたが、婦人としてねらったんではないというふうな言い方は非常に詭弁だというふうに私は思うんです。そんなことは初めからわかり切ったことであって、ただ現状が三十歳以下の婦人というのは婦人全体の中で非常に多い率を占めているという点とです。結果的に、婦人が非常に大幅に日数を切り捨てられる、三十歳以下の婦人が切り捨てられるという点は、結果的に事実だと思われたいです。これは「婦人に関する諸問題の総合調査報告書」、これは森山さん、よく御存じですけれども、これの「一九九ページ」に「年齢階層別女子雇用者の構成の推移」というのがありますけれども、これで見ても、大体二十四歳あたりから二十九歳までの間にぐっとやめているわけなんです。そしてもう三十歳―三十五歳になりますと、やめ方が減っていく、人数が非常に減るわけなんです。ここで、そして四十歳からまた五十五歳までの間に大幅にふえていく。この数字だけを見ましても、三十歳未満で婦人がやめざるを得ないという

状態が非常に出てきているわけですが、これは中身にはいろいろあると思えますけれども、そうした状態になるということについては、森山さんと大臣とどうお考えになるか、簡単にちよっとお答え願いたい。

○長谷川国務大臣 先生のお話、私先日アメリカのいろんなものを読んでおりましたら、アメリカでもV字型なんですね。やはりその年代にべんやめて家庭を持って、多少子供が大きくなってからまた就職するというふうなことで、自分の国ではV字型であるという報告書を見まして、なるほどそういうことなのかと、そこで一つ勉強したわけですから、それと今度の問題との関連については関係の者から答弁させます。

○森山政府委員 先ほど申し上げましたように、婦人が特に特別な扱いを受けているわけではないというところはもう一度申し上げたいと思っております。いま先生がおっしゃいましたように、結果としてまして女子がその年齢で退職する人が多いというところはそのとおりでございます。またこのたびの特に経済事情の影響を受けている者の中で婦人が非常に多いということも事実でございます。その辺は十分認識しているわけでございます。

○田中(美)委員 森山さん、婦人ですけれども、一応何か先ほどの回答では非常に婦人に対する理解が足りないのではないかと、いうふうな感じを受けたわけですので、もう一度伺いたいというので、感じはどうかわかりませんが、一応そういう現状だということも認識していらつしやるということははっきりしたわけですか。

しかし大臣のほうは、アメリカがV字になってくるから日本もV字になってくるんだ――来年は国際婦人年といまして、御存じだと思えますけれども、いま全世界的に婦人の差別をなくしていきうという大きな戦いがあるのであって、V字になっていることが間違っているのだから、これをどうして直そうかというときに、ほかの国が悪いから日本もそれでもいいんだというところは、人がどろぼうやったら私もどろぼうをやってもいいんだ

という理屈と同じになるのであって、これを直していかなければならぬわけですが、特にいま現状というものは、まずパートから首を切られていまして、既婚婦人が切られていまして、そういう状態の中で、切られなくても、いままでは多分に婦人は働く意思があれば、非常に低賃金しかありませんけれども、パートなり何なりと低賃金でもかせぐ道は多少あったわけですね。しかしいまこれが非常になくなってきたわけですね。その中で首切りが出てきているわけですね。そして婦人の三十歳未満の労働者の数が非常に多い。そこでやめなければならぬ。特に繊維などは、非常にたくさん首切りが出ていられるわけですね。ですから、そこで当然婦人に大きく保険金の日数が減らされるというところは、十年つとめて二百七十日が九十日になるというところは、一日、二日減らされるのではなくて、大幅に削減されるということについては、婦人労働者にとつてはたいへんな問題だといふふうに思っております。

それで話を進めたいわけですが、大臣のレベルがそのような婦人に対する考え方では、来年の婦人年一年間かけまして、十分に御勉強していただきたいというふうに思っています。

次に移りますが、現在パートで切られている、既婚者が次々と切られていく。その次には既婚者でない婦人も切られていくんだという形が出てくる現状というのは御存じでしょうか。それと同時に、それに対してどういう歯止めをしようとしていらつしやるかということも簡単に御答えていただきたい。

○長谷川国務大臣 きのもも参議院で、あなたと同じ姓の田中さんからそういう本会議での御質問がありました。私は、パートタイマーの皆さん方が一番先にそういうふうなことになるということについてはよくわかってもおられますし、そうした方々に対しての再就職のあっせんあるいは求人開拓をやりつつ、一方ではそういうふうな手当てをしていられる話などをしてきたことですが、それからちよっと誤解を招くといけません、

アメリカのV字型というのは構造として申し上げたので、それが婦人に対する理解が私はないというふうなことで、曲がって――顔のきれいな人は心もきれいなというふうなかつこうですと御理解していただきたいと思っております。それで、構造はどうなっているかという話が出たから、アメリカではそういう話でいま問題になっていないんです、アメリカで切られているとか切られていないという問題じゃなくて、そういう構造になっておるので、そのV字型をどうするかということとは、いまからの婦人の問題であるということも提起しているのを私は読んだ、そういうことですから、御婦人に対しては、ここに、労働省に局長さんが一人おられるくらいに、ことに来年の国際婦人年の問題については、先日も私はいろんな会合へ出て、労働組合の若い女の書記の皆さん方にも、来年は世界の婦人の方々がいらつしやるから、りっぱなお勉強をしっかりといたしてくださいというふうにお願いをしていることとして、まずまず勉強して、あなたのようなりっぱな御婦人と対等に話ができるようにしたい、こう思っておりますから……。

○田中(美)委員 私いま聞きましたのは、そのV字型の問題は、これはそういうところにその出されたというところが、いまのような気持ちであるというふうな言いですが、それは論議の問題であって、いまこういう状態になっているんだからどうしようかというときに、アメリカもなっているんだ――アメリカではこう改善しているんだというふうなすれば誤解を招くというふうに思っています。

しかし、時間があるわけでもない、いま私が質問しているのは、既婚婦人が、パートが切られているのは知っている、既婚婦人がねらひ撃ちにどんどんやられていくというところは御存じでしょうか。

○森山政府委員 一般的に申し上げて、既婚婦人あるいは中高年の婦人が非常に不利であるという

ことはよくわかっておりますが、具体的な例につきましても、いまのところ承知いたしておりません。

○田中(美)委員 いま私は高年齢者というのではなく、既婚者というのはいま二十代でたくさんいるわけなんです。この若い既婚者が、三十歳未満の既婚者、三十歳前後の既婚者がねらい撃ちにいまやられているという実情が出てくるわけですね。それで、私はそれに対する怒りと同時に、そういう状態がはじまっているときに、その人が失業した場合に失業保険金が大幅に切り下げられるというこれは関連がないことではないわけなんです。それで出すわけですけれども、御存じないのでもちよっとお話ししたいと思います。

群馬県にマックス株式会社というのがあります。これは群馬県に全体では千人以上の労働者ですけれども、高崎、藤岡の二つの工場、ここで約七百五十人の従業員がいるわけですけれども、その中に七十一人の既婚者がいるわけです。これは二十代の既婚者が圧倒的に多いのです。高年齢者もいます。この人たちに対して、ことしの十一月一日に十一月三十日までで全員やめてほしい、それも希望退職という形で出してきたわけですね。それは社員全体に出したのではなくて、既婚者だけに向けて七千人全員に希望退職を募ったわけですね。既婚者だけをねらったということに問題がありますけれども、それでも一応募ったという形です。それで、その日から、まさに人権侵害にいくようなひどい希望退職の強制、強要がなされているわけです。現在もそれが続いているわけですね。そして彼女たちは労働基準局にも訴え、人権擁護局にも訴えという形です。争っているわけですけれども、これは一刻を争う問題だと思っております。これで彼女たちが判を押してしまえば、脅迫されるような形で判を押してしまえば、みんな失業していくわけですね。この一カ月ちょっとの間に、もう七十人のうちほとんどが強制的に判を押されているという事実で、あとわずか残った人が必死で抵抗して

るといふような状態にきているわけですね。もうノイローゼなどになってきているという状態があるわけですね。この状態に対して、大臣はどういうふうに御指導していただけるだろうかというふうに思います。

○東村政府委員 ただいま先生御指摘の工場について、私も御指摘がございましたのでさっそく調査してみたいわけですね。詳しいことはわかりませんが、いまお話しさせていただきますように、高崎と藤岡の労働基準署長あてに監督指導するように要望が参っております。これは事実のようでございます。監督署といたしましては、すばり法違反とかなんとかということは別といたしまして、さっそく調査するということになっております。

○田中(美)委員 それは、私がお願いしてもまだ調査の報告が来ないわけですけれども、ほんの十日間ぐらいの間にどんどん強要されて判を押させていくわけですから、労働者がゆっくり調査いたします、御報告いたしません、まだ調査したけれどもわかりません、こういう状態の間に、みんな判を押されてしまったらあと一体どうなるのか。そして、こんなおかしな法案が通たら、そうしたら失業保険金とかはすばつと切られてしまう。これは踏んだりけつたりだということに思っております。そういう点で、こういうことが次々起こらないように、こういう法案を出すからにはそういうことがないような、踏んだりけつたりでないようなやり方をしたい。この調査をしてもおわかりにならない、こういうふうな言っているわけですけれども、私も調査したわけでは、この中にこまかく記録があるわけですね。ここにはこういうことを言っている人たちがいろいろと子供が非行に走る、赤軍派のようになって人殺しをするようになるぞとか、だんなの給料で生活できないはずがない、だんなが働いているならば奥さんが働かないでもいいじゃないか、こういうことを言っているわけ

すね。そして実際には、北向きの窓ぎわの机のところに移して、仕事を何もさせないで、窓の外を見るな、会社のことだけ考えてすわっている、そしてやめることだけを考える、それがあなたの仕事だ、電話をとるな、しゃべるな、机から離れるな、トイレだけはいい、こういうことを言っているわけなんです。こういう事実が私たちの調査では判明しているわけですね。ですから、労働省としてさっそくこれを調査していただきたいわけです。

森山さんに伺いたいわけですけれども、いまこういうふうなことを会社の人事課長や工場長なども言っているわけですけれども、この言っている、夫がかせいでそれで食べていけないならば女は働くものじゃないんだということも正しいと思いませんか。あなたの夫は働いている、そして高給取りです。十分あなたは食べていけるはずですよ。それではあなたも働いていられるはずですよ。それはどういふふうにお考えになりますか。

○森山政府委員 既婚婦人の問題で、特に夫が収入のある場合に妻の働くことについてどう考えるかという御質問だと思っておりますが、それぞれの労働者がそれぞれの仕事をするということにつきましては、既婚であるかと未婚であるかと関係ないことであると私は考えております。

〔竹内(黎)委員長代理退席、委員長着席〕  
○田中(美)委員 それでは、そういうことは希望退職を普通に行うことにはなりませんね。これが事実であれば、そういう間違ったことを強制しているわけですね。そういう点で、早急にこれを調べていただきたい。この間電話でお願いをしたわけですね。それでさっそく私のほうも調べたわけですね。私のほうでは、いろいろ調べた結果、いま時間がありませんので簡単に言いたわけですけれども、これを大臣早急にやっていた方がいい。

この中に「経常利益は十一億六千四百万円の前年同期比三八%の増益をあげることができました」ということを株主に報告しているわけですね。しかし実際には、労働者に、もう赤字だから会社を救うために既婚婦人が犠牲になってくれ、こういうことを言っているわけですね。ですから、こういうことを許していただければ、私たちはこの雇用保険に對して、申しわけないけれども、こんなけしからぬ法律はないというふうにとりかえりたくなるわけなんです。ですから、首を切るのには放置しておいて、そうして保険金の日数を切ってしまうというところは、来年婦人年であるということ、こういうことをやっていくということ、これはちゃんとなさねばならないならば、私は来年一年かかって全世界にこういうことを訴えていきたいと思つて。婦人年は婦人にとつて一つのチャンスをすので、来年三月十五日、このために全力をあげたいというふうに私は思っているのです。

ですから、絶対に高崎工場と藤岡工場に、至急に、政府は大臣みずから乗り込んでいくぐらいにして、事実であるかどうかを調査していただきたい。これは私も大至急でいま調査しましたので、もう一度私は行きます。そして、向こうへ行つてこれが事実かどうかをこまかく調べたいというふうに思っていますので、大臣、全力をあげてやっていた方がいい。そして、森山さんも十分な理解を持って大臣と協力して全力をあげてやっていただきたいというふうに思っています。大臣から決意だけ一言言っていたらいい。

○長谷川国務大臣 非常に御熱心な御質問、また御調査もやられていて、敬意を払います。私のほうもさっそく調査させます。

○田中(美)委員 その次に、労災の問題について質問いたします。

労災保険の原則というのは、やはり働く中でけがをしたり病気をしたりしたわけですから、資本金が完全補償するのが原則だというふうに私は思っていますけれども、その中の給付の基礎日額、こ







業補償というものもあります。あるけれども、一方にはそういう労働者が失業者になった場合の生活の保障から見ればきわめて重大な影響があるというその法案の内容の、私たちがから見れば一番重大な問題が知らされていない。知っていない。それが一カ所や二カ所じゃないのです。先ほど申しました雇用保険法案を通してほしいという人々だったら、まあ幹部の方はちょっと知っているようですけれども、あとのほうの、七、八人のうしろにいた若い女性の方なんかそんなこと聞いていないというがやがやしているのです。ですから私は雇用保険法案をいま通してほしいという中で、特に三十歳以下の青年や女子労働者など、あるいは出かせぎ労働者、そうした人たちが雇用保険法案の促進をやっているということについては、おそらく中身を知っていないんじゃないかということさえ私は感じ取ったのです。そういう意味で私は、この雇用保険法案というものについてやはり審議すべきだという立場からきょう審議に参加しているわけでありまして。

したがって、いま言いましたような点で私は、はたしてあなたたちがこの雇用保険法案を通してほんとうに失業者の生活が保障されると思っているのか、失業防止ができると思っているのか、具体的にそういう若い人たちの給付が切り下げられるという、こういうことについては一体どう考えているのか、もう一度はつきり聞きたいと思えます。

○長谷川国務大臣 石母田さん、あなたの前の質問者は失業者が出ることを非常に嘆き、私たちが嘆いているわけですよ。私は自分がこれを提案したから申し上げるのじゃありませんけれども、この法案が通過したあとどういうメリットがあるかというのを常時持つていくのです。

第一、失業を出さないことです。ですから、今度の法律案によれば、御審議いただいて通過してもらえば、休業中に中小企業に三分の二とか二分の一とかという一時帰休の補償をする、そうすればしばらくこれは失業にはなりません。さらに、

失業保険という名前を雇用保険に変えてけしからぬとおっしゃるけれども、失業者には従来どおり失業保険金はいくんです。ほかのメリットもたくさんあります。そういうことからしまして、私はたくさんいろいろな団体から陳情をいただいておりますが、ようやくにして、これはおくれたことが残念だと思いつてもおわかりいただいで、皆さん方からいま御要求されている。しかし、一人一人については、私たちが陳情書をたくさんもらい、自分で選挙をやっておりますが、一人一人が法律案の内容を知っているかということになると疑問があります。それはお互いここでやってみて、役所の話を聞いてみて、なるほどああいうものがあるかなということが私たちにわかるわけです。ことしの春には出かせぎの問題が非常に出ました。今度は雇用調整ということで皆さんの議論も集中しています。しかしながら、いまこれだけ苦しいときであるから、この雇用保険法案によってそういう一枚をめぐって次の二枚目に入っていく、これが段階じやなかるうかということでは、実は御説明申し上げているわけでありまして、こんな私たちが一生懸命になり、あるいはまた皆さん方がこういう短い臨時国会の間に、しかも予算委員会を開いている間にこうした設置までしてくれて御審議いただくということは、やっぱり雇用情勢について御心配をいただいているゆえんだ、こう思っています。私がお答えしているわけですよ。

○石母田委員 時間が非常に少ないので簡潔に答えていただきたいと思うのですが、私どもが雇用保険法案に反対するのは、再三ここでできよう主張しましたから繰り返しませんけれども、私が聞いているのは物価値上げ、インフレの中で失業者がどんどんふえる。そうしてこの間の新聞では、解雇されて思い余って自分のおかあさんを殺して心中しようとした。そういう人たちが新聞をにぎわしているわけですよ。こういう中で三十歳以下の人々が、たとえば十年間つとめていけば保険金を九カ月間もらえるのですよ。五年以上つとめていれば百八十日ですよ。その人が今度の雇用保険

法案では一年未満、一律最低の九十日しかもらえないのですよ。二分の一か三分の一になるでしょう。就職支度金はいままで、半分以上残してあれば一時金でもらえたんです。今度もらえるのは身体障害者か五十五歳以上かという話だけれども、ごく限られた人たちで、一般はもらえなくなるのですよ。現実にもらえたものが少なくなったりもえなくなるというところ、掛かりはほとんど掛かっているかなければならないときに逆に下がるといふことは、生活問題から見れば二重の打撃でしょう。その分であれば、どうして生活保障が確保できるんだ、よくなるんだ。何がメリットだ。青年、女子労働者、出かせぎだつてそうでしょう。

そういうことについて、あなたのことばだけ聞いていけば確かに誤解する人が多いと思うけれども、現実の雇用保険法案を誇張して私は言っているのじやなくて、そのままここに書いてある法律案のとおりに言つたつて、もらうのは少なくなるのですよ。あたりまえじやないですか。この法律案はそうじやないのですか。いまの九十日分というのは、間違つていけば間違つていってやつくださいます。事実でないことを言っているなら、そうだとおっしゃってください。現実には下がりますよ。簡単に言ってください。

○選挙政府委員 雇用保険の中で、先ほど来お話が出ております雇用改善事業で失業を積極的に予防して、失業者を出さないようにしようというところで、そのためのいろいろな援助の制度が設けられております。どうしても失業が出た場合には、その実態に応じて十分に失業期間中の補償をし、一日も早く就職をしてもらう、これがこの法律の目的である。

そこで、三十歳未満の人はいままで百八十日あるいは二百十日あったものが一律九十日になるとおっしゃいますけれども、これは先般来再々申し上げておられますが、実態は、これは先般来の深刻な失業情勢の中でもなおかつ三十歳未満の人たちは、四十五歳、五十五歳あるいは身体障害者、そういう

たきわめて就職の困難な人に比べますと就職が容易である。しかもいままでの実績を見ますと五十数日、六十日程度で就職をしております。実はこの九月、十月に工場閉鎖をしたり、あるいは人員整理によって解雇された三十歳未満の若い人たちにつきましては、現実には求人が十数倍になっております。一月たないうちに、大体十日から二週間程度でいままでの労働条件を上回った就職が確保されております。今後失業情勢が深刻になります場合には、そういう状態が必ずしも一〇〇%補償できるとは私は申しません。したがって、この不況によって、不況産業であるいは衰退産業で離職をした、あるいは一つの地域に大量に発生した、こういう場合に個人別延長とか広域延長あるいは全国的な一律延長ということによって九十日がさらに九十日加算される、六十日ふやされる、こういう措置がこの雇用保険法の中に現に盛り込まれているわけですよ。ですから、そういうことによつて三十歳未満の若年の人たちといえども、そういう事態になれば必ず給付期間というものを補償される、こういうことになっております。

と同時に、インフレで弱いものいじめじやないかといわれるのですけれども、実は現行の失業保険法では、給付の最低額補償は千円に満たないのでございます。それを、いままでの六割を八割に上げよう、賃金の低い層の人たちについては給付率を八割に上げよう、そうすることによってできるだけ失業中の補償を高くしよう、あるいは中高年や身体障害者や社会的弱者といわれている人については、年齢のいかにかわからず就職がむずかしいのだから、それだけ給付を厚くしよう、こういうことから、それだけ給付の内容になっておるわけですよ。失業した人たちに對して現行の失業保険法の各制度よりはるかに、数段と手厚い対策になっている、こういうふうに私は思っています。

○石母田委員 そういう説弁を弄しておられるけれども、実際にあなたたちが発表された「雇用保険法案」及び「雇用保険法の施行に伴う関係法律の整



考えたわけですが、こういう点などについて政府の御見解を聞きたいと思うのであります。

○遠藤政府委員 不幸にして失業された場合に、その失業期間中の補償をどうするか、一日も早く再就職するためにどういうふうな行政措置を講ずるか、こういうことで雇用保険法を私どもは考えたわけでございます。

そこで、全面適用ということになりますと、一人でも労働者を雇っている場合、雇われている人はすべて適用対象になるわけでございます。こういう人が失業すれば、当然新しい雇用保険法による失業給付の対象になる。就職するまで失業給付を受けられる。それによって生活の安定を得させる、こういうことでございますから、私どもはそれにさらに何か事業を起して、土木事業なりという仕事を起させるということとは矛盾する問題だと思っております。

それ以外に自営業者とか、いわゆる雇われて働く以外の人で失業状態になった、その間の、就職するまでの補償をどうするかということにつきましては、現行の雇用対策法なり中高年の雇用に関する特別措置法なり、そういうものによりまして手当制度なりあるいは特定の地域における開発事業、こういう制度がございますので、私どもはこれで十分だ、かように考えております。

○石母田委員 ガンだね、まさに。この間の社会労働委員会の五月十三日の記録を見てごらん下さい、あなた。労働大臣は、そういう私の意見に対して、そのときには法的な処置まで、われわれは解決の方法まで出さなかつたけれども、こういう拡充するということについて御意見を拝聴してよく検討してみたい、こう言っておるんですよ。まあ前向きなんだ。あなたみたいにする向きに、これで十分なんだ、もう失業者を吸収する事業なんかやらぬでいいんだ、こういうことを国会で堂々と答弁する——大臣のほうは、あなたに比べればまだ少しは前向きにしている。あなたは立ちほだかたおる。あなたの遠藤局長という名前は、悪名

なんと言つても悪いけれども、いろいろわきまは聞いていなかったが、なるほど国会でそういうことを堂々とされる。いまの失業者の人たち、失業者の人たちにそういうことを堂々と外へ行って言えるかどうか。そういうことはとんでもない間違いだ。こういうことについて検討していくというなら、その解決の方向は、いろいろ立場があるから、違つてしょう。われわれが真剣に、どうやったら失業者の就労を拡大していくかということについて、こういう法律もひね回してみんなで何か月間もかかって出したものなんですよ。それを、そんなことをする必要はないんだと。大臣、私はいまの答弁に対して非常に不満だ。この間の大臣答弁から、いまここで議事録を讀んでみてもいいけれども、後退しているのだから、もう一回大臣からお答え願いたい。

○長谷川国務大臣 政党がそれぞれ案を書くことは、私はいいことだと思つてます。しかしそれが、絶対に自分たちの言うことが通らなければ政府の原案は全部けしからぬ、こういう態度は……(石母田委員「そんなことは言っていない」と呼ぶ)だから、私は一ページをめくって二ページ目にこの際に行つてもらつて、そしてまた変化があつた場合にはいろいろなことを考えながら進むのが順当じゃないか。そしてただいま私たちが考へておりますことは、従来、この前の国会において政府原案を出したのを、皆さん方がこういう知恵があるといつて御審議いただいて修正された。そしてそれを今度は、こういう時期でもあるから、修正案そのまま出して御審議いただく。これは私は、こういうメリットもひとつお認めいただきたい。その間に皆さん方が大綱ですか、そういうことをおつくりいただいたということもありませんが、その大綱をお出しただけなら、一歩でも二歩でも私たちが前進したと思つていただければ、絶対反対だ、おれの言うことを聞かなければというよな……(石母田委員「そんなことは言っていない」と呼ぶ)いやいや、そういうにおいだ。それは私は非常に残念だという気がするわけであり

ます。  
○石母田委員 質問を曲げているんだよ。この間、失業対策事業について、拡大と拡充について検討すべきじゃないかと言つたら、あなたは、その御意見も拝聴しましたと言つておられるわけじゃない。それで、そういうことの検討で、全然必要な答弁よりおつておられるのかと言つた。それは当然この間の答弁でいいんでしょ。この間のは間違つていたのですか。  
○長谷川国務大臣 いま申し上げた気分と同じです。

○石母田委員 この前の議事録の答弁でいいんでしょ。じゃそれはあとできちんと確認しておいてください。  
それでは私は時間がないのですが、失業防止のための緊急措置についてなんです。これは政府統計でも解雇者が増え出ているのですけれども、失業防止という点で、この雇用保険法案ではどうもいまの深刻な雇用不安、失業を押し止めることができない、こういう立場から、じゃどうしたらいいかというのを党では懸命に考へまして、そして一つはいわゆる従業員の大体一五%以上というよりな目安にしていますけれども、特に大企業などで地域的な経済に非常に重大な影響のある大企業が、ほかに方法があるにもかかわらず、経済変動を理由にして大量にいわゆる便乗的な解雇をするということとか、あるいは中小企業なども含めまして、個別に解雇する場合でも、交通遺児をかかえている母子家庭であるとか、あるいはまた身体障害者あるいはまた原爆被爆者などの世話をしている、扶養しているといふますか、そういう労働者であるとか、そういう、首を切られること、解雇されることによつて生活上に極度の圧迫を受ける人、寝たきり老人を扶養している人だとか、そういうことで幾つかの例示をつくりまして、こういうものについては社会的な不当な解雇とみなして、都道府県知事が間に入って、そしてして勧告する。もし勧告を聞いて、じゃ解雇をやめようじゃ

ないか、こういう企業主に対して、中小企業に限つてすけれども、効力を停止している期間、二十人以下に対しては基金から貸付金を補償してやるとか、あるいはまた融資制度によつてそういう休業の補償をしてやるのかという形で、できるだけ解雇によらない方法による企業の再建なり継続ということをやつていけなかつたかということ、あとで讀んでいただければわかりますけれども、これは法制局にも、非常におもしろい案で、勉強させてもらいましたというかなりおほめのことばをいただいている部分でありますけれども、この点についてぜひ、解雇のいわゆる一定の規制、経済的影響を与える大量の解雇についての規制、こういうものについて私どもは検討してありますから、この点も十分検討していただきたい。

さらに、時間がありますので、休業補償等の緊急融資制度につきましては、いわゆる労働保険の特別会計、先ほどの話の積み立て金の一部を財源として、解雇の効力停止期間の貸付金及び解雇を休業に切りかえた場合の、または休業補償の支払い目的とする特別の融資制度を設けております。  
さらに労働債権の問題でありますけれども、これは労働者の調べでも六十六億円ですかというよりな形でかなり激増しているという状況にあるわけです。実際に建設業の労働者であるとか、民間の労働者を問わず、最近こうした事例が非常に多くなつて、あのデータも労働基準局で扱つた部分だけではありませんから、実際にはもっともつと多いわけでありまして。こういうことで、中小企業が倒産し、貸付金、退職金に不払い、遅払いが生じた場合にどうするかということについては、やはり国の負担で支払い基金制度をつくりまして、そしてこれによる代位といふますか、立てかえ払いをやつていく。あるいはまた小規模の二十人以下というよりな形の事業主に対しては、先ほど言つたように解雇の効力停止期間中は国で負担してやるかというよりな形で、いま一番しわ寄せになつて

いる中小企業あるいは未組織の労働者というところまで起きている事例について、何とかこの労働賃金の支払いによって、労働者がそうやって賃金をもらわないで非常に困っているという悲惨な状況を緊急的に救済措置がないかということである。この問題について若干、長谷川労働大臣よそで発言している例もありましたけれども、この点について、この案について、いいか悪いかということと比べて、そういふことについて考えていることがあつたら、検討していることがあつたら、ひとつ答弁してください。

○東村政府委員 たいま御指摘ございましたように、不況といいますが、それによりまして賃金不払いが逐次増加しているという事は事実でございます。これに対しては、労働基準監督署を動員いたしまして、できるだけ早期に問題を解決するといふ体制で当たっております。

ただいま御指摘のございました賃金債権の法律的な問題でございますが、これはたとえ債権についての先取り特権を強化するとか、あるいは何らかの救済措置を講ずるとかいう、いろいろ御意見でございます。存じ上げておりますし、ここにも拝見したわけでございますが、それらにつきましても、公租公課の問題であるとか、また私法上の他の債権との関係等々ございまして、さらに法律的には研究していかねばならぬ、こういうふうにお考えしております。

○石母田委員 以上、私も、そういう雇用保険法案の問題について、われわれの基本的な態度は、御承知のとおり、雇用保険法案によって現在の失業者の生活の保障、あるいはまた失業防止という点について、これは反対の結果をもちたらずという点から、われわれはこういう積極的な提案を行なつて、この実現を期したいと思つたので、十分この点についても検討していただくという点にして、またこの中でも採用できるものは、どのどの段階で採用していただきたい、こういうことをお願いして、私の質問を終わります。

○山口(敏)委員長代理 次に寺前委員。

○寺前委員 前回は審議をやりましたから、時間もあれですから、ちょっと気になる点だけを緊急に、失業が多発してきているという実情下です。大臣がいろいろの見解はわれわれと違つていまして、気になる点についてはやはりともに解決していかなければならぬ問題があると思つたので、その点について二、三聞いてみたいと思つたので、さつきも出ておつたのですが、女性の問題といふのがやはりひつかかる失業多発時代における一つの問題になるであろう。四時間以上のパートタイマーというのは、いま家庭婦人の中にならなくさんおられますから、全体としてこういう人たちの中に影響が広がるというのが一つの特徴点としてあると思つたので、それから東京でいって、例の案内労働法を制定したときの労働者、ヘッブサンデルとか、それから私のほうでいいますと、丹後のちりめん、家でやっておる案内労働者、あるいは京都の西陣の労働者もそうですが、あつた案内労働者の場合にどういふふうに出置をするのかという問題は、やはり一つ、いまの失業問題が多発している中においては犠牲を受け層になつてくると思つたので。

そこで、これらの四時間以上のパートタイマーなりあるいは案内労働者にせめて失業保険の制度を適用するといふことは考えられないのか。絶対に考えられないのかどうか。それは一体どこにあるのかというところをお尋ねしたいと思つた。それでは、それに取つてかわるのは緊急にどういふ手を打つか、これはやはり気になつていふ問題点だと思つたので、この点についてひとつ御見解を聞きたいと思つた。

○遠藤政府委員 失業情勢が不況に伴つて深刻になつてまいりますと、まづ先にしわ寄せを受けやすいのは、臨時工あるいはパートタイムと総称されるいろいろな方々の方がおられます。あるいは出かせぎ労働者、日雇いとかが、こういうタイプの人たちが一番先にしわ寄せを受けやすい。これはもう御承知のとおりでございます。そこで、その

中の問題になりますパートタイム、いわゆるパートタイマーと総称されておりますいろいろな形があります。たとえばいろいろな事情があつて、一日フルタイムで働かないから、毎日定期的な七時間なり六時間働く、あるいは午後から少しオーバertimeになるような時間までというふうな形で働く人もあるし、あるいは全くいわゆる常態として働くのでなく、アルバイト的に働いておられるおとなり人たちが、いろいろなタイプの人がパートタイマーと総称されておりますけれども、実は先般参議院の社労委員会におきまして、ダイキ工業のパートタイマーの例が出ておりました。これは話は実は私そのときまで存じませんでしたけれども、お話しによりまして、ダイキ工業という会社は大阪の会社だそうですが、そこで百数十人の人が今度の不況で解雇された。パートタイマーであるけれども、毎日実働六時間。七年から十年間にわたつて、月給七万から十万ぐらい働いてきた。この人たちが失業保険の適用がなかつたのでけしからぬじゃないか、こういうお話がありました。パートタイマーに失業保険を適用するの

かしないのか、こういう問題は実は七、八年前からたいへん大きな問題になつていたのです。当時私も安定局の課長をやつておりました、パートタイマーといえども失業保険を適用すべきだといふことを主張したただ一人でございます。ところが、当時はパートタイマーといふいわゆるアルバイト的に一日三時間とか四時間、主婦のいわゆるプラスアルファ的な、家計補助的な収入を得るために働くといふのであつて、いわゆる常用労働者のな、常態として働くといふタイプの人は含まれてないといふ、そういう観念のしかたでござい

ます。したがつて、たとえそうであつても、そこで働く以上は当然失業保険の対象にすべきだといふことを私は主張しましたけれども、理論的には必ずしもそうではない。確かにおかしな面がある。と同時に、いわゆるパートタイマーを代表する人たちが、自分たちが失業保険に入つても保険の対象にならないんだから、保険の掛け捨てになる

からいやなんだ、こういう御意見が当時大勢を占めておりました。そこで私は、実は詳しい内容を知らせませんでした。四十二年か四十三年かに、失業保険課長通達で、パートタイマーと称する人たちの典型的な例を五、六項目あげまして、これに該当する人たちは失業保険の対象にしないという取り扱ひが今日まで行なわれております。

ところが、いま申し上げましたように、パートタイマーといつてもいろいろの形がありまして、確かにそういうふうな保険の対象にならぬか、常用労働者を対象にしたこういう制度にならぬか、パートタイマーといふ名称のもとに、いわゆる常用労働者として全く実態は違わぬ。いまのダイキ工業の例のように、もう七年から十年つとめておる、月給も大体七万から十万といふこととござい

ますと、普通の労働者だと思つた。こういう人たちがパートタイマーといふ名称のもとに失業保険の適用がはずされていふ。解雇になつて失業保険の給付を受けられない。これは私は非常に異例なことであり、もつてのほかだといつてもいいと思つたので、こういうことがいままでどうして放置されておつたのかといふことを実は私伺いたかつたわけでございます。

そこで、いま先生の御指摘になりましたパートタイマーを保険に適用する方法がないのか。これは私も、いままではそういう扱いで対象になつた人とならぬ人と二通りあつたと思つたけれども、今回雇用保険法が成立いたしましたならば、こういった純然たるいわゆる学生アルバイト、学校に行つていふ間にちよつと働きの行つて、二日か三日いふ、あるいは夏のお中元とかお歳暮の機会に配達員をやるといふのなら別として、常態として短時間一定の時間働いていくといふような人たちは、当然適用対象にすべきである、私はこういうふうにお考えしております。そういうふうなことから制度を明確にしていきたいと思つております。

○寺前委員 案内労働者は……。

○東村政府委員 家内労働と失業保険の御指摘でございませぬけれども、家内労働者ないしは家内労働という問題は、事実上の労働者とみなすような形で家内労働法をいまだ適用しておるわけでございますが、実際にはなかなかこれはむずかしい問題がございます。どういふか、あるいは失業なりそういうものを押えていくか、あるいは複数の親企業から仕事をもちっている場合に、一つのところで仕事が切れた場合にはこれをどう見るのか、いろいろむずかしい問題がございます。私ども問題のある、ないしはいろいろ御希望があるというところは存じておりますけれども、いま直ちに家内労働に対して失業保険云々というのにはちょっと問題として申し上げられない。さらに検討しなければいかにぬというふうに考えております。

○遠藤政府委員 家内労働者につきましては、これは確かに御指摘のように、これもまた不況のしわ寄せを一番端的に受けやすい人たちだと思えます。そこで、こういう人たちが家内労働という形態から脱して、通常の雇用場につこうというところになりますと、確かに失業保険あるいは雇用保険の対象になるかならぬかという問題がございますが、雇われればもちろん対象になります。そうではなくて、やはり自営という形であれば対象になりませぬけれども、こういう自営的な家内労働の形態から脱して雇用場に行こうとする場合に、それまでの間の補償はどうなるか、むしろ問題はそこだと思えます。そういう場合には、先ほどちょっと触れました現在の雇用対策法によりますと転換給付制度がございます。これに手当の制度がございますので、雇用の場につくまでの間は、そういった方法によってこれは雇用保険の失業給付に準ずるような形で対策を講じていく、こういうこととでございます。

○寺前委員 これはもう少し研究をしてもらうという事です。これは積極的に研究をやってもらわないと時期が時期だけに、先ほど基準局長は労災問題でこの審議会にかけていますと、いろいろおっしゃっていました。どこどこにか

けていられるというだけでは今日の事態に間に合わないものであると思っております。ですからもう時期を設定して急いで対応策を、いま遠藤局長はああいう形で言われましたけれども、もう少し積極性を、この分野については研究を早めてもらう必要がある、私はそう思います。これは意見を申し上げます。

それから気になる問題は、小さいときにはまるごとつぶれてしまいますから、そうすると労働者の賃金の未払いなんか残ったままになっていきますし、それから退職金もとれないというようなことが続々と起こってくる。いわゆる労働債権というものが発生してくるわけですね。かなり御指導をいただいで積極的な役割もしておられるようですけれども、しかしやはりこれは労働者にとつて、解決するの一年も一年半もというふうなところになって残っていくというのはいかがなものでございませぬ。これは大きな問題なんです。私どものところには幾つか手紙も来ていますけれども、その間労働金からお金を借りて労働団体としての団体交渉をやったりあるいは債権の分配についていろいろ交渉したりしておられるようではあります。大企業の問題は別として、中小零細の場合には積極的にそういう制度で保障するやり方というものは考えられないものだろうか。ちょっとこれは今日の緊急対策として重要な位置を占めようと思っております。その点についてどういふものか、どういふか。

○東村政府委員 たいまお話ございましたように、賃金不払いはふえつつある状況でございます。その中で私どももいたしましては、賃金不払いとというのは、労働者が生活していく唯一のかたてでございますので、重大視いたしまして地方の労働基準監督署を動員いたしました。ただいま御指摘でございますようにできるだけ早くできるだけ事前にこういう問題を防止しなければいけない、事態が発生したらすぐ回復しなければならぬという立場でやっておりまして、たとえばことしの四月から九月の間にわたる半期をとって見まして、この半期に発生した金額にはほぼ合うくらい

のものは、全部とは申しませんが、片づけているような体制をとっておりますし、今後もやらなければいかにぬと思っております。

ただ、いまの制度的な問題でございますが、先ほどもちょっとお答えしたわけでございますが、賃金債権等についての優先弁済権といえますか先取り特権といえますかそういうものを強化したらどうか、ないしは何かの形で賃金の補償ができれば、私どもよく拝聴しております。ただ、せっかく先生御指摘でございますが、これはやはり公租公課の問題とか、それから司法上の債権の問題とかいろいろからんでくる問題でございますので、こういうものにもらみながらさらに制度をどうするかというのを研究していきたい、こういうふうに考えております。

○寺前委員 あなたのところの話はいつでも研究が多過ぎて間尺に合わない。いま現に発生してしまっているんだから。だからちょっと大臣、これはやはりあなたの記者会見が何かで生きた人を相手にするのが労働省だ、まさにそのとおりで、生きたものを相手にするのには間尺に合わないことでは仕事にならない。その点は立場として明確にしておいていただきたいと思っております。

そこでもまだ気にかかるといふ点があるのです。が、ともかく障害者とかこういう人たちに必要最低限にしなければいけませんから、そういう企業の守る側からいって、権利を侵されやすいところの人というものは出てくるわけですね。障害者なんかその部類だと思っております。だから障害者に対しては逆に身体障害者雇用促進法だったか、雇用の義務づけというのが雇用の側からいってもあるわけ。こういう事態が生まれてきたために、逆に犠牲、しわ寄せを受けてくる。ますますもってこの人々を保護するという問題は非常に重要な位置を占めてくると思っております。

私、さきの労働債権の問題でも、大企業の場合は横着なことを許さないということで中小をやりは基本的に考えなければいかにぬと思っております。この障害者の問題でも、ぼくは大企業の問題というのにはやはり非常に問題だと思っております。私がここで説明しなくても、大臣も局長さんも先刻御存じのとおりだし、審議会からも大企業の雇用率は悪いと一年前に指摘があるわけでしょう。名前を発表せいで命令を出してやっつけていくという体制をとりなさいと審議会からばんと出ておるわけだ。もう一年たったのだよ。これも生きた人を扱っておるのに間尺に合わないことでは仕事にならぬじゃないか。今日のこの時代に、一体この問題についてはどう解決されるのかちょっと聞きたいと思っております。

○遠藤政府委員 いま寺前先生の御指摘のとおりでございます。私どももそのつもりで準備を進めてまいりました。大企業は特に身体障害者の雇用の達成状況が悪い。この点をどうすれば根本的に解決できるか。これはいろいろ問題がありまして、私どもは積極的に前向きに制度的に取り組みたいと思っておりますけれども、さしあたり審議会なりこの委員会御指摘になりました大企業に対する雇用率達成状況の公表なりあるいは具体的に企業名を指摘する、こういう方法を今年度中に実現したいと思っております。

○寺前委員 今年度というと来年の三月までですね。これもまた私はほんとうにゆうちような話だと思っております。さつきも言ったように。

○遠藤政府委員 一月でも今年度中です。

○寺前委員 年度中というから三月までやったら三月までのことでしょうか。

話なんだから、生きた人を扱う労働省だと大臣言  
ったのだから、この問題というものはいまの時期  
こそ明らかにしなければならぬ問題だと思つて  
です。大臣、その点どうです、あなたの気持ちと  
して。

○長谷川国務大臣 私自身は身障者の諸君が抜き打ち  
でやられておるかどうか実は注目しておる一人  
です。しかもそういう諸君は、そこに就職する場  
合には使用者のほうも覚悟をきめて、あるいはまた  
使われるほうも、働くほうもその職場を得たと  
いうことで一生懸命になっておるわけです。そし  
てまた最近の労働省がモデル工場をいふんなもの  
で手当てしておることなどもわかっておりますか  
ら、そういうところの諸君が抜き打ちにやられ  
るといふふうなことは注目しております。

一方、御承知おきのとおり、私は組合の諸君に  
さへも身体障害者の雇用の問題についてお話しし  
ておるから、これはいま公表する話  
もありました、前向きでしつかりと、こういう  
とき一番弱く思われる人、一番心配してもら  
う人、そういうところに眼を注いでやっています  
、こう思っております。

○寺前委員 いや私は時間の問題をいま指摘した  
ので、私の気持ちを御理解いただいたら私はもう  
これはやめますけれども、御理解いただきたいと  
思つております。

それで気になる問題、もう時間もあれなので、  
私はあと二つだけやって終わりたいと思つて  
一つは、失業の多発地域といえは何といつても  
一番ひどいことになってきているのは、炭鉱地帯  
だと思つております。いままで新しい法律で中高年  
の例の法律があります。ここで従来の緊急失対法  
が打ち切りになって暫定のところだけ残して、そ  
して中高年齢のほうでできてきて、そして一番手  
を打って特開事業を起した。一番多いのが北九  
州の田川地域だ、そこでは全体として五千人の予  
算のワク内で仕事をし、もう予算のワク内一ぱ  
いになつておるけれども、その特開事業を起し  
ておる大部分というのは、圧倒的部分があの田川

地域に、北九州というんですか、あそこへ来てい  
る。しかもそこには千名近くの人が指導手当をも  
らつておるといふ姿があります。そうすると、予  
算のワクから見たら一体これはどんなふうになる  
のだから、しかもその指導手当というものがべら  
ぼうに安いじゃないか、最高で千円に満たないよ  
うなものです。こんなことの姿に置いておくのだ  
らうか、そのままでもどうするんだらうかという問  
題が一つ、これは簡単でいいです。私は予算の問  
題とこれらの人の指導手当はあれでいいのと思  
うのです。

それからもう一つは、これは全体の失対の労働  
者に関係する問題ですが、たとえば東京の二人世  
帯の生計費というのは月七万八千六百円と人事院  
の標準生計でことしの四月出しているけれども、  
失対の賃金は一日わずか千八百四十五円で、月四  
万五千九百円と二十日就労だ、大体世帯は二人  
余りだ、あまりにも低いじゃないか。賃金のきめ  
方というのはいまさらもうきよめ論じません。  
この地域の似たようなあれと合わせるというのだ  
けれども、それにしても生計を保てないような状  
況に置いておくというのには気になるじゃないか、  
この問題についてどういふふうにか社会的に公正を  
期していくんだという立場から見ると、大臣  
はどうしようと思つておられますか。この二点だ  
け提起して私はもうあとは聞きません。

○守屋説明員 まず第一点の福岡県の田川地区の  
問題でございますが、これは先生御指摘のとおり  
現在中高年齢失業者といたしまして措置を受けて  
ございまして、私もといたしましては、これら  
求職者の方に対しまして、今後全力をあげて職業  
紹介なりまたその他の就職促進対策を期してい  
る考でございます。また特開事業への就労問題  
につきましても、先生御指摘のようにこの就労  
が必ずしも簡単であるとは私も申しません。しか  
し、いざいざにいたしまして、今後の雇用・失業情  
勢、この推移の中で当該地域の開発の可能性等も  
十分考慮いたしまして関係市町村の事業計画の推

進につままして県当局とも十分検討、協議してま  
いりたい、かように考えております。  
また、先ほど指導措置等の各種給付金の単価の  
問題が出ましたが、これにつきましましては、私ども  
も来年度予算に向けましてその実態に合うような  
増額について全力をあげたいというふうに考えて  
おります。  
また、同じく失対賃金につきましても、これは  
もう私が先生に申し上げるまでもなく現在の失対  
賃金の決定原則がございまして、われわれはその原  
則の中におきまして、今後とも失対就労者の生活  
実態の改善のために賃金引き上げについて大いに  
努力してまいりたい、かように考えております。

○竹内(黎)委員長代理 次に、大橋敏雄君。  
○大橋(敏)委員 私もまず最初に雇用保険法案に  
関連しまして質問いたしますが、総需要抑制政策  
がとられまして、それがだんだん浸透するにつれ  
まして、特に最近の雇用・失業情勢というものは  
想像以上に深刻であり、きびしいものがあるよう  
でございます。この現況と今後の見通しについて  
どのような考えをお持ちであるか、まずお尋ねを  
いたします。

○遠藤政府委員 この秋以来の雇用・失業情勢  
は、ただいま先生御指摘のように、きわめて深刻  
な事態を現出しております。ただ、私ども  
は、この春以来インフレを抑制し、経済を安定さ  
せるために総需要抑制を堅持してまいっております  
。今後引き続き抑制を続けてまいっておりますが、  
今後は当然これが雇用面に波及してまいること  
とは私もこの春以来覚悟いたしております。八月  
を過ぎて九月、十月には相当深刻な事態に  
至るであろう、こういうふうにか考えておりまし  
た。九月から十月に入りまして、十月の求人求職  
のバランスを見てまいりますと、〇・九六という  
ことで、四十六年の十二月、四十七年一二月の  
不況期とほぼ匹敵するような事態になっておりま  
す。失業保険の受給者にして、昨年の十月  
に比較いたしますと、ことしの十月は二五・五%  
増、完全失業者が七十五万で、同じく昨年比

ますと四〇%増、こういう事態になってきてお  
ります。この三、四カ月の間をとってみますと、  
求人倍率が〇・〇七から〇・〇八、各月落ちてき  
ておるのです。これから十一月、十二月の数字は  
まだ出ておりませんが、来年の一―三月にかけま  
して求人倍率も一―いづゆる労働力需給が逼迫し  
て求人倍率が一をこえたのが四十二年以来でござ  
いますけれども、それ以降における最悪の事態と  
いいますか、一番大きな数字が出てくるんじゃない  
か、こういうふうにか感じております。新聞紙上  
等で、来年の一―三月では失業者が百万をこえる  
だらう。これは季節的な要因もありまして、過去  
数年間に九十万という数字が出たこともございま  
す。したがって、それからしますと、当然百万と  
いう数字は出得るであらうということも考えてお  
ります。私どもは、こういう事態に対処しまし  
て、なお一―その雇用保険を出発点にして今後の雇  
用対策を強化してまいりたい、かように考えてお  
るわけでございます。

○大橋(敏)委員 いま局長が認識しておるとおり  
に非常に深刻なきびしい情勢下にあるわけござ  
います。労働者の雇用と生活を守っていくとい  
うのがいづゆる労働省の緊急かつ最重要な問題だ  
と私は考えるわけでありまして、これは大臣か  
ら、一体どのような考えで手を打とうとなさつて  
いるか、お尋ねしたいと思つております。

○長谷川国務大臣 総需要抑制というものはいま  
世界、日本の極みが物価高騰ですから、物価高騰  
と不況、その間に雇用不安が出ておるわけであり  
ます。何といたしまして、物価を抑制するため  
に総需要抑制ということでありまして、その間に  
失業者が出るということは非常に憂慮すべきこと  
ですから、労働省といたしましては、私自身が  
十月の三十一日に全国の職安の課長会議を東京で  
招集しまして、こんな時代にこそ、労働省の出先  
機関の方々が困つておる人に親切な指導あるいは  
お手伝いをすれば一番喜ばれることであるから、  
しつかりとやつてもらいたいというお願いをいた  
しました。さらにはまた、十月に御承知のとおり

失業保険三三%アップをして、出てきた人に対する手当を了したという形であります。そしてまた、前国会において御審議をいただきました雇用保険法案、これをこの際におひきついでに御可決いただきまして、一時休業の助成などをしながら失業を延ばしつつ、一方においては、その間に将来出た場合の問題等々に対処していきたいということ、このとおり臨時国会の閉会中でございませぬけれども、皆さん方に御心配をお願いしておる。私は、内閣全体といたしましても、あるいは皆さん方もお考えでございませぬけれども、まさに第二の困難の時期、これをうまく乗り越えたいという切りに切れないか、日本はたいへんなことになるのじゃないか、こういう気持ちでいっばいであるわけでありませぬ。

○大橋(敏)委員 私はず大きな問題点として二つあるだろうと思っております。その一つは、この雇用情勢の悪化に対してそれに対応する早急なる手を打たねばならぬということが一つ。もう一つは、この不況の深刻化に伴いまして雇用不安が長期化するであろうというおそれです。ですから、この二つの点に立ってのいわゆる適切な手の施し方、これが大きな問題点だろうと思っております。いまも大臣が話された中に、雇用改善事業における雇用調整措置、この問題も早急に云々という話があったんですけれども、現在のこの状況下にこそこのような措置が生かされることが必要である、こう思うわけですね。先ほどから何人かの委員の方の質問にも同じような趣旨の質問がございましたけれども、この法案は四月一日実施の法案ではないか。間に合わぬではないか、私もそれは同感であります。確かに法律が成立して実施に移るまでには、いろいろと準備期間が必要でありませぬけれども、実際にこのような不況下にあつてあること、あるいは労働者、企業に救済の手を差し伸べることこそ生きた政治だと私は思うのであります。とにかく実態的に実質的に一月、二月、三月、それこそどんな状態になるかもう予想されているわけでございますから、これに対応するだけの具体的

な手は打たれるかどうか、お尋ねいたします。○長谷川国務大臣 非常に御熱心な御意見、感謝いたします。私は、やはり政治家といたしますれば、政府がこの通り金も用意し、そしてありとあらゆる皆さん方の御理解をいたしたい、一方は、外のほうは失業者が、いまの職安局長の話じゃありませんけれども、七十五万戦後最大、そしてこれがまたふえるかも知れないというふうな危険があるわけですね。このときに、私はこの法案を政府のただメンツということじゃなくして、政治家全体の責任において、おぼれる者はわら一本でもほしい、木切れ一片でもつかまて向こうに渡りたい、こういう気持ちでいろいろと私に思っております。そういう者に手を差し伸べるといふ姿がお互いにあるとするならば、私は御通過していただいた晩には、非常な場合には非常な手を使います。何月何日というお約束はできませんけれども、四月一日に実施されるのでありませぬけれども、その前にさかのぼるということだつて、これは政治家の判断であり得る、そのために役所の諸君は準備、かれこれ事務的にたいへんでありませぬけれども、一人の者を救うために、大ぜいの者を救うために仕事を一生懸命やるといふことは、心の中に私は喜びを感じるといふふうなことで、ときには役所の諸君に無理をお願いするかも知れぬ。それもやはり議会の皆さんの御協力、激しいところの熱意、それにこたえるゆえんじゃなかるうか、こう思っております。

○大橋委員 いまの決意は決して口先だけでないと思ひます。三木総理は、言うことと行なうことと非常に離れ過ぎているというもつぱらの評判でございましたが、三木内閣の閣僚の一員であるあなたですら、まさかその点も見習われるような点はないだらうと思ひますけれども、再度この点は、四月一日ではなくてもっと早い時期に、いまのような実質的な措置を打つていくというこのことは、私は生涯忘れられないくらいに思ひ受けとめておきますから、ひとついまの、特に民間

労働組合、関係団体のほうからの必死の願ひであります。一日も早くということ、もう一月早々にということでございますから、この点をしっかりと胸に入られて、また労働者の役人の皆さんもたいへんでございませぬけれども、この事態に対応した働きをしていただきたい、強く要望しておきます。

また雇用調整措置というものは確かに失業の予防をはかるために効果的なものであることは明らかでありますけれども、その具体的な実施基準といたしまして、一体どのようなものをお考えおられるのか、お尋ねしたいと思います。

○遠藤政府委員 この内容につきましては、私どもは具体的な案を職業安定審議会におはかりしまして、その答申に基づいて基準を作成して実施に移すわけでございますが、ごく大まかに申し上げますと、この不況によつて一時休業、操業短縮をせざるを得ない、そういう場合には、その休業中の支払われた賃金の二分の一、中小企業については三分の二を補てんすることによつて、失業をできるだけ防ぐようにする、これがおよそその骨子でございます。確かに、そういう場合に、中小企業の場合はこれを適用がむずかしいのじゃないか、実際に恩典を受けにくいのじゃないかという御指摘は多々ございませぬけれども、私どもはそういうことにならないように、特に繊維、電機関係で八月、九月以来操業短縮が頻発しております向きにつきましては、中小企業からぜひ早くしてほしいという要望もございませぬので、そういう実態に適切に対応できるように基準の設定なり運用をはかつていきたい、かように考えております。

○大橋(敏)委員 私の理解が誤らなければ正していただきたいたのですが、いまの雇用調整措置について、国の補てんが大企業の場合は二分の一、中小企業の場合は三分の一というところでございませぬか、たとえば一人の労働者が一時休業になる。そういう場合、企業側から最低その人の賃金の六割以上を支給しなければならぬという義務づけがありませぬ。その六割以上の賃金にプラスすると

この、中小企業であればそれが三分の二の補てん、プラスされるわけですから、どうでしょう。○遠藤政府委員 実質的にはそういうことになりませぬが、たとえば中小企業は、この間の夏以来の繊維、電機の一時期休業に対する補償は大体九〇%ないし一〇〇%の賃金を補償されております。かりに九割休業中の賃金が補償された、基準法ではこういう場合に六割以上を補償することが義務づけられております。しかし、実際には労使間の話し合ひで八割、九割という補償が行なわれておりますが、かりに九割補償されたらとしますと、中小企業の場合はそのうちの六〇%が国から補てんされて、三〇%が使用者の負担になる。一〇〇%賃金を払ったとしますと、中小企業の場合は中小企業者が三三%持てば、あとの六六%は国がこの制度によつて補てんする、こういうことになりませぬ。したがつて、基準法で六割の賃金補償の義務がありませぬけれども、中小企業の場合は三三%負担すれば一〇〇%補償できる、こういうことになるわけでございます。大企業の場合は一〇〇%の賃金を使用者の負担にすれば、残りの五〇%は企業が負担する、こういうことでございませぬから、基準法のいわゆる休業手当の補償義務より軽い負担でこの一時休業期間が切り抜かれる、こういうことになるわけでございます。

○大橋(敏)委員 要するに、この国の補てんの措置を受ければ大体一〇〇%の賃金が補償される、このように理解してよろしいですか。特に中小企業に対しては、いまのような配慮がなされたということ、私は非常にうれしく思ひますが、とにかく中小企業の実態は、先ほどから何人もの方がお話しなさつておられるとおり、想像以上の不況におちいつております。これにも手厚い手を打つていただきたいたこと。それから、さきの国会でこの法案が提出されましたとき、雇用・失業情勢は大幅に異なつてきたわけでございます。そこで、若年者でも必ずしも再就職は容易ではない。です

から、そのような情勢に立脚して、さらに給付日数の決定方法等、再検討する必要があると考えられるのでありますけれども、この点はいかがですか。

○遠藤政府委員 実はこの雇用保険法案を策定いたしました昨年八月以来、この内容についていろいろ各専門家、各関係団体、労働組合等の御意見ございましたが、私どもはこの法案を作成いたしましたに当たりまして、まずその前提として考えましたことは、日本経済がたゞいまのようにマインナス成長となっておりませぬけれども、昨年の八月当時はまだ高度成長のさなかでございました。しかし、こういう高度成長経済がいつまでも続くものでない、国際的な経済の摩擦によって、不況、それによる雇用情勢の悪化ということ、当然考えておかなければならない問題でございまして、そういう雇用・失業の危機に際して、なおかつ十分な失業補償の機能が發揮できるように制度にする必要がある。と同時に、先ほど来御指摘にありましたような、そういう際に際しましてのいわゆる積極的な雇用政策と申しますか、失業を未然に防止し、さらに中高年とか身体障害者とか、そういう人たちにとっての雇用の場の確保のための具体的な措置、こういうものを盛り込んで新しい法体系をつくらう、こういうふうに考えたわけでございまして、したがって、御指摘のようにことしの春、この法案を御審議いただきました当時と現在ではかなり失業情勢も深刻になっております。しかしながら、それはもう法案の作成当時から私どもの予定をしておりましたこととございませぬ。また、現在の時点におきまして失業率もろの指数もこの春の時点である程度私どもは予想をし、覚悟をし、それに対する対応策を考えておいたわけでございまして、したがって、給付日数の点につきましても、確かに三十歳未満の若年については九十日ということ、足りないのじゃないかという御指摘もございまして、しかしながら、いままでの過去の実績なり、今後の見通しとしまして、現在の時点で三十歳未満の人が失業し

た場合どうなっているか、この点も私どもが予定をいたしておりました実績とほとんど変わっておりませぬ。三十歳未満の人につきましても、工場閉鎖、人員整理によってこの九月、十月大量に失業をした人たちが、十数倍の求人によっていままでよりも劣らないような労働条件で一カ月以内に全員再就職をしております。そういう実績からいたしますと、私はこの雇用保険に盛られた失業給付の内容で十分であると考えておりますと同時に、ただそれだけではなくて、今後これ以上にさらに失業が深刻になり、あるいは不況産業等の問題が出てまいりました場合には、雇用保険法の中に盛り込んでおきます給付延長の措置に個人別延長、それから地域延長、あるいはさらに全国的な不況の場合は全国一律延長、こういう延長制度がございまして、この延長制度の———という場合に延長をするのかという基準のきめ方によってこれは確かに大きな差が出てまいります。その基準をきめます際に、こういった若年労働者の実態、あるいは中高年齢者の再就職の難易度、こういったものも十分見きわめて、具体的な個々のケースに十分対応できるように基準を設定することによって先生の御懸念を十分解消できるように措置を講じてまいりたい、こういうふうに考えております。

○大橋(敏)委員 いまの答弁では、雇用・失業情勢は大幅に変わった、しかし現実には九月、十月と大幅な失業者が出たけれども、若い人はもう一カ月以内にほとんど再就職していつている、しかし、まだ深刻な状態になった場合は延長制度を適用して救済の道を開く、こういうことですね。要するに、三十歳未満の再就職者の問題についてはいろいろと議論がなされてきておりますが、いまの答弁のとおりだったら、確かに私は問題はないと思えますが、もしいままでの答弁のような内容ではなくて、ほんとに深刻な事態が起こった場合は即座にその延長問題を発動する、こういうことで考えているんですか。

○長谷川國務大臣 私はいはより労働問題というのは追っかけて、ぶつかってみなければわからぬと思っております。ですから先日私、名古屋地方を歩きました。そうしますと、いまレイオフがかかっております。月給をもらっているわけですね。しかしながら、ほんとうに失業したということになると、一人に対して七人の求職がある。私は現場を踏んできた。でありますから、いま局長が全国的な例を引いたことも私はそのとおりだと思っております。外国の場合はレイオフをかけるときは若い者からです。事業場に経験の薄い者からかけていくのです。アメリカの六・五%のいま失業者の中に一〇%以上は若い職人、こういうことです。しかし、おっしゃるような御懸念があった場合には機動的に、これはあなたのおっしゃる通りにやってみたい、こう思っております。

○大橋(敏)委員 それではお尋ねしますが、季節出稼ぎの関係になりますと、求人条件悪化で取り消しあるいは不採用等の報道が次々になされていくわけでございますけれども、この実態はどうなのかということが一つ。

このような時期に一時金制度をとるといふことは問題ではないか、私はこう思うのであります。この点についてお尋ねします。

○遠藤政府委員 こういう不況のとまだけに、一番しわ寄せを受けやすいのは、先ほど質問がございましたパートタイマーのような臨時労働者とか、あるいはこの季節出稼ぎの人たちが一番影響を受けやすいわけでございます。そこで私も、大臣のお供をいたしまして上野の駅前の出稼ぎ相談室にも行ってみました。北海道、東北の二カ所にも行って見たわけでございますが、確かに御懸念でございますように、出稼ぎに対する求人が激減しております。昨年に比較いたしますと四〇%ぐらゐの求人が減っている。しかしながら、出稼ぎの求人は非常に大幅に求職を上回っております関係上、いまの十月の現状、十一月の現状では、東京地区も、それから北海道、東北地区も出稼ぎに出ようという求職者の数を上回って求人が出ております。それからその求人の賃金内容も、昨年よりは

二割ないし三〇%高くなっております。したがって、出稼ぎに出たいという人たちが行き先がないということにはまだなっておりませぬ。

ただ問題は、ことしの春以来、時間外労働を削減したりというふうなことで、その影響で月額賃金総収入は去年の横ばい、あるいは若干下回るというふうな実態も出ておりますけれども、出稼ぎの職場が見つからないというふうな事態は出ておりませぬ。

そこで、こういう事態で一番影響を受けている出稼ぎについては、いまの時点で一時金制度に切りかえることについてはどうかという御懸念でございまして、逆に、いままでは出稼ぎに行っただけで、帰ると失業してしまいます。したがって、どこかに就職したいというたてまえで保険金をもらっておる。今度は出稼ぎから帰りますと一時金一回で五十日分もらえる。しかも、そうしておきながら、今度は地元で、地場でのいろいろな臨時の職につくこともできる、あるいは農業に従事することもできる、大げらにやれるほど、出稼ぎ奨励策じゃないかと一部でいわれるほど、この制度のほうが日本のいまの出稼ぎの実態に適合している、こういう御意見を私は多々承っております。一部にはいままでのほうがいいのだという御意見もございまして、全体としてはこの一時金制度をすみやかに踏み切るべきだという御意見を最近たくさんちょうだいしている実情でございまして。

○大橋(敏)委員 一時金制度のメリットは確かに私もわからぬではないけれども、問題は、いままで四月と二十二日働けば失業保険の受給資格ができて、そして長い人では九十日もらっていたわけですね。それがこの前の原案では三十日、ようやく修正して五十日までにはなりましたけれども、まだこれでは実には不満です。ここは検討の余地があるかと思えますから、もう時間がございませぬので次に移りますけれども、労働者の実質賃金がこの一年間で二・九%の落ち込みである、昭和四十五年度の水準に達していないということ

労働省の勤労統計調査速報で私は見たわけですが、こういう実態からまいりますと、失業給付の最低額、いま千五百円から三千円までは八割を支給することになったわけですが、私は、この最低額は大幅に引き上げるべきではないか、こう考えているのでありますが、どんなお気持ちであるか、お尋ねします。

○遠藤政府委員 今回の雇用保険法におきます失業給付について、実態に即して十分な手厚い対策を講じたいということが給付日数の面でも出ておりますが、同時に、給付の率なり額の面でも私どもはその方向で取り組んできたつもりでおります。と申しますのは、いままでの現行の失業保険法におきます給付率は賃金の高い人も低い人も一律六割でございます。今回の雇用保険におきますのは、全体は一律六割でございますけれども、比較的賃金の低い層、日額三千円以下については八割まで通増した率ということになっておりますので、一番下の率は八割ということになります。そういうことによつて比較的所得層の方々についてはいままでよりもはるかに手厚い給付を補償しようということになっております。と同時に、最低日額を政府提案では千五百円にしております。したがって、千五百円以下の賃金の人については千五百円が補償される、こういうことになりましたので、私どもとしては、現行法制に比べますとはるかに賃金の低い人にとっては手厚くなつておる、こういうふうに考えております。

さらに、これに對しまして雇用保険法の中にも自動スライドの規定がございまして、一般の賃金が上昇した場合には、その上昇の度合いに応じて自動的にスライドするという規定が設けられておりますので、今後ともこういう賃金の低い階層の人たちにつきましては、極力手厚い措置が講じられるように措置をまいりたい、かように考えております。

○大橋(敏)委員 大臣、先ほども申し上げましたように、労働省の勤労者統計調査速報でも明らかになつておるとおり実質賃金が下がったわけですが、そういう実態を踏まえて、やはりこの額の改定は当然だと思つております。これは政治的な判断の上になつて措置すべき問題だと思つております。大臣にお尋ねをいたします。

ね。そういう実態を踏まえて、やはりこの額の改定は当然だと思つております。これは政治的な判断の上になつて措置すべき問題だと思つております。大臣にお尋ねをいたします。

○長谷川國務大臣 何月の統計かちよつとわかりませんが、月によつて下がつたり上がつたりするわけですが、一年間を通じてだけだか上つていられるかというところに、私たちは非常に関心を持つわけですが、労働省とすれば、実質賃金はほんとうに下げないようにならなければいけません。いまの局長の説明をお聞きのとおり、私たちがしますと、こういう物価のときですから最大の努力を払つてやつていきたい、こう思つております。

○大橋(敏)委員 私はもうぎりぎり二〇%は引き上げるべきであることを強く要望しておきます。それから中小企業の倒産が続出しているわけですが、先ほども話がありましたように月に千件ぐらゐ倒れておられます。そして完全失業者も、いま七十五万だけども百万に届こうかといわれるような見通しになっている今日でありまして、問題は、その労働者が倒産のために賃金不払いを受けているわけですね。このことは先ほども議論されておりましたけれども、私もこの際にも何らかの姿で、こういう労働者に対する救済措置をとるべきである、こう考えているわけですが、一段の熱意ある御答弁を求めたいと思います。

○長谷川國務大臣 私のところにも中小企業の経営者からたくさん手紙が来ます。その中には、親子代々中小企業をやつておつて、私たちが事業主は逃げ出すわけにいかぬ、大企業と違ひます、大企業の役員ならば景気が悪くなれば逃げ出す、そういうことがありません、私たちがはそうはいきません、こういう悲痛な叫びを受けています。その中で働いている諸君のごときでございますから、積極的な前向きな形で、こういう方々を守る対策についてさらさら検討してまいりたい、こう思つております。

○大橋(敏)委員 これも緊急措置の一環としては是非でも実現してもらいたいことであります。い

わゆるそうした未払いに対する政府の立てかえ払いといひますか、そういう内容で早期に実現していただきたい、このことを要求しておきます。では次に労災保険法のことについて質問したいのですが、よろしいですか。

先般九州から脊損患者の代表の方が、不自由な身をいとわすはるばる上京して請願陳情をなさつたわけでありまして、請願内容はもう大臣も御承知のとおりであります。労災法の不備あるいは実態に即した改善の必要がわかりなつたことと思つておられますが、今国会の法案ではどうしようもないと思ひますが、次の通常国会に再改善をして提出なさる意思があるかどうかということが一つです。

それからもう一つは、高度経済政策の結果から農村労働者が大きく減少してきていることは御承知のとおりでございますが、そのために農作業が機械化されて、人手不足を補つてきているわけでありまして、この農業労働者において人命に及ぶような災害が多発しております。トラクターの横転あるいは転落等々、死亡事故年間二百件、重傷事故が千件を上回つていられるというように報告されておられるわけですが、これは通勤災害、一般労災の陰に隠れた大きな労災であろうと思つておられます。農業従事者は雇用労働者ではないという理由から、労災の対象外とされているわけでございますが、いまの雇用保険法等は農業、水産業等にも適用を拡大して、この農業労働者を救うべく労災保険法の改正を行なうべきである、こう思つておられますか、いかがですか。

○東村政府委員 まず、労災保険の問題でございますけれども、(大橋(敏)委員)「もう時間がないから要点だけ……」と呼ぶ)従来しばしば改正を行なつてまいりまして、現在ILO百二十一号条約の線には達したわけでございますが、経済的、社会的情勢がございまして、さらに引き上げなければいけません、今回給付内容の

改善を内容とする改正案を御提出しているわけでございます。それはそれといたしまして、やはり基本的な問題をどうするかというのがございまして、先ほどもお答えしたわけでございますが、給付基礎日額の問題、スライド制の問題、リハビリテーションの問題等々でございます。これにつきましましては労災補償の審議会がございまして、そこで懇談会を設けまして、鋭意現在検討作業を進めているところでございます。

それからもう一つ御指摘がございました農業の自営業者と呼んでよろしいでしょうか、自営業者の問題でございますが、労災に特別加入制度というものがございまして、現在一定の自走式機械を使用している自営業者については労災保険を適用する、こうなつております。さらにそれをこの三月でございまして、範囲を拡大してまいりまして、その拡大する標準といひますか基準といひますのは、その業務の実態なり災害の実情に応じて拡大したわけでございますが、今後とも農業労働者といひますか、自営業者の業務の実態、危険度の観点からこれを拡大するかどうか、実情に応じて検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○大橋(敏)委員 いま農業者に対しては特別加入制度がある——確かにトラクターなどの自走式、こういう農業機械に限定されてあるわけですが、こういう農業機械に限られてあるわけですが、その拡大が一応はかられたということですが、その拡大がはるかに大きくなつて加

入者の増加をはかるとともに、やはり根本的な改善をしていただきたい。先ほど大臣に申し上げましたように、脊損患者等の要望、請願内容を見られると、こまかい内容まで示してあります。そういうものもひつくるめて改善をお願いし、早急に法律の提出をお願いしたいということですが、一言でいいですか……。

○長谷川國務大臣 役所としましては、前向きにそういうものを一つ一つ検討してまいりたいと思つております。

○大橋(敏)委員 じゃ、厚生省の方に日雇い健保

の問題があるわけですが、最後に一言。

趣旨説明の内容で、大体今回の法案は現状に比べてと確かに改善の内容でありまして、反対するものではないと思われ、日雇い労働者の方々といふのは大体低賃金で働いて、重なります。したがってこれは賃金と要望と重なりませぬけれども、すべて日雇い労働者に適用を及ぼすこと、あるいは受給資格要件の緩和のため健康保険法の任意継続方式の導入をはかること、あるいは療養の給付期間を全治までとすること、国庫負担を大幅に増額して、労使負担割合の改善をはかることなど、早期に改善要求事項の積極的な検討に入るべきであると思つております。また先般社会保障制度審議会あるいは社会保険審議会の指摘もございましたように、四人未満事業所の日雇い健保を適用させる、いわゆる適用範囲の問題とか、あるいは受給要件、そして累積赤字の処理、国庫負担の割合で財政問題等技術改善をはかるべきである、こういう指摘もなされておりますので、次の国会までに再度この日雇い健保の改善をなされまして、再提出なさることを強く要求いたします。

それから、ちょっと日雇い健保とは離れますけれども、昨日参議院のわが党の代表質問、小平芳平さんの質問で、それに三木総理が答えて言いました中に、生活保護基準の引き上げなど積極的な進め、こういう言明がなされたわけでございますけれども、この改定の基本的な考え方として、わが党の考え方として、それから年末支給金について、十分な金額が示されておりますけれども、これでは話になりませんが、さらに上積みする考えはないか、以上でございます。

○山下(徳)政府委員 生活保護基準の問題につきましては、この生活保護世帯の実態を把握しながら五十年の予算について十分ひつと盛り込んでまいりたいと思つております。

お尋ねのこの基準につきましては、御承知のとおり、生活保護といふものは最低生活を維持するという意味における国家の補助であります。しか

らば最低生活といふのは一体どの程度かということはいろいろ論があると思つて、これは時代によって変わる。十年や二十年前、たとえば生活保護世帯においてラジオ一台持つておたつたけれども、いまはそういう世帯においてもテレビの一台も持つていてもおかしくないものであります。あるいはまた合理的な食生活を維持するためには小さな電気冷蔵庫ぐらいはやはり生活の必需品でございますから、そういう観点から妥当なものは適切な水準を維持するための努力をわれわれは傾けてまいりたい、こういうことでございます。

それから、この一時金でございますが、御承知のとおり、生活扶助基準は年度当初に二〇%、それから六月に改定しましてさらに六%、それから十月に三・一%です。すなわち今年度にも二九・二%ですか、一%です。上がっているわけでございますけれども、これは全く別個の一時金でございます。

御承知のとおり、これは最近の激動する物価等の動向にかんがみて昨年から初めて支給したものでございますから、これはやはり基準についてはいろいろものさしはかり方があると思つて、いろいろのものを、一応、とにかく昨年一時扶助の二分の一というところでまゐりました。そうしますと、今年度の年末の一時扶助は四千九百十円です。これを二で割つたものと比較しますと、今年度二千六百五十円というのとは三百円ぐらゐ高いわけでございます。昨年の例に比べて、ですからささやかな額でございますけれども、そういう努力をしてきたことだけはひとつお認めいただきたい、こういうことでございます。

○北川政府委員 たいはいいろいろ御要望等のございました点につきましては、すでに、先国会内容の改正案を当委員会でも可決していただきました。際際に賜りましたたくさんの附帯決議の中にもあるわけでございます。私どもは、いまの御要望の趣旨を体しまして、今後引き続きこの制度の改善に十分検討を加えてまいりたいと思つております。

す。

○大橋(敏)委員 残念ながら時間が参りましたのでこれでやめますが、厚生行政に造詣の深い田中大臣が就任され、そしてまた山下政務次官、非常に熱意ある方でありまして、われわれの希望、要望がどしどしと実現できることを期待して質問を終わります。

○竹内(義)委員長代理 次に、和田耕作君。

○和田(耕)委員 雇用保険法の問題についてお伺いたしました。

この前の国会で、ほんとうに原因不明の理由でこの法案が流れたことを私もたいへん遺憾に存じておる一人でございまして。私は民社党を代表して、この雇用保険法については必要な修正を行なつた上で賛成をいたしましたわけでございます。またこの国会の代表質問の中で塚本書記長がわざわざこの問題を重要な問題として取り上げて、至急にこの問題の策定をはかるようにという質問をしたことも御承知のとおりでございます。私も、いままでの失業保険制度といふものの中に、よさそうな題名のもとで著しく不公正な面があるといふことを感じておたつたわけでございます。その一番中心点はおそらく労働者の問題、もう一つは失業という現象に対して、単に失業が出たからお金をあげるというふうな平面的な対策であつたのに対して、かなり立体的な対策を組んだという面での画期的な法案だと実は考へておるわけでございます。その意味で大臣並びに厚生省の関係機関、そして私の尊敬している有沢広巳教授等の学識経験者の御努力に対して敬意を表する次第でございます。ただ前国会で修正しましたように、方向として正しいものであつても、いままで給付を受けている人に著しく大きな変化が起るようなことはいけないという趣旨でこの前の修正を行なつたといふふうなきざつてございまして。

「竹内(黎)委員長代理退席 葉梨委員長代理着席」

したがって、今回のこの臨時国会の忙しい国会で急遽新しい事態に即応できるように出してきた政

府の御努力に対して、これを評価するにやぶさかではないわけでございますけれども、しかし問題の性質上、二、三点のお考えをいただきたい点についてきょうは御質問をしたいと思います。

と申しますのは、先ほど遠藤局長もお話しになりましたとおり、この前の国会でこの法案が通過しておれば、かなりの社会的な問題になつて、事態に対する対処ができたのではないかというお話もございました。そのとおりだと思います。そういうことではありますけれども、つまりこの法案の実施については四月一日というのはいそ過ぎる、いまのこの法案の性格上からいって、やはりこの法案が通過した直後からこの実施をすべし、これが正しい考え方だと思つておられるわけですが、これは前の関係の委員からの質問を通じておやりになるのだとは思つておられますけれども、この問題は政府、労働大臣あるいは局長のおっしゃる趣旨からいって、こゝで四月までというのでは筋が通らない。一月一日というのが一つのいい境にもなりますので、ぜひともこの問題についてはお考えをいただきたい、簡単にだけつこうですから大臣から重ねて御決意をお伺いしたい。

○長谷川(國)大臣 前国会におきまして、和田さんがこゝで賛成討論をされたことを思い出しております。それ以来日にちがたつて非常に雇用情勢が悪くなった、そうしたことを背景にしてこのたびの臨時国会に私たちがも憂慮して法案を出し、それをまた御審議いただきましたところの各党、委員会の皆さん方のそういう御協力といひますか、憂へている姿に対して敬意を払うわけでありませぬ。

そこで、五十年の四月一日実施というのが法律の公布の日になつておりますけれども、私は労働省に一月ぶりに戻りまして、こうした苦しいときの労働行政を私たちがまともにしようとするから、ひとつはと一緒になつて心算する気持になつてやつてもらおうじゃないかということを実は

申し上げておるわけでありまして、事務的にはむずかしいことでも、国会の面目とか何とかじゃなくて、通過した暁においては、皆さんの御意見のように、日にちはいざ知らず、全面的にひとつ御協力申し上げて皆さんのお手伝いをしたい、こう思っております。

○和田(耕)委員 ぜひとひとつその点は御考慮を賜りたいと思えます。

そこで、私ちょっと気になる点が一つあるのですけれども、この法案を策定された当時と最近では非常に状況が違っている。つまり、不況の風が深刻になってきている。月々千数百件という倒産があるという状況になって、これが一―三月になればもっとひどくなるだろうというのが政府御自身の見通しでもある。こういう事態にいまの保険料の千分の十三の千分の十は直接の失業給付に使われる。あとの雇用調整交付金とか、その他訓練のお金だとか、あるいは福祉関係のお金、これは企業の負担になるであろうというわけですから、業者の負担になるであろうというわけですから、はたしてこれでうまく対処できるかどうか、その問題についての当局の見通しをお伺いしたい。

○遠藤政府委員 深刻な不況のあらしが吹きまわっております。失業もこれ以上また深刻になってまいると私も覚悟をきめて対策に没頭しております。私どもも覚悟をきめて対策に没頭しております。現行の失業保険の受給者もふえてきておられます。現在の千分の十三の中で十分処理できますが、同時に新しい雇用保険の体系に移りましても、失業給付につきましては千分の十で十分まかない得る、こういう目算を立てております。

また、雇用調整措置を含みます雇用改善事業、それから職業訓練を中心とした就業能力開発事業、働く人たちの福祉のための福祉事業、この三事業に千分の三の原資を充てることになっております。おおよそ五十年で推算をいたしますと、これは賃金額にもよりますが、千五百億から千八百億ぐらいの収入が見込まれるわけ

でございます。したがって、これは千分の三の範囲内で一応私どもはこの三事業を遂行して、こうというわけでありまして、雇用調整措置等につきましても、私どもはこの中で十分まかない得る、こういうふうに予定を立てておるわけでございます。

○和田(耕)委員 そういふ確信に立っての見通しであれば安心をするのですけれども、そこでひとつ関連してお伺いしたいのは、いま非常に左前になる企業、これは大小を問わずいろいろな原因があるわけですね。まずい経営をやったというふうなこともありましようし、あるいは不正なことをやったというふうなことも出てくるでせう。いろいろな形の倒産があつても、それは直接労働者には関係のないことなわけですね。したがって、一時帰休の必要が出てきた原因はいろいろあるとして、それは一応別にして、一時帰休の現象が出てくればどういふ原因であろうとこの法の趣旨は適用される、このように理解していいですか。

○遠藤政府委員 御説もひとつでございます。経営不振によって休業をした、その間の責めはあげて使用者にあるので、そういう場合にはすべて適用されるのかというお尋ねでございますが、実は、この雇用調整制度を私ども制度化いたしますにつきましては、一応、不況による休業というものを対象にいたしております。したがって、経営が乱脈をきわめて、それによって経営不振になった、したがって、倒産前に一時休業、操短をやる、こういうものは今回の雇用調整措置の対象にはならないわけでございます。ただ、その場合も、労働基準法による休業手当の支払い義務はこれは基準法によって使用者に責任が課される。その場合の国の補てんと申しますか、援助の制度は適用されない、こういうことでございます。

○和田(耕)委員 そういふ問題について、こういふ際ですから、不況によるつまり一時帰休という考え方はかなり広範に適用されなければ法の趣旨も適用されないということにもなると思えます。

で、ぜひとひとつこの適用については御高配を賜りたいと思えます。

それでもう一つの問題は、これも何人かの方が質問なさったと思えますけれども、私どもの仲間同盟の諸君からの注文もございまして、ぜひとただしておきたいことのひとつですけれども、賃金日額の例の千五百円から三千円というあの低い層、これは去年のベースアップでもって実際直されておる。その額が算入されないじゃないかと、いう心配を持っておられるのですけれども、したがってそうであれば当然三〇%、三〇%とすれば三千九百円とか千八百円とかいうことに直されなければならぬと思つてすけれども、これはいかがでせう。

〔業梨委員長代理退席、委員長着席〕

○遠藤政府委員 確かに和田先生御指摘のように、ことしの春の賃金上昇に伴いまして、ことしの十月一日付で三三%失業保険金の日額表の改定が行なわれております。したがって最低にございましては現在千四百七十円ということになっております。そこでこの点につきましては先ほど大臣からお話ございましたように、賃金の低い階層に属する人たちの失業期間中の補償ということもございしますので、大臣がお答えになりましたように、きめこまかく積極的に取り組んでいくという考えでございます。

○和田(耕)委員 それからこれもいま公明党の委員からのお尋ねがありました、例の三十歳以内の若年の問題、これもひとつぜひと御検討できる範囲で最高限に御検討をいただきたいと思つてす。

最後に、これも前の国会で私も質問をした問題の一つですけれども、例の婦人労働者に対する特別の措置という問題ですね。これは特に婦人労働者の非常に多い全職同盟、繊維関係の労働組合の諸君からのたつての要望がある問題なんですけれども、この問題について、前の国会でもって附帯決議がついて、「婦人労働者の援護に関する」というふうな一般的なことばになっているわけでは

けれども、これをもう少し具体化した附帯決議を付するか、法律改正ということはこの短い期間では非常にむずかしいかもわかりませんが、何かこれを具体化して、あるいは別途にやるという、法律改正をしなくても何とか前進さすという方向についてお考えいただけませんかという感じがするわけですね。これは職業について結婚をして、その子供が生まれるというケースの労働者に対しての配慮のわけですけれども、これは大臣当然や

はり考えてみなければならぬ問題だと思つてす。たとえ子供を育てる間一年間休職の形にして、六割なら六割の金を出すようにしてほしいというふうなことをお願いしたいと思つておりますけれども、それが非常にむずかしければ、それに類するような問題を当然考えなければならぬ。何らかの形で考えていかなければならぬと思つてすけれども、どういふお考えを持っておられるのか承つておきたい。

○長谷川国務大臣 この問題は婦人労働問題を考えるときには非常にいつでも頭にかかってくる問題でございます。しかし一方またなかなかほかの関係やらむずかしい問題でもありますけれども、私の腹の中に入っておりますから、専門家会議などにかかましてひとつ推進してみたい、こういうふうにお考えしておりますので御理解いただきたいと思つてす。

○和田(耕)委員 この問題についてはあまりこまかくは申し上げません。また今後いろいろな審議会を通じて直接あるいは局長さん等にいろいろお願いをして、実際に婦人労働者がお産をして子供さんを持った場合の国としての配慮のしかたというものは、やはりこれは具体的に進めていかなければならない問題だと思つてすので、ぜひとお願い申し上げます。

以上でもって私の質問を終わります。

○野原委員長 次回は、明二十日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十分散会

雇用保険法案  
雇用保険法

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 適用事業等(第五条—第九条)
- 第三章 失業給付

- 第一節 通則(第十条—第十二条)
- 第二節 一般被保険者の求職者給付

- 第一款 基本手当(第十三条—第三十五条)
- 第二款 技能習得手当及び寄宿手当(第三十六条)

- 第三款 傷病手当(第三十七条)
- 第四節 短期雇用特例被保険者の求職者給付(第三十八条—第四十一条)

- 第四節 日雇労働被保険者の求職者給付(第四十二条—第五十六条)
- 第五節 就職促進給付(第五十七条—第六十一条)

- 第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇福事業(第六十二条—第六十五条)
- 第五章 費用の負担(第六十六条—第六十八条)
- 第六章 不服申立て及び訴訟(第六十九条—第七十一条)

- 第七章 雑則(第七十二条—第八十二条)
- 第八章 罰則(第八十三条—第八十六条)

- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 雇用保険は、労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、雇用構造の改善、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(管掌)

第一類第七号

社会労働委員会議録第一号

昭和四十九年十二月十九日

第二条 雇用保険は、政府が管掌する。

2 雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

(雇用保険事業)

第三条 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業給付を行うほか、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行うことができる。

(定義)

第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

2 この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

4 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもの)で支払われるものであつて、労働省令で定める範囲外のものを除くをいう。

5 賃金のうち通貨以外のものを支払われるものの評価に關して必要な事項は、労働省令で定めらる。

第二章 適用事業等

第五条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号、以下「徴収法」という。)の定めるところによる。

(適用除外)

第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 第四十二条に規定する日雇労働者であつて、第四十三条第一項各号のいずれにも該当しないもの(労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者を除く。)

二 四箇月以内の期間を予定して行われる季節的の事業に雇用される者

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定による船員保険の被保険者

四 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給付の内容が、失業給付の内容を超えるものと認められる者であつて、労働省令で定めるもの

(被保険者に関する届出)

第七条 事業主(徴収法第八條第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。)は、労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者について、当該事業主の行う適用事業(同条第一項又は第二項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。)に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他労働省令で定める事項を労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収する労働保険事務の一部として前段の届出に關する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」という。)についても、同様とする。

(確認の請求)

第八条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、次条の規定による確認を請求することができる。

第九條 労働大臣は、第七條の規定による届出若しくは前條の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことの確認を行うものとする。

第三章 失業給付

第一節 通則

第十条 失業給付は、求職者給付及び就職促進給付とする。

2 求職者給付は、次のとおりとする。

- 一 基本手当
- 二 技能習得手当
- 三 寄宿手当
- 四 傷病手当

がである。

第九條 労働大臣は、第七條の規定による届出若しくは前條の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことの確認を行うものとする。

第三章 失業給付

第一節 通則

第十条 失業給付は、求職者給付及び就職促進給付とする。

2 求職者給付は、次のとおりとする。

- 一 基本手当
- 二 技能習得手当
- 三 寄宿手当
- 四 傷病手当

3 前項の規定にかかわらず、第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者に係る求職者給付は、特例一時金とし、第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者に係る求職者給付は、日雇労働求職者給付金とする。

4 就職促進給付は、次のとおりとする。

- 一 常用就職支度金
- 二 移転費
- 三 広域求職活動費
- 四 受給権の保護

第十一条 失業給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第十二條 租税その他の公課は、失業給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第十三條 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間(当該一年間に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることが

できなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を一年に計算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。

(被保険者期間)

第十四条 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に相当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間（賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

2 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次の各号に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であつた期間に含めない。  
一 最後に被保険者となつた日以前に、当該被保険者が受給資格（前条の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。次節及び第四節を除き、以下同じ。）又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間  
二 第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日前における被保険者であつた期間

(失業の認定)

第十五条 基本手当は、受給資格を有する者（次節及び第四節を除き、以下「受給資格者」という。）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。）について支給する。  
2 前項の失業していることについての認定（以下この款において「失業の認定」という。）を受けようとする受給資格者は、離職後、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出現した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行つて行つたものとする。ただし、労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第十四条に規定する公共職業訓練施設（第六十三条第一項第二号及び第五号において「公共職業訓練施設」という。）の行う職業訓練その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適應することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができ

4 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができなかつた理由を記載した証明書提出することによつて、失業の認定を受けることができる。  
一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。  
二 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭すること

ができなかつたとき。

三 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。  
四 天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

(基本手当の日額)  
第十六条 基本手当の日額は、次条に規定する賃金日額に百分の六十（千五百円以上三千円以下賃金日額（その額が第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）については、百分の八十から百分の六十までの範囲で、賃金日額の増減に應じ、通減した率）を乗じて得た額を基準として、労働大臣が定める基本手当日額表における受給資格者の賃金日額の属する賃金等級に應じて定められた金額とする。

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条（第一項ただし書を除く。）の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金の総額を百八十で除して得た額とする。  
2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。  
一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高制制その他の請負制によつて定められている場合には、前項に規定する六箇月間に支払われた賃金の総額を当該六箇月間に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額  
二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合には、その部分の総額をその期間の総日数（賃金の一部が月によつて定められている場合には、一箇月を三十日として計算する。）で除して得た額と前号に掲げる額との合算額

3 前二項の規定により賃金日額を算定すること

が困難であるとき、又はこれらの規定により算定した賃金日額が著しく不当であるときは、労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。  
4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。  
一 千五百円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）  
二 七千五百円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）  
(基本手当の日額の自動的変更)

第十八条 労働大臣は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額（以下この条において「平均定期給与額」という。）が、基本手当日額表の制定又は改正の基礎となつた平均定期給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に應じて、基本手当日額表における第十六条に規定する千五百円以上三千円以下の賃金日額及び前条第四項各号に掲げる額を変更した上、基本手当日額表を改正しなければならない。

2 前項の規定により基本手当日額表が改正された場合において、改正の基礎となつた平均定期給与額が、当該平均定期給与額に係る月の前十二月のいずれかの月の平均定期給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るものであるときは、改正の基礎となつた平均定期給与額に係る月前に離職した受給資格者に支給すべき基本手当については、改正後の基本手当日額表は、適用しない。この場合において、労働大臣は、当該受給資格者に支給すべき基本手当については、その者が離職した日の属する月の平均定期給与額に対する改正の基礎となつた平均定期給与額の上昇又は低下の比率を考慮して、改正の基礎となつた平均定期給与額に係る月以後に

給する額に、当該平均定期給与額に係る月の前十二月のいずれかの月の平均定期給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るものであるときは、改正の基礎となつた平均定期給与額に係る月以前に離職した受給資格者に支給すべき基本手当については、改正後の基本手当日額表は、適用しない。この場合において、労働大臣は、当該受給資格者に支給すべき基本手当については、その者が離職した日の属する月の平均定期給与額に対する改正の基礎となつた平均定期給与額の上昇又は低下の比率を考慮して、改正の基礎となつた平均定期給与額に係る月以後に

離職した受給資格者に支給すべき基本手当の日額と均衡を失しないように、基本手当の日額を新たに定めるものとする。

(基本手当の減額)

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数(以下この項において「基礎日数」という。)分の基本手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

- 一 その収入の一日分に相当する額(収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。)から五百円を控除した額と基本手当の日額との合計額(次号において「合計額」という。)が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき、基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。
- 二 合計額が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えるとき(次号に該当する場合を除く。)、当該超える額(次号において「超過額」という。)を基本手当の日額から控除した残りの額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。
- 三 超過額が基本手当の日額以上であるとき、基礎日数分の基本手当を支給しない。

2 受給資格者は、失業の認定を受けた期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、労働省令で定めるところにより、その収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならぬ。

(支給の期間及び日数)

第二十条 基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該基本手当の受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年(当該一年の期間内に妊娠、出産、育児その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。)の

期間内の失業している日について、第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数を限度として支給する。

2 前項の場合において、同項の受給資格(以下この項において「前の受給資格」という。)を有する者が、前項の規定による期間内に新たに受給資格又は第三十九条第二項に規定する特別受給資格を取得したときは、その取得した日以後においては、前の受給資格に基づく基本手当は、支給しない。

(待期)

第二十一条 基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日(疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。)が通算して七日に満たない間は、支給しない。

(所定給付日数)

第二十二條 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数(以下「所定給付日数」という。)は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- 一 当該基本手当の受給資格に係る離職の日(以下この条において「基準日」という。)において五十五歳以上である受給資格者 三百日
- 二 基準日において四十五歳以上五十五歳未満である受給資格者及び基準日において四十五歳未満である受給資格者で労働省令で定める理由により就職が困難なもの 二百四十日
- 三 基準日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者(前号に掲げる労働省令で定める理由により就職が困難な者を除く) 百八十日
- 四 基準日において三十歳未満である受給資格者(第二号に掲げる労働省令で定める理由により就職が困難な者を除く) 九十日

2 前項第一号から第三号までに掲げる受給資格者であつて、基準日まで引き続き同一の事業

主の適用事業に雇用された期間(以下この項において「基準日前の雇用期間」という。)が一年未満であるもの(当該基準日前の雇用期間に係る被保険者となつた日前一年の期間内に被保険者であつたことがある者であつて、当該基準日前の雇用期間と当該被保険者であつた期間(当該基準日前の雇用期間に係る被保険者となつた日前に基本手当又は特例一時金の支給を受けたことのある者については、これらの給付の受給資格又は第三十九条第二項に規定する特別受給資格に係る離職の日以前の被保険者であつた期間を除くものとし、当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の確認があつた日の二年前の日より前の日である者については、当該期間のうち当該確認があつた日の二年前の日前の期間を除く)とを通算した期間が一年以上であるものを除く)に係る所定給付日数は、前項第一号から第三号までの規定にかかわらず、九十日とする。

第二十三条 公共職業安定所長が政令で定める基準に照らし就職が困難な者であると認められた受給資格者については、次項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数(当該受給資格者が第二十条第一項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。以下この節において同じ)を超えて、基本手当を支給することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政令で定める日数を限度とするものとする。

2 前項の規定による基本手当の支給(以下「個別延長給付」という。)を受ける受給資格者の受給期間(当該期間内の失業している日について基本手当の支給を受けることができる期間をいう。以下同じ)は、第二十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による期間に前項後段に

規定する政令で定める日数を加えた期間とする。

(訓練延長給付)

第二十四条 受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等(その期間が政令で定める期間を超えるものを除く。次項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項において同じ)を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受ける期間内の失業している日について、所定給付日数を超えてその者に基本手当を支給することができる。

2 前項の規定による基本手当の支給(第二十八条において「訓練延長給付」という。)を受ける受給資格者が第二十条第一項の規定による期間を超えて公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるときは、その者の受給期間は、同項の規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間とする。

(広域延長給付)

第二十五条 労働大臣は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第十九条の二に規定する職業紹介活動(以下この条において「広域職業紹介活動」という。)をすることを命じた場合において、当該広域職業紹介活動の命令に係る地域について、政令で定める基準に照らして必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、公共職業安定所長が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のあつせんを受けることが適当であると認定する受給資格者について、第四項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する措置を決定することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政令で定める日数を限度とするものとする。

2 前項の措置に基づく基本手当の支給(以下「広域延長給付」という。)を受けることができる者が労働大臣の指定する地域に住所又は居所を変更した場合には、引き続き当該措置に基づき

基本手当を支給することができる。

3 公共職業安定所長は、受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあつせんを受けることが適当であるかどうかを認定するときは、労働大臣の定める基準によらなければならない。

4 広域延長給付を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による期間に第一項後段に規定する政令で定める日数を加えた期間とする。

第二十六条 前条第一項の措置が決定された日以後に他の地域から当該措置に係る地域に移転した受給資格者であつて、その移転について特別の理由がないと認められるものには、当該措置に基づく基本手当は、支給しない。

2 前項に規定する特別の理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

(全国延長給付)

第二十七条 労働大臣は、失業の状況が全国的に著しく悪化し、政令で定める基準に該当するに至つた場合において、受給資格者の就職状況からみて必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、第三項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて受給資格者に基本手当を支給する措置を決定することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政令で定める日数を限度とするものとする。

2 労働大臣は、前項の措置を決定した後において、政令で定める基準に照らして必要があると認めるときは、同項の規定により指定した期間(その期間がこの項の規定により延長されたときは、その延長された期間)を延長することができる。

3 第一項の措置に基づく基本手当の支給(以下「全国延長給付」という)を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による期間に第一項後段に規定する政令で定める日数を加えた期間とする。

(延長給付に関する調整)

第二十八条 広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終了した後でなければ全国延長給付、個別延長給付及び訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者については、当該全国延長給付が終了した後でなければ個別延長給付及び訓練延長給付は行わず、個別延長給付を受けている受給資格者については、当該個別延長給付が終了した後でなければ訓練延長給付は行わない。

2 個別延長給付又は訓練延長給付を受けている受給資格者について広域延長給付又は全国延長給付が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について個別延長給付又は訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者については広域延長給付が行われることとなつたときは、広域延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項に規定する各延長給付を順次受ける受給資格者に係る基本手当を支給する日数、受給期間その他これらの延長給付についての調整に関して必要な事項は、政令で定める。

(給付日数を延長した場合の給付制限)

第二十九条 個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介した職業に就くこと、公共職業安定所の指示した公共職業訓練等を受けること又は労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

2 前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

第三十条 基本手当は、労働省令で定めるところにより、四週間に一回、失業の認定を受けた日分を支給するものとする。ただし、労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者その他労働省令で定める受給資格者に係る基本手当の支給について別段の定めをすることができる。

2 公共職業安定所長は、各受給資格者について基本手当を支給すべき日を定め、その者に通知するものとする。

(未支給の基本手当)

第三十一条 受給資格者が死亡した場合において、その者に支給されるべき基本手当でまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の基本手当の支給を請求することができる。

2 前項の規定により、受給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができなかつた期間に係る基本手当の支給を請求する者は、労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について失業の認定を受けなければならない。

3 第一項の受給資格者が第十九条第一項の規定に該当する場合には、第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者は、労働省令で定めるところにより、同条第一項の収入の額その他の事項を公共職業安定所に届け出なければならぬ。

4 第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

5 第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(給付制限)

第三十二条 受給資格者(個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ)が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。  
二 就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更すること等を要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。  
三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

四 職業安定法第二十条(第二項ただし書を除く)の規定に該当する事業所に紹介されたとき。  
五 その他正当な理由があるとき。

2 受給資格者が、正当な理由がなく、労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3 受給資格者についての第一項各号のいずれかに該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。  
第三十三条 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、第

第二十一条の規定による期間の満了後一箇月以上二箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

2 受給資格者が前項の場合に該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

第三十四条 偽りその他不正の行為により失業給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2 前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づき基本手当を支給する。

3 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十一条第二項の規定の適用については、当該受給資格に基づき基本手当の支給があつたものとみなす。

4 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

(返還命令等)  
第三十五条 偽りその他不正の行為により基本手当の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した基本手当の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた基本手当の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの届出、報告又は証明をしたためその基本手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に對し、その基本手当の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による基本手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 徴収法第二十六条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

第二款 技能習得手当及び寄宿手当  
第三十六条 技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間に對し、その指示を維持されている同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五十八条第二項において同じ。）と同居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給する。

3 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、技能習得手当及び寄宿手当を支給しない。

4 技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、労働省令で定める。

5 第三十一条第一項、第四項及び第五項、第三十四条第一項及び第二項並びに前条の規定は、技能習得手当及び寄宿手当について準用する。

第三款 傷病手当  
第三十七条 傷病手当は、受給資格者が離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後

において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項の規定による期間内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。）について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

2 前項の認定は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が行う。

3 傷病手当の日額は、第十六条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

4 傷病手当を支給する日数は、第一項の認定を受けた受給資格者の所定給付日数から当該受給資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差し引いた日数とする。

5 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、傷病手当を支給しない。

6 傷病手当を支給したときは、この法律の規定（第三十四条及び第三十五条の規定を除く。）の適用については、当該傷病手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。

7 傷病手当は、労働省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた日分を、当該職業に就くことができない理由がやんだ後最初に基本手当を支給すべき日（当該職業に就くことができない理由がやんだ後において基本手当を支給すべき日がない場合には、公共職業安定所長の定める日）に支給する。ただし、労働大臣は、必要があると認めるときは、傷病手当の支給について別段の定めをすることができる。

8 第一項の認定を受けた受給資格者が、当該認定を受けた日について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十五条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償、労働

者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付又は休業給付その他これらに相当する給付であつて法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行われるもののうち政令で定めるものの支給を受けることができる場合には、傷病手当は、支給しない。

9 第十九条、第二十一条、第三十一条、第三十四条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定は、傷病手当について準用する。この場合において、第十九条及び第三十一条第二項中「失業の認定」とあるのは、「第三十七条第一項の認定」と読み替へるものとする。

第三節 短期雇用特例被保険者の求職者給付  
第三十八条 被保険者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という。）が失業した場合には、この節の定めるところにより、特例一時金を支給する。

一 季節的に雇用される者（次号に掲げる者を除く。）  
二 短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が一年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者  
三 被保険者が前項各号に掲げる者に該当するかどうかの確認は、労働大臣が行う。

2 短期雇用特例被保険者に関しては、前節及び次節の規定は、適用しない。

(特例受給資格)  
第三十九条 特例一時金は、短期雇用特例被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（当該一年間に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった短期雇用特例被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を一年に計算

した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、次条に定めるところにより、支給する。

2 前項の規定により特例一時金の支給を受けることができる資格（以下「特例受給資格」という。）を有する者（以下「特例受給資格者」という。）が次条第二項の規定による期間内に特例一時金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合（新たに第十四条第二項第一号に規定する受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）において、当該期間内に公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第二項の認定を受けたときは、その者は、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受けることができる。

（特例一時金）

第四十条 特例一時金の額は、特例受給資格者（第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の五十日分（次項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が五十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。

2 特例一時金の支給を受けようとする特例受給資格者は、離職の日の翌日から起算して六箇月を経過する日までに、労働省令定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。

3 第二十一条、第三十一条（第三項を除く。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第三項まで及び第三十五条の規定は、特例一時金について準用する。この場合において、第二十一条中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格」とあるのは「特例受給資格」と、第三十一条第一項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、同条第二項

中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「失業の認定を受けることができなかつた期間に係る」とあるのは「第四十条第二項の認定を受けることができなかつた」と、「失業の認定を受けなければならない」とあるのは「同項の認定を受けなければならない」と、第三十二条及び第三十三条第二項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、第三十四条第二項中「受給資格」とあるのは「特例受給資格」と、同条第三項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格」とあるのは「特例受給資格」とそれぞれ読み替へるものとする。

（公共職業訓練等を受ける場合）

第四十一条 特例受給資格者が、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が政令で定める期間に達しないものを除く。）を受ける場合には、第十条第三項及び前二条の規定にかかわらず、特例一時金を支給しないものとし、その者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、前節に定めるところにより、求職者給付を支給する。

2 前項の特例受給資格者は、当該特例受給資格に係る被保険者となつた日前に第二十九条第一項又は第三十四条第一項の規定により基本手当の支給を受けることができなかつたこととされている場合においても、前項の規定により求職者給付の支給を受けることができる。

（日雇労働者）

第四十二条 この節において日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者（前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者（次条第二項の認可を受けた者を除く。）をいう。一 日々雇用される者二 三十日以内の期間を定めて雇用される者

（日雇労働被保険者）

第四十三条 被保険者である日雇労働者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの及び第六条第一号の認可を受けたもの（以下「日雇労働被保険者」という。）が失業した場合には、この節の定めるところにより、日雇労働求職者給付金を支給する。

一 特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域（労働大臣が指定する区域を除く。）又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて、労働大臣が指定するもの（以下この項において「適用区域」という。）に居住し、適用事業に雇用される者

二 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者

三 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて労働大臣が指定したものに雇用される者

2 日雇労働被保険者が前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された日雇労働被保険者が前項の認可を受けなかつたため、日雇労働被保険者とされなくなつた最初の月に離職し、失業した場合には、その失業した月の間における日雇労働求職者給付金の支給については、その者を日雇労働被保険者とみなす。

4 日雇労働被保険者に関しては、第六条（第二号に規定。）及び第七条から第九条まで並びに前二節の規定は、適用しない。

（日雇労働被保険者手帳）  
第四十四条 日雇労働被保険者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所において、日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。

（日雇労働求職者給付金の受給資格）

第四十五条 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業の日の属する月の前二箇月に、その者について、徴収法第十条第二項第四号の印紙保険料（以下「印紙保険料」という。）が通算して二十八日分以上納付されているときに、第四十七条から第五十二条までに定めるところにより支給する。

第四十六条 前条の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が第十五条第一項に規定する受給資格者である場合において、その者が、基本手当の支給を受けたときはその支給の対象となつた日については日雇労働求職者給付金を支給せず、日雇労働求職者給付金の支給を受けたときはその支給の対象となつた日については基本手当を支給しない。

（日雇労働被保険者に係る失業の認定）  
第四十七条 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。第五十四条第一号において同じ。）について支給する。

2 前項の失業していることについての認定（以下この節において「失業の認定」という。）を受けようとする者は、労働省令定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3 労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

（日雇労働求職者給付金の日額）  
第四十八条 日雇労働求職者給付金の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、徴収法第二十二條第一項第一号に掲げる額（その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額）の

印紙保険料(以下「第一級印紙保険料」という。)が二十四日分以上であるとき、二千七百円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

二 次のいずれかに該当するときは、千七百七十円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

イ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び徴収法第二十二條第一項第二号に掲げる額(その額が同條第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料(以下「第二級印紙保険料」という。)が二十四日分以上であるとき(前号に該当するときは除く。)

ロ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が二十四日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保険料の納付額との合計額に、徴収法第二十二條第一項第三号に掲げる額(その額が同條第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料(次条第二項及び第五十四條において「第三級印紙保険料」という。)の納付額のうち二十四日から第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を二十四で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

三 前二号のいずれにも該当しないとき、千六百六十円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

(日雇労働者給付金の日額等の自動的変更)  
第四十九條 労働大臣は、日雇労働者の賃金水準の変動等により、毎月における前条第一号に定める額の日雇労働者給付金(以下この条及び第五十四條において「第一級給付金」という。)の支給を受ける者の数(以下この条にお

て「第一級受給者数」という。)に前条第二号に定める額の日雇労働者給付金(以下この条及び第五十四條において「第二級給付金」という。)の支給を受ける者の数(以下この条において「第二級受給者数」という。)の二分の一に相当する数を加えた数と前条第三号に定める額の日雇労働者給付金(以下この条及び第五十四條において「第三級給付金」という。)の支給を受ける者の数(以下この条において「第三級受給者数」という。)に第二級受給者数の二分の一に相当する数を加えた数との比率が著しく不均衡となるに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに徴収法第二十二條第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額(その額がこゝの項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「等級区分日額」という。)を、次項及び第三項に定めるところにより、変更することができる。

2 前項の場合において、第一級受給者数に第二級受給者数の二分の一に相当する数を加えた数が第三級受給者数に第二級受給者数の二分の一に相当する数を加えた数を著しく上回り、同項に規定する比率が著しく不均衡となつたときは、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに等級区分日額のうち第二級印紙保険料と第三級印紙保険料との区分に係る賃金の日額(以下この条において「二級・三級印紙保険料区分日額」という。)は、それぞれ従前の第一級給付金の日額及び第二級給付金の日額並びに等級区分日額のうち第一級印紙保険料と第二級印紙保険料との区分に係る賃金の日額(以下この条において「二級・三級印紙保険料区分日額」という。)に相当する額に引き上げ、第一級給付金の日額及び二級・三級印紙保険料区分日額は、第二級給付金の日額を引き上げた比率に応じて、引上げるものとする。

3 第一項の場合において、第三級受給者数に第

二級受給者数の二分の一に相当する数を加えた数が第一級受給者数に第二級受給者数の二分の一に相当する数を加えた数を著しく上回り、同項に規定する比率が著しく不均衡となつたときは、第一級給付金の日額及び第二級給付金の日額並びに二級・三級印紙保険料区分日額は、それぞれ従前の第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに二級・三級印紙保険料区分日額に相当する額に引き下げ、第三級給付金の日額及び二級・三級印紙保険料区分日額は、第二級給付金の日額を引き下げた比率に応じて、引き下げるものとする。

4 徴収法第二十二條第五項の規定により同條第二項に規定する第一級印紙保険料日額、第二級印紙保険料日額及び第三級印紙保険料日額の変更があつた場合には、労働大臣は、その変更があつた日から一年を経過した日の前日(その前日に当該変更に関して国会の議決があつた場合には、その議決のあつた日の前日)までの間は、第一項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに二級・三級印紙保険料区分日額及び二級・三級印紙保険料区分日額の変更を行うことができな

(日雇労働者給付金の支給日数等)  
第五十條 日雇労働者給付金は、日雇労働者給付金が失業した日の属する月における失業の認定を受けた日について、その月の前二箇月に、その者について印紙保険料が通算して二十八日分納付されているときは、通算して十三日分を限度として支給し、その者について印紙保険料が通算して二十八日分を超えて納付されているときは、通算して、二十八日分を超えて四日分ごとに一日を十三日に加えて得た日数分を限度として支給する。ただし、その月において通算して十七日分を超えては支給しない。

2 日雇労働者給付金は、各週(日曜日から土曜日まで)の七日をいう。)につき日雇労働者給付金が職業に就かなかつた最初の日については、支給しない。

(日雇労働者給付金の支給方法等)  
第五十一條 日雇労働者給付金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日に支給するものとする。

2 労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働者給付金の支給について別段の定めをすることができ

3 第三十一條(第三項を除く。)の規定は、日雇労働者給付金について準用する。この場合においては「日雇労働者給付金の支給を受けることができる者」と、同條第二項中「受給資格者」とあるのは「日雇労働者給付金の支給を受けることができる者」と、「失業の認定」とあるのは「第四十七條第二項の失業の認定」と読み替へるものとする。

(給付制限)  
第五十二條 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適當であると認められるとき。

二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

三 職業安定法第二十二條(第二項ただし書を除く。)の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

四 その他正当な理由があるとき。

2 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者についての前項各号のいずれかに該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

3 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により失業

給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、その支給を受け、又は受けようとした月及びその月の翌月から三箇月間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、日雇労働求職者給付金の全部又は一部を支給することができる。

4 第三十五条の規定は、日雇労働求職者給付金について準用する。

(日雇労働求職者給付金の特例)  
第五十三条 日雇労働被保険者が失業した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その者は、公共職業安定所に申し出て、次条に定める日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる。

一 継続する六月間に当該日雇労働被保険者について印紙保険料が各月十一日分以上、かつ、通算して八十四日分以上納付されていること。

二 前号に規定する継続する六月間(以下「基礎期間」という。)のうち後の五月間に第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けていないこと。

三 基礎期間の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、同日までの間)に第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けていないこと。

2 前項の申出は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内に行わなければならない。

第五十四条 前条第一項の申出をした者に係る日雇労働求職者給付金の支給については、第四十八条及び第五十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる期間及び日数は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内の失業している日について、通算して六十日分を限度とする。

二 日雇労働求職者給付金の日額は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額とする。

イ 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料が七十二日分以上であるとき。第一級給付金の日額

ロ 次のイのいずれかに該当するとき。第二級給付金の日額

(1) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分以上であるとき(イに該当するときは除く)。

(2) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保険料の納付額との合計額に、第三級印紙保険料の納付額のうち七十二日分を第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を七十二日で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

ハ イ又はロに該当しないとき。第三級給付金の日額

第五十五条 基礎期間の最後の月の翌月以後二月の期間内に第五十三条第一項の申出をした者については、当該二月を経過する日までは、第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金は、支給しない。

2 第五十三条第一項の申出をした者が、基礎期間の最後の月の翌月から起算して第三月日又は第四月日に当該月において、第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けたときは、当該日雇労働求職者給付金の支給の対象となつた日については前条の規定による日雇労働求職者給付金を支給せず、同条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けたときは、当該日雇労働求職者給付金の支給の対象となつた日については第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金を支給しない。

3 前条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けた者がその支給を受けた後に第五十三条第一項の申出をする場合における同項第二号の規定の適用については、その者は、第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けたものとみなす。

4 第四十六条、第四十七条、第五十条第二項、第五十一条及び第五十二条の規定は、前条の規定による日雇労働求職者給付金について準用する。

(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間の特例)

第五十六条 日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月以後において離職した場合に、その二月を第十四条の規定による被保険者期間の二箇月として計算することができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2 前項の規定により同項に規定する二月を被保険者期間として計算することによつて第十四条第二項第一号に規定する受給資格又は特例受給資格を取得した者については、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合には、その二月の各月において納付された印紙保険料の額を労働省令で定める率で除して得た額をそれぞれその各月に支払われた賃金額とみなす。

第五節 就職促進給付 (常用就職支度金)

第五十七条 常用就職支度金は、受給資格者、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないもの(以下「特例一時金受給者」という。))を含む。以下「特例一時金受給資格者(第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。))であつて、身体障害者その他の就職が困難

な者として政令で定めるものが安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が政令で定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

2 受給資格者、特例受給資格者又は日雇労働求職者(以下「受給資格者等」という。))が、安定した職業に就いた日前三年以内の就職について常用就職支度金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、常用就職支度金は、支給しない。

3 常用就職支度金の額は、第十六条の規定による基本手当の日額(特例受給資格者については、その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額とし、日雇労働求職者については、第四十八条又は第五十四条第二号の規定による日雇労働求職者給付金の日額とする。)に三十を乗じて得た額を限度として労働省令で定める額とする。

(移転費)

第五十八条 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

2 移転費の額は、受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に通常要する費用を考慮して、労働省令で定める。

(広域求職活動費)

第五十九条 広域求職活動費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合において、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

2 広域求職活動費の額は、前項の求職活動に通常要する費用を考慮して、労働省令で定める。

(給付制限)

第六十条 偽りその他不正の行為により失業給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、就職促進給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、就職促進給付の全部又は一部を支給することができる。

2 前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格又は特例受給資格を取得した場合においては、同項の規定にかかわらず、その受給資格又は特例受給資格に基づく就職促進給付を支給する。

3 第一項に規定する者であつて、第五十二条第三項(第五十五条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により日雇労働者給付金の支給を受けることができない者となつたものが、その支給を受けることができない期間を経過した後において、日雇労働者給付金を受け、又は日雇労働者給付金となつた場合には、第一項の規定にかかわらず、その日雇労働者給付金たる資格に基づく就職促進給付を支給する。

4 第一項に規定する者(第五十二条第三項の規定により日雇労働者給付金の支給を受けることができない者となつた者を除く。)が新たに日雇労働者給付金となつた場合には、第一項の規定にかかわらず、その日雇労働者給付金たる資格に基づく就職促進給付を支給する。

(準用)

第六十一条 第三十一条第一項、第四項及び第五項並びに第三十五条の規定は、就職促進給付について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「受給資格者」とあるのは、「就職促進給付の支給を受けることができる者」と読み替へるものとする。

第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業

(雇用改善事業)  
第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者(以下この章において「被保険者等」という。)に関し、雇用状態の是正、失業の予防その他雇用構造の改善を図るため、雇用改善事業として、次の事業を行うことができる。

一 事業主に対して、定年の引上げの促進、高年齢者の雇入れの促進その他年齢別の雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うこと。

二 事業主に対して、雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転による雇用の増大、季節的に失業する者が多数居住する地域における通年雇用の促進その他地域的な雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うこと。

三 事業主に対して、産業構造の変化等に伴い特定の産業から一時に多数発生した離職者の雇入れの促進その他産業間の雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うこと。

四 事業主に対して、景気の変動、国際経済事情の急激な変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業を予防するために必要な助成及び援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、雇用構造の改善を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 前項各号に掲げる事業の実施に必要となる基準は、労働省令で定める。

(能力開発事業)

第六十三条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

一 職業訓練法第二十四条第一項に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと。

二 公共職業訓練施設(公共職業訓練施設のうち職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。)を設置し、又は運営すること及び公共職業訓練施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

三 求職者及び退職を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習(第五号において「職業講習」という。)並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

四 職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に有給休暇(労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 職業訓練(公共職業訓練施設の実施に限定する。以下この号において同じ。)又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業訓練を受けさせる事業主(当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。)に対して、必要な助成を行うこと。

六 技能検定の実施に要する経費を負担すること及び技能検定を行う法人その他の団体に對して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 前項各号に掲げる事業の実施に必要となる基準については、同項第二号の規定による都道府県に対する経費の補助に係るものにあつては政令で、その他の事業に係るものにあつては労働省令で定める。

3 政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

(雇用福祉事業)

第六十四条 政府は、被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他これらの者の福祉の増進を図るため、雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一 就職に伴いその住居を移転する者のための宿舍を設置し、及び運営すること。

二 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談その他の援助を行うこと並びに当該援助のための施設を設置し、及び運営すること。

三 教養、文化、体育又はレクリエーションの施設その他の福祉施設を設置し、及び運営すること。

四 求職者の就職のため、資金の貸付け、身元保証その他必要な援助を行うこと。

五 労働者の職業に対する適応性その他職業の安定に関する調査、研究及び資料の整備を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 前条第三項の規定は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部の実施について準用する。

(事業等の利用)

第六十五条 前三条の事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に障害がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

第六十六条 国庫は、次の各号に掲げる区分によつて、求職者給付に要する費用の一部を負担する。

一 日雇労働者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二 日雇労働者給付金については、当該日雇労働者給付に要する費用の三分の一

三 前項第一号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に應ずる部分の額（徴収法第十一條の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額）

ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

三 前項に規定する額を合計した額

四 日雇労働者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一 次に掲げる額を合計した額

イ 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額

ロ イの額に相当する額に前項第二号に掲げる労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に三事業率を乗じて得た額を減じた額

業に係る一般保険料の額

二 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額

三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三の率を雇用保険率で除して得た率（次項及び第六十八条第二項において「三事業率」という。）を乗じて得た額

4 日雇労働者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一 次に掲げる額を合計した額

イ 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額

ロ イの額に相当する額に前項第二号に掲げる労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に三事業率を乗じて得た額を減じた額

二 支給した日雇労働者給付金の総額の三分の二に相当する額

5 国庫は、前各項に規定するものほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

第六十七条 第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかわらず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは「支給した当該求職者給付の総額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、「一般保険料の額を超える場合」とあるのは「一般保険料の額から広域延長給付を受け

る者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」と読み替えるものとする。

（保険料）

第六十八条 雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2 前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に三事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に三事業率を乗じて得た額は、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てるものとする。

第六章 不服申立て及び訴訟

第六十九条 第九条の規定による確認、失業給付に関する処分又は第三十五条第一項若しくは第二項（第三十六条第五項、第三十七条第九項、第四十条第三項、第五十二条第四項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十一条において準用する場合を含む。）の規定による処分不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができ、

2 前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

（不服理由の制限）

第七十条 第九条の規定による確認に関する処分が確定したときは、当該処分についての不服を当該処分に基づく失業給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（不服申立てと訴訟との関係）

第七十一条 第六十九条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第七章 雜則

（中央職業安定審議会への諮問）

第七十二条 労働大臣は、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第五十七条第一項の基準又は同項の就職が困難な者を政令で定めようとするとき、第十三条、第二十条第一項又は第二十二條第一項第二号の理由を労働省令で定めようとするとき、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項、第三十三条第二項、第三十五条第一項（第三十六条第三項、第三十七条第九項、第四十条第三項、第五十二条第四項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十一条において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に關する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

2 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に應ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に關し、関係行政庁に建議し、又はその報告を求めることができ、

（不利益取扱いの禁止）

第七十三条 事業主は、労働者が第八條の規定による確認の請求をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（時効）

第七十四条 失業給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第三十五条第一項又は第二項（第三十六条第五項、第三十七条第九項、第四十条第三項、第五十二条第四項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第六

第四項において準用する場合を含む。）及び第六

第四項において準用する場合を含む。）及び第六

第四項において準用する場合を含む。）及び第六

第四項において準用する場合を含む。）及び第六

第四項において準用する場合を含む。）及び第六

第四項において準用する場合を含む。）及び第六

第四項において準用する場合を含む。）及び第六

第四項において準用する場合を含む。）及び第六

第四項において準用する場合を含む。）及び第六

十一條において準用する場合を含む。の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(戸籍事項の無料証明)

第七十五條 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)、は、行政庁又は失業給付の支給を受ける者に対して、当該市(特別区を含む。)、町村の条例の定めるところにより、失業給付の支給を受ける者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(報告等)

第七十六條 行政庁は、労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者等を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に必要なる報告、文書の提出又は出頭を命ずることができ

2 離職した者は、労働省令で定めるところにより、従前の事業主又は当該事業主から徴収法第三十三條第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として求職者給付の支給を受けるために必要な証明書の交付に関する事務を処理する労働保険事務組合に対して、求職者給付の支給を受けるために必要な証明書の交付を請求することができる。その請求があつたときは、当該事業主又は労働保険事務組合は、その請求に係る証明書を交付しなければならない。

第七十七條 行政庁は、被保険者、受給資格者等又は未支給の失業給付の支給を請求する者に対して、この法律の施行に必要なる報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(診断)

第七十八條 行政庁は、求職者給付の支給を行うため必要があると認めるときは、第十五條第四項第一号の規定により同条第二項に規定する失

業の認定を受け、若しくは受けようとする者、第二十條第一項の規定による申出をした者又は傷病手当の支給を受け、若しくは受けようとする者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(立入検査)

第七十九條 行政庁は、この法律の施行のため必要があるとき、当該職員に、被保険者若しくは受給資格者等を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置の命令への委任)

第八十條 この法律に基づき政令又は労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律に基づき、労働大臣が基本手当日額表その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

(権限の委任)

第八十一條 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。

(労働省令への委任)

第八十二條 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

第八章 罰則

第八十三條 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七條の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合

二 第七十三條の規定に違反した場合

三 第七十六條第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

四 第七十六條第二項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

五 第七十九條第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十四條 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七條の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合

二 第七十六條第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

三 第七十六條第二項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

四 第七十九條第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十五條 被保険者、受給資格者等又は未支給の失業給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第四十四條の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二 第七十七條の規定による命令に違反して報

告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三 第七十九條第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十六條 法人(法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその労働保険事務組合を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(失業保険法の廃止)

第二条 失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)は、廃止する。

(適用範囲に関する暫定措置)

第三条 次の各号に掲げる事業(国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業及び法人である事業主の事業(事務所に限る。))を除く。であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五條第一項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

2 前項に規定する事業の保険関係の成立及び消

減については、徴収法附則の定めるところによるものとし、徴収法附則第二条又は第三条の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業は、第五条第一項に規定する適用事業に含まれるものとする。

(被保険者に関する届出等に関する経過措置)  
第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に発生した事項につき附則第二条の規定による廃止前の失業保険法(以下「旧法」という。)第八条の規定により届け出なければならぬこととされてきた事項の届出については、なお従前の例による。

2 旧法第五条に規定する被保険者(以下「旧被保険者」という。)となつたこと又は旧被保険者でなくなつたことの確認及びその確認の請求については、なお従前の例による。

3 施行日の前日に旧被保険者であつた者であつて、引き続き同一の事業主に雇用され、施行日に第四条第一項に規定する被保険者(以下「新被保険者」という。)となつたもの(以下「継続雇用被保険者」という。)のうち、既に旧法第十条の規定により当該旧被保険となつたことの確認を受けているもの(前項の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けた者を含む)については、施行日(前項の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けた日)に、新被保険者となつたことの第九条の規定による確認がされたものとみなす。

(被保険者期間に関する経過措置)  
第五条 旧被保険者であつた者であつて新被保険者となつたものに関するこの法律の規定の適用については、旧法の規定による被保険者期間(施行日前に旧法第十五条第一項の規定に該当するに至つた場合における離職の日以前の被保険者期間を除く。)は、第十四条第一項の規定による被保険者期間とみなす。

2 継続雇用被保険者(施行日に短期雇用特例被保険者となつた者を除く。)のうち、昭和五十年

四月における喪失当日(第十四条第一項に規定する喪失当日をいう。以下この条において「基準日」という。)以外の日である者(同月に新被保険者でなくなつた者を含む)に、第十四条第一項の規定の適用については、基準日を基準日の属する月の前月における喪失当日とみなす。

3 前項の規定により基準日を喪失当日とみなされた者のうち、昭和五十年四月における喪失当日(同月に新被保険者でなくなつた者については、当該新被保険者でなくなつた日)の前日から基準日までさかのぼつた期間が第十四条第一項の規定による被保険者期間の一箇月として計算された者に関する第十七条第一項の規定の適用については、当該一箇月として計算された被保険者期間は、同項に規定する被保険者期間に算入しない。

第六条 短期雇用特例被保険者が当該短期雇用特例被保険者でなくなつた場合(引き続き同一事業主に被保険者として雇用される場合を除く。)における当該短期雇用特例被保険者となつた日(以下この条において「資格取得日」という。)から当該短期雇用特例被保険者でなくなつた日(以下この条において「資格喪失日」という。)の前日までの間の短期雇用特例被保険者であつた期間については、第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなつたものとみなす。この場合において、同項本文中「十四日」とあるのは、「十一日」とする。

(旧法に規定する受給資格に関する経過措置)  
第七条 旧法第十五条第一項の規定に該当する者に係る受給資格は、第十四条第二項第一号に規定する受給資格とみなす。

規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第十五条第三項の規定の適用については、同項中「離職後最初に出頭した日」とあるのは、「旧失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第十六条第二項(附則第九条第一項)においてその例によることとされる場合を含む)の規定により最後に失業の認定を行つた日の翌日」とする。

二 前項の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日が施行日前である者に係る基本手当又は傷病手当の日額については、第十六条の規定による基本手当の日額が旧法第十七条の規定による失業保険金の日額(施行日の前日において旧法第二十七條第一項に規定する扶養親族があり、施行日以後最初に第十五条第二項に規定する失業の認定を受ける日までにその旨を公共職業安定所長に届け出た者については、その失業保険金の日額に届出に係る扶養親族について旧法第二十七條の規定によりその者に支給される扶養手当の日額を加算した額。以下この号において同じ)を下回ることとなるときは、第十六条又は第三十七條第三項の規定にかかわらず、旧法第十七条の規定による失業保険金の日額に相当する額とする。

三 第二十条の規定の適用については、同条第一項中「当該一年の期間内」とあるのは、「昭和五十年四月一日から当該受給資格に係る離職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。

四 第二十条第一項の規定による期間内の失業している日数については、第二十二條の規定にかかわらず、旧法第二十条及び第二十二條の規定により受給期間内において失業保険金を支給することができる日数から旧法の規定により失業保険金及び傷病給付金(旧法第二十三條第二項の規定により支給があつたと

みなされた失業保険金並びに附則第九条第一項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る失業保険金及び傷病給付金を含む)の支給を受けた日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。

五 第二十三條の規定は、適用しない。

六 第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十七條第一項及び第三十七條第四項の規定の適用については、これらの規定中「所定給付日数」とあるのは、「附則第七條第二項第四号の規定による基本手当を支給することができる日数」とする。

七 施行日前に旧法の規定により公共職業安定所が行つた公共職業訓練等を受けることへの指示は、この法律の規定により公共職業安定所長が行つた公共職業訓練等を受けることへの指示とみなす。

八 旧法第二十条の五第一項、第二十一條第一項若しくは第二項、第二十二條第一項又は第二十三條第一項(旧法第二十五條第四項、第二十六條第十一項又は第二十七條第五項)において準用する場合を含む)の規定(附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む)により支給された給付に関する処分は、それぞれ、第二十九條第一項、第三十二條第一項若しくは第二項、第三十三條第一項又は第三十四條第一項(第三十六條第五項又は第三十七條第九項)において準用する場合を含む)の規定によりされた給付に関する処分とみなす。

九 第五十七條第三項の規定の適用については、同項中「第十六條の規定」とあるのは、「第十六條又は附則第七條第二項第二号の規定」とする。

(基本手当の給付日数の延長措置に関する経過措置)  
第八条 施行日の前日において旧法第二十条の四第一項の規定による措置が決定されていた地域について、施行日に第二十五條第一項の規定に

よる措置が決定された場合においては、当該地域に係る旧法第二十条の四第一項の規定による措置及び同項の規定による認定を受けた受給資格者は、それぞれ、第二十五条第一項の規定により決定された措置及び同項の規定により認定を受けた受給資格者とみなして基本手当を支給する。

2 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第三条の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動をするを命じた場合には、第二十五条の規定の適用については、労働大臣が職業安定法第十九条の二に規定する職業紹介活動をするを命じたものとみなす。

（旧法の規定による保険給付等に関する経過措置）  
 第九条 施行日前の期間に係る旧法の規定による保険給付、施行日前に就職するに至つた場合における旧法の規定による就職支度金及び施行日前に公共職業安定所の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更した場合における旧法の規定による移転費（以下「旧保険給付等」という。）の支給については、なお従前の例による。

2 旧法に規定する受給資格者が死亡したために旧法第十六条第一項の失業の認定又は旧法第二十六條第二項の認定を受けることができなかった場合におけるその者の配偶者その他旧法第十六條の二第一項又は第二十六條第三項に規定するその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に対する旧法の規定による失業保険金又は傷病給付金の支給については、なお従前の例による。

3 旧保険給付等については、旧法第二十条の五、第二十一条、第二十二條及び第二十三條（旧法第二十五條第四項、第二十六條第十一項、第二十七條第五項、第二十七條の三第五項又は第二十七條の四第三項において準用する場合を

含む。）の規定は、なおその効力を有する。

（返還命令等に関する経過措置）

第十条 詐欺その他不正の行為によつて旧保険給付等の支給を受けた者並びに当該旧保険給付等の支給に關し虚偽の届出、報告又は証明をした事業主及び労働保険事務組合に対してするその支給した旧保険給付等の全部又は一部を返還すべきことの命令及び当該詐欺その他不正の行為によつて支給を受けた旧保険給付等に相当する額以下の金額を納付すべきことの命令については、なお従前の例による。

（短期雇用特例被保険者に関する経過措置）

第十一条 労働大臣は、継続雇用被保険者であつて、施行日に短期雇用特例被保険者となつたもの（次項において「継続雇用特例被保険者」という。）を雇用する事業主に、労働省令で定めるところにより、その雇用する短期雇用特例被保険者に関する必要な報告をすることを命ずることができ。

2 継続雇用特例被保険者が離職し、特例受給資格を取得した場合においては、第十条第三項、第三十九条及び第四十条の規定にかかわらず、特例一時金を支給しないものとし、その者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして、第三章第二節に定めるところにより、求職者給付を支給する。この場合において、その者に係る所定給付日数は、旧法第二十条及び第二十条の二の規定がなおその効力を有するものとした場合に、これらの規定により支給期間内に失業保険金を支給することができる日数とする。

（旧法の規定による日雇労働被保険者等に関する経過措置）  
 第十二条 施行日前に旧法第三十八條の四第一項の認可を受けた者は、施行日に第六條第一号の認可を受けた者とみなす。

2 施行日前に旧法第三十八條の三第一項第一号の規定により労働大臣が指定した区域又は同項第三号の規定により労働大臣が指定した適用事業は、それぞれ第四十三條第一項第一号の規定

により労働大臣が指定した区域又は同項第三号の規定により労働大臣が指定した適用事業とみなす。

3 施行日前に旧法第三十八條の五第二項ただし書の認可を受けた者は、施行日に第四十三條第二項の認可を受けた者とみなす。

4 施行日前に旧法第三十八條の三第二項又は第三十八條の四第二項の規定により交付された日雇労働被保険者手帳は、第四十四條の規定により交付された日雇労働被保険者手帳とみなす。

第十三条 旧法の規定による日雇労働被保険者であつた者についての施行日前の日に係る旧法の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

2 昭和五十年五月中の第四十七條第一項に規定する失業している日について支給する日雇労働求職者給付金に関する第四十八條第一号の規定の適用については、同号中「前二月間」とあるのは「二十日分」とする。

3 旧法第五章の規定により支給を受けた失業保険金（第一項に規定する失業保険金を含む。）

昭和五十年四月	昭和五十年四月一日から同月三十日までの期間	十二日分
昭和五十年五月	昭和五十年四月一日から同年五月三十一日までの期間	二十四日分
昭和五十年六月	昭和五十年四月一日から同年六月三十日までの期間	三十六日分
昭和五十年七月	昭和五十年四月一日から同年七月三十一日までの期間	四十八日分
昭和五十年八月	昭和五十年四月一日から同年八月三十一日までの期間	六十日分

6 旧法第三十八條の十第一項又は第二項（次項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定によりされた給付に關する処分は、第五十二條第一項又は第三項（第五十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた給付に關する処分とみなす。

7 第一項に規定する失業保険金については、旧

は、第五十三條第一項の規定の適用については、この法律の規定により支給を受けた日雇労働求職者給付金とみなす。

4 施行日前に旧法第三十八條の九の二第一項の申出をした者は、第五十三條第一項の申出をした者とみなす。この場合において、その者が第五十四條第一号の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる日数は、六十日から旧法第三十八條の九の三の規定による失業保険金（第一項に規定する失業保険金を含む。）の支給を受けた日数を差し引いた日数分を限度とする。

5 第五十三條第一項の申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月（以下この項において「最終月」という。）が次の表の上欄に掲げる月であるものに対して支給する日雇労働求職者給付金に關する第五十四條第二号イの規定の適用については、同号イ中「基礎期間」とあるのは最終月の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、「七十二日分」とあるのは最終月の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和五十年四月	昭和五十年四月一日から同月三十日までの期間	十二日分
昭和五十年五月	昭和五十年四月一日から同年五月三十一日までの期間	二十四日分
昭和五十年六月	昭和五十年四月一日から同年六月三十日までの期間	三十六日分
昭和五十年七月	昭和五十年四月一日から同年七月三十一日までの期間	四十八日分
昭和五十年八月	昭和五十年四月一日から同年八月三十一日までの期間	六十日分

8 旧法第三十八條の六の規定に該当する者又は旧法第三十八條の九の二第一項の申出をした者が死亡したために旧法第三十八條の九第三項の失業の認定を受けることができなかった場合におけるその者の配偶者その他同條第四項に規定

する。

するその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に対する旧法の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

第十四条 旧被保険者であつた者は、第四章の規定の適用については、新被保険者であつた者となす。

(雇用改善事業等に関する経過措置)

第十五条 附則第九条第一項及び第二項の規定により従前の例によることとされる旧保険給付等(就職支度金及び移転費を除く。以下この項において同じ)は、第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条の規定の適用については、第六十六条第一項第一号に規定する求職者給付とみなす。この場合において、旧法第二十条の四第一項の措置に基づき支給された旧保険給付等は、第二十五条第一項の措置に基づき支給された求職者給付とみなす。

2 附則第十三条第一項又は第八項の規定により従前の例によることとされる旧法の規定による失業保険金は第六十六条第一項又は第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に規定する日雇労働者給付金とみなす。

3 次条の規定により徴収した旧法の規定による特別保険料がある会計年度については、第六十六条第二項中「一般保険料の額」とあるのは、「一般保険料の額と附則第十六条の規定により徴収した旧失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号)の規定による特別保険料の額との合計額」とする。

(旧法の規定による特別保険料に関する経過措置)  
第十六条 施行日前に納付しなればならないこととされていた旧法の規定による特別保険料及び当該特別保険料に係る徴収金については、なお従前の例による。

(不服申立てに関する経過措置)  
第十七条 旧法の規定(これらの規定の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合を含む)による処分であつて、旧法第四十条第一項に規定するものに対する不服申立て及び当該処分取消しの訴えについては、旧法第七章の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「失業保険審査官」とあるのは、「雇用保険審査官」とする。

2 旧法第十条(附則第四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定による確認に関する処分は、第七十条の規定の適用については、第九条の規定による確認に関する処分とみなす。

(不利益取扱いの禁止に関する経過措置)  
第十八条 旧法第九条(附則第四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定による確認の請求をしたことを理由とする労働者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止については、なお従前の例による。

(失業保険金等に係る時効等に関する経過措置)  
第十九条 旧法の規定による保険給付に係る時効、受給権の譲渡及び差押えの禁止、公課の禁止並びに戸籍事項の無料証明については、なお従前の例による。

2 失業保険に関する書類に係る印紙税の非課税については、なお従前の例による。

(報告等に関する経過措置)  
第二十条 旧法の規定(これらの規定の例によることとされる場合を含む)に係る失業保険の施行に關し必要な旧法第四十九条から第五十一条までにおいて規定する事項については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由  
今後の経済社会の動向に即して、失業者の生活の安定を図りつつその就職を促進する等の見地から失業者に対する給付内容の改善、整備を図るとともに、雇用構造の改善、労働者の能力の開発、向上その他労働者の福祉の増進に資するため、雇用保険制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案  
雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
(船員保険法の一部改正)  
第一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「以下」の下に「本条及次条ニ於テ」を加える。  
第三十三条ノ第三項中「一年ノ」を削る。  
第三十三条ノ第五項中「二週間」を「四週間」に改める。

第三十三条ノ九第一項中「平均シタル額」の下に(其ノ最後ノ月ノ報酬ガ法令又ハ労働協約若ハ就業規則ニ基テ昇給其ノ他ノニ準ズル報酬ノ増加ニ因リ其ノ前月ノ報酬ニ比シ多額トナリタルトキハ最後ノ月ニ於ケル標準報酬日額トス以下本条ニ於テ給付基礎日額ト称ス)を加え、ただし書を削り、同条第二項を次のように改め

失業保険金ノ額ハ一日ニ付雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)ニ依ル基本手当ノ日額トノ均衡ヲ考慮シ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キテ厚生大臣ノ定ムル失業保険金日額表ニ於ケル給付基礎日額ノ区分ニ応ジ定メラレタル金額トス

第三十三条ノ九第四項中「百元」を「五百元」に、「標準報酬日額」を「給付基礎日額」に改め、同条第三項を削る。

第三十三条ノ十第一項中「失業保険金ノ支給ヲ受クル期間ハ」を「失業保険金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外に、「一年間ノ限度トス」を「一年(当該一年ノ期間内ニ妊娠、出産、育児其ノ他命ヲ以テ定ムル理由ニ因リ引続キ三十日以上職業ニ就クコトヲ得ザル者ガ海運局又ハ公共職業安定所ノ長ニ其ノ旨ヲ申出タル場合ニ於テハ当該理由ニ因リ職業ニ就クコトヲ得ザル日数ヲ加ヘルモノトシ其ノ加ヘラレタル期間四年ヲ超ユルトキハ四年トス)ノ期間内ニ於テ第三十三条ノ十二第一項ニ規定スル所定給付日数ニ相当スル日数分ヲ限度トシテ支給ス」に改め、同条第二項中「起算ス」を「起算スルモノトシ前ノ資格ニ基テ失業保険金ハ之ヲ支給セズ」に改める。

第三十三条ノ十二を次のように改める。  
第三十三条ノ十二 失業保険金ヲ支給スベキ日数(以下所定給付日数ト称ス)ハ左ノ各号ニ掲グル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

一 当該失業保険金ニ係ル第三十三条ノ十第一項又ハ第二項ニ規定スル船舶所有者ニ使セラレザルニ至リタル日(以下本条ニ於テ基準日ト称ス)ニ於テ四十五歳以上ナル者及当該失業保険金ニ係ル基準日ニ於テ四十五歳未満ナル者ニシテ命令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ就職困難ナルモノ、二百四十日

二 当該失業保険金ニ係ル基準日ニ於テ三十歳以上四十五歳未満ナル者(前号ニ規定スル理由ニ因リ就職困難ナル者ヲ除ク) 百八十日

三 当該失業保険金ニ係ル基準日ニ於テ三十歳未満ナル者(第一号ニ規定スル理由ニ因リ就職困難ナル者ヲ除ク) 百二十日  
失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ当該失業保険金ニ係ル基準日迄船員(第三十三条ノ

第三二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジトシテ引続キ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（以下本項ニ於テ基準日前ノ使用期間ト称ス）一年未滿ナルモノ（当該基準日前ノ使用期間ノ初日前一年ノ期間内ニ船舶トシテ船舶所有者ニ使用セラレタルコトアル者ニシテ当該基準日前ノ使用期間ト当該船舶所有者ニ使用セラレタル期間（当該基準日前ノ使用期間ノ初日前ニ失業保険金ノ支給ヲ受ケタル者ニ付テハ当該失業保険金ニ係ル基準日以前ノ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ヲ除ク）トヲ通算シタル期間一年以上ナルモノヲ除ク）ニ係ル所定給付日数ハ前項ノ規定ニ拘ラズ九十トス

第三十三條ノ十二ノ次に次の一条を加える。  
第三十三條ノ十二ノ二 海運局又ハ公共職業安定所ノ長ガ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ就職困難ナル者ト認メタル失業保険金ノ支給ヲ受ケルべき者ニ付テハ次項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数（当該失業保険金ノ支給ヲ受ケルべき者ノ第三十三條ノ十第一項ニ規定スル期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ所定給付日数ニ滿タザル場合ニ於テハ其ノ支給ヲ受ケタル日数トス以下本項、次条第一項及第三十三條ノ十三ノ二第一項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ政令ヲ以テ定ムル日数ヲ限度トス

前項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給（以下個別延長給付ト称ス）ヲ受ケル者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ第三十三條ノ十第一項ノ規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル期間ノ前項後段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヲ加ヘタル期間トス

第三十三條ノ十三第一項中「一年」を「政令ヲ以テ定ムル期間」に、「前条第一項ノ規定ニ依リ失業保険金ヲ支給スル日数」を「所定給付日数」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給（第三十三條ノ十三ノ三ニ於テ職業補導延長給付ト称ス）ヲ受ケル者ガ第三十三條ノ十第一項ニ規定スル期間ヲ超エテ前項ノ規定ニ依ル職業補導ヲ受ケタルトキハ其ノ者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ同条第一項ノ規定ニ拘ラズ当該職業ノ補導ヲ受ケ終ル日迄ノ間トス

第三十三條ノ十三ノ次に次の二条を加える。  
第三十三條ノ十三ノ二 社会保険庁長官ハ失業ノ状況ガ全国的ニ著シク悪化シ政令ヲ以テ定ムル基準ニ該当スルニ至リタル場合ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ就職状況ニ照シ必要アリト認ムルトキハ其ノ指定スル期間内ニ限り第三項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル措置ヲ決定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ政令ヲ以テ定ムル日数ヲ限度トス

社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル措置ヲ決定シタル後ニ於テ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ必要アリト認ムルトキハ同項ノ規定ニ依リ指定シタル期間（其ノ期間ガ本項ノ規定ニ依リ延長セラレタルトキハ其ノ延長セラレタル期間）ヲ延長スルコトヲ得

第一項ノ措置ニ基ク失業保険金ノ支給（以下全国延長給付ト称ス）ヲ受ケル者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ第三十三條ノ十第一項ノ規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル期間ノ第一項後段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヲ加ヘタル期間トス

第三十三條ノ十三ノ三 全国延長給付ヲ受ケル者ニ付テハ当該全国延長給付ガ終リタル後ニ非ザレバ個別延長給付及職業補導延長給付ハ之ヲ為サズ個別延長給付ヲ受ケル者ニ付テハ之ヲ為サズ  
業補導延長給付ハ之ヲ為サズ  
個別延長給付又ハ職業補導延長給付ヲ受ケル者ニ付テハ全国延長給付ガ為サルトキハ当該全国延長給付ガ為サル間ハ其ノ者ニ付テハ個別延長給付又ハ職業補導延長給付ハ之ヲ為サズ  
前二項ニ規定スルモノノ外第一項ニ規定スル各延長給付ヲ順次受クベキ者ニ係ル当該各延長給付ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條ノ十四第一項中「二週間」を「四週間」に、「十四日分」を「二十八日分」に改める。  
第三十三條ノ十六第一項中「第三十三條ノ十」を「第三十三條ノ十一」に改め、同条第三項中「第三十三條ノ十二第一項ニ規定スル日数」を「所定給付日数」に改め、同条第四項中「第三十三條ノ十二第一項」を「第三十三條ノ十第一項」に改める。

第五十二條ノ二第一項中「一月間」の下に「個別延長給付又ハ全国延長給付ヲ受ケル者ニ在リテハ当該延長給付ニ係ル期間ノ中其ノ拒ミタル日以後ノ期間トス」を加え、同項第二号中「就職スル為」の下に「又ハ職業ノ補導ヲ受ケル為」を加える。

第五十七條ノ三第一項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「職業ニ就ク為」の下に「又ハ海運局若ハ公共職業安定所ノ長ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受ケル為」を加える。  
（船員保険法の一部改正に伴フ経過措置）  
第二条 この法律ノ施行の日（以下「施行日」といふ。）前ノ期間に係る失業保険金（船員保険法第三十三條ノ十六第一項ノ規定による給付を含む。以下この条において同じ。）の支給については、なお従前ノ例による。

2 施行日前に船員保険法第三十三條ノ三第一項ノ規定に該当するに至つた後船員として船舶所有者に使用されなくなつた者（施行日前に海運局又ハ公共職業安定所に就職の申込みをした者

に限る。）であることにより支給される施行日以後の期間に係る失業保険金の額は、前条の規定による改正後の船員保険法（次項において「新船員保険法」といふ。）第三十三條ノ九第二項の規定による失業保険金の額が前条の規定による改正前の船員保険法第三十三條ノ九第二項の規定による失業保険金の額（施行日の前日において同条第三項に規定する配偶者又は子があり、施行日以後最初に失業の認定を受ける日まで）にその旨を海運局又ハ公共職業安定所の長に届け出た者については、その失業保険金の額に届出に係る配偶者又は子について同項の規定により加給すべき金額を加えた額。以下この項において同じ。）を下回ることとなるときは、同条第二項の規定による失業保険金の額に相当する金額とする。

3 施行日前に船員保険法第三十三條ノ三第一項ノ規定に該当するに至つた後船員として船舶所有者に使用されなくなつた者であることにより支給される施行日以後の期間に係る失業保険金については、次の各号に定めるところによる。  
一 新船員保険法第三十三條ノ十第一項の規定の適用については、同項中「当該一年ノ期間内」とあるのは「昭和五十年四月一日ヨリ当該船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日ノ属スル年ノ翌年ノ之ニ相当スル日迄ノ期間内」と、「第三十三條ノ十二第一項ニ規定スル所定給付日数ニ相当スル日数分」とあるのは「百八十日分」とする。  
二 新船員保険法第三十三條ノ十二及び第三十三條ノ十二ノ二の規定は、適用しない。  
三 新船員保険法第三十三條ノ十三第一項及び第三十三條ノ十三ノ二第一項の規定の適用については、これらの規定中「所定給付日数」とあるのは、「百八十日（当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ第三十三條ノ十第一項ニ規定スル期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ百八十日ニ滿タザル場合ニ於テハ其ノ支給ヲ受ケタル日数トス）」とする。

第一類第七号 社会労働委員会議録第一号 昭和四十九年十二月十九日

四 新船員保険法第三十三条ノ十六第三項の規定の適用については、同項中「所定給付日数」とあるのは、「百八十日」とする。

(職業安定法の一部改正)

第三条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「失業保険法」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)」に、「失業保険制度」を「雇用保険制度」に改める。

第八条第一項及び第五十二条の二中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第一項第二号中「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改める。

(日本専売公社法の一部改正)

第六条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の見出しを「(雇用保険)」に改め、同条中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第七号」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第六号第四号」に改める。

第五十六条中「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八条第一項」を「同法第六十六条第一項」に改める。

(日本国有鉄道法の一部改正)

第七条 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出しを「(雇用保険)」に改め、

同条中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第七号」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第六号第四号」に改める。

第六十二条中「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八条第一項」を「同法第六十六条第一項」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第八十条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「売さばき代金の繰入れ」を「売りさばき代金の繰入れ」に改め、同条中「売さばき代金を「売りさばき代金」に、「売さばき」を「売りさばき」に、「取扱」を「取扱」に、「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第九号 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号を次のように改める。

九 雇用保険事業

第四号中第十三号の五を削り、第十三号の六を第十三号の五とし、同条第三十九号中「失業保険」を「雇用保険」に改め、同条第四十号を次のように改める。

四十 雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)に基づいて、雇用改善事業及び能力開発事業の実施に関し必要な基準を定めること。

第四号第四十一号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

第六号第一項第十一号の五中、「失業保険の特別保険料」を削る。

第十号第一項第五号中「失業保険事業」を「雇用保険事業」に改め、「大臣官房」の下に「及び職業訓練局」を加え、同項第六号中「失業安定」を「雇用安定」に改め、同項第七号及び第八号中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第十条の二第六号中「技能」の下に「及び知識」を加える。

第十三条第一項の表中中央職業安定審議会の項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第十八条第一項中「職業安定法(これに基づく命令を含む。)」を「職業安定法(これに基づく命令を含む。)」に、「失業保険法(これに基づく命令を含む。)」を「雇用保険法(これに基づく命令を含む。)」に改め、同条第二項中「もの外」を「もののほか」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七号第二号中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第三十八号第二項及び」を削る。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三号の四第一項第二号中、「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第二百六十二号第三号中、「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)」を「及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」に改め、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)の規定によつて失業給付として支給を受ける金銭

第三百四十八号第二項第十九号中、「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第六百七十二号第三号中、「労働者災害補償保険法及び失業保険法」を「及び労働者災害補償保険法」に改め、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)の規定によつて失業給付として支給を受ける金銭

第三百四十八号第二項第十九号中、「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第六百七十二号第三号中、「労働者災害補償保険法及び失業保険法」を「及び労働者災害補償保険法」に改め、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)の規定によつて失業給付として支給を受ける金銭

三の二 雇用保険法の規定によつて失業給付として支給を受ける金銭

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ト中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

(日本電信電話公社法の一部改正)

第十三条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の見出しを「(雇用保険)」に改め、同条中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第七号」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第六号第四号」に改める。

第八十四条中「基く」を「基づく」に、「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八号第一項」を「同法第六十六号第一項」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第十四条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項各号列記以外の部分中「退職した職員」の下に「(第三項の規定に該当する者を除く。)」を加え、「第一号に規定する退職手当の額」を「第一号に掲げる額」に、「第二号に規定する額」を「第二号に掲げる額」に改め、「一年」の下に「(当該一年の期間内に妊娠、出産、育児その他総理府令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総理府令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するもの」とし、その加算された期間が四年を超えると

きは、四年とする。次項において同じ。」を加え、「当該退職手当を」第一号に規定する一般の退職手当等に、「第二号に規定する失業保険金の日額」を「第二号に規定する基本手当の日額」に、「等しい日数をこえて」を「等しい日数(以下この項において「待期日数」という)をこえて」に、「こえる」を「超える」に、「失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の規定による失業保険金」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)の規定による基本手当」に、「失業保険金の支給を受けることができる日数」を「所定給付日数」に、「当該退職手当の額を同号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる)に等しい日数」を「待期日数」に、「こえては」を「超えては」に改め、同項第一号中「すでに」を「既に」に改め、「前条の規定による退職手当」の下に(以下この条において「一般の退職手当」という)を加え、同項第二号を次のように改める。

二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の勤続期間(当該勤続期間が一年未満である職員であつて、当該勤続期間に係る職員となつた日以前一年の期間内に職員又は政令で定める職員に準ずる者(以下この号において「職員等」という)であつたことがあるもの)については、当該職員等であつた期間(当該勤続期間に係る職員となつた日以前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間を除く)を含む。以下この号において「基準勤続期間」というを同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十二條第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條に規定する基準日以前の雇用期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、

同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数(次項において「所定給付日数」という)を乗じて得た額

第十條第二項中「退職した職員」の下に(第四項の規定に該当する者を除く)を加え、「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当」を「失業保険法」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険金の日額」を「基本手当の日額」に、「金額を退職手当として」を「金額を、退職手当として」に、「規定による失業保険金」を「規定による基本手当」に、「場合にその者が同法の規定により失業保険金の支給を受けることができる日数をこえて」を「場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数をこえて」に改め、同法第三項及び第四項を次のように改める。

3 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者となつたならば同法第三十八條第一項各号のいずれかに該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特別一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十九條第二項に規定する特別受給資格者とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特別一時金の額に相当する額

4 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者となつたならば同法第三十八條第一項

各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特別一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特別一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

第十條第八項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同項を同法第十一項とし、同法第七項中「失業保険法第二十三條の二」を「雇用保険法第三十五條」に、「詐欺」を「偽り」に、「第五項」を「第八項」に改め、同項を同法第十項とし、同法第六項中「前項第三号」を「第七項第三号」に改め、同項を同法第九項とし、同法第五項中「必要に応じ、失業保険法第二十五條及び第二十六條」を「雇用保険法第三十六條、第三十七條及び第五十七條から第五十九條まで」に、「支給することができる」を「支給する」に改め、同項第一号中「失業保険法第二十五條」を「公共職業安定所長の指示した雇用保険法第三十六條」に改め、「に相当する公共職業訓練等」を削り、同項第三号中「職業につく」を「職業に就く」に、「傷病給付金(当該退職の日において失業保険法第二十七條第一項に規定する扶養親族を有する者に係る傷病給付金)にあつては、その額は、同法の規定による傷病給付金の額に同法第三項の規定による扶養手当の額を加えた額とする」を「傷病手当」に改め、同項に次の三号を加える。

四 雇用保険法第五十七條第一項に規定する身体障害者その他の就職が困難な者として政令で定めるものに該当する者であつて、安定した職業に就いたものについては、常用就職支度金

五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第五十八條第一項に規定する公共職業

業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費

六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、広域求職活動費

第十條第五項を同法第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定は、第三項又は第四項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定により退職手当の支給を受ける者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む)について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「第三十六條、第三十七條及び第五十七條から第五十九條まで」とあるのは「第五十七條から第五十九條まで」と読み替へるものとする。

第十條第四項の次に次の二項を加える。

5 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第四十一條に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、同法第三項の規定による退職手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第一項又は第二項の規定による退職手当を支給する。

6 第一項、第二項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第二十三條から第二十八條までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

一 公共職業安定所長が雇用保険法第二十三條第一項の規定の例によりその者を同項に規定する就職が困難な者であると認めた場

合

二 その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第二十四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

三 労働大臣が雇用保険法第二十五条第一項の規定による措置を決定した場合

四 労働大臣が雇用保険法第二十七条第一項の規定による措置を決定した場合

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 施行日前の期間に係る前条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(以下この条において「旧退職手当法」という。)第十条の規定による失業者の退職手当の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に退職した職員のうちこの法律の施行の際現に旧退職手当法第十条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する前条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(以下この条において「新退職手当法」という。)第十条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 新退職手当法第十条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「当該一年の期間内」とあるのは、「昭和五十年四月一日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。

二 新退職手当法第十条第二項に規定する基本手当の日額が旧退職手当法第十条第一項第二号に規定する失業保険金の日額を上回る者であつて、当該退職の日から施行日の前日までの間の日数が同項本文に規定する日数に満たないものについての新退職手当法第十条第一項に規定する待期日数については、総理府令で定めるところにより算定した日数とする。

三 新退職手当法第十条第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧

退職手当法第十条第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当(同条第六項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。)の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。

四 新退職手当法第十条第三項から第五項まで及び第六項第一号の規定は、適用しない。

五 この法律の施行の際現に旧退職手当法第十条第三項又は第五項第一号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新退職手当法第十条第六項第一号又は第七項第一号に規定する公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等とみなす。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第十六条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第二条第二項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に、「失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号)第四十条第一項」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第六十九条第一項」に改め、同条第三項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第三条中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第七條第二項中「失業保険法第四十条第一項」を「雇用保険法第六十九条第一項」に、「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第二十五條第一項中「失業保険法第四十条第一項」を「雇用保険法第六十九条第一項」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 雇用保険審査官は、前条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下この条において「新審査会法」という。)第二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらに規定するもののほか、雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第二条の規定による廃止前の失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号)以下「旧失業保険法」という。)第四十条第一項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

2 前項の審査請求に関する新審査会法第七條第二項前段の規定の適用については、同項前段中「雇用保険法第六十九条第一項」とあるのは、「雇用保険法附則第二条の規定による廃止前の失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号)第四十条第一項」とする。

3 前条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下この条において「旧審査会法」という。)の規定により失業保険審査官が行つた審査請求の受理、審査請求に係る決定その他の手続は、雇用保険審査官が行つた審査請求の受理、審査請求に係る決定その他の手続とみなす。

4 労働保険審査会は、新審査会法第二十五条の規定にかかわらず、同条に規定するもののほか、雇用保険法附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧失業保険法第四十条第一項の規定による再審査請求の事件を取り扱う。

5 施行日の前日において、失業保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者として旧審査会法第三十六条の規定による指名を受けていた者は、施行日において、雇用保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者として新審査会法第三十六条の規定による指名を受けたものとみなす。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第十八條 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。

(手当の日額)

第十七條 手当の日額は、手帳の発給を受けた者の次条に規定する賃金日額に応じて定めるものとし、雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第十六條の規定による基本手当日額表(同表に掲げる賃金日額のうち、政令で定める範囲の賃金日額に係る部分に限る。)に準じて労働大臣が定める就職促進手当日額表におけるその者の賃金日額の属する賃金等級に応じた定められた金額とする。

第十七條の第二項中「前条第一項の」を削り、「十一日」を「十四日」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号)第十七條の第二項及び第三項」を「雇用保険法第十七條第二項から第四項まで」に改める。

第十八條第一項中「失業保険法」の規定による失業保険金の受給資格者」を「雇用保険法第四十条第二項第一号に規定する受給資格(以下この項において「受給資格」という。)を有する者」に、「当該資格に基づく所定給付日数(同法第二十条第一項、第二十条の三第一項若しくは第四項若しくは第二十条の四第一項の規定による措置に基づき失業保険金の支給を受けることができる日数をいう。以下この項において同じ。)分の失業保険金の支給を受け終わるか、又は受けることができなくなるまで」を「当該受給資格に基づく所定給付日数(同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数をいい、同法第二十八條第一項に規定する各延長給付を受ける受給資格者については、当該所定給付日数にこれらの延長給付に係る日数を加えた日数をいう。以下この項において同じ。)に相当する日数分の基本手当

を受け終わる日（所定給付日数に相当する日数分の基本手当を受け終わる前に当該受給資格に係る同法第二十三条第二項に規定する受給期間（以下この項において「受給期間」という。）が満了するときは、その満了する日）まで」に、「同法第二十条の五第一項又は第二十三条第一項（同法第二十六条第十一項において準用する場合を含む。）を「同法第二十九条第一項又は第三十四条第一項（同法第三十七条第九項において準用する場合を含む。）に、「失業保険金又は傷病給付金」を「基本手当又は傷病手当」に、「失業保険金の支給残日数」を「基本手当の支給残日数」に、「当該失業保険金」を「当該基本手当」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「百円」を「五百円」に改め、（当該手当の日額が第十七条第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行なう前の額）を削り、「同条第一項の」を「前条に規定する」に、「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項前段」の下に、「第三項前段」を加え、「当該失業保険金若しくは傷病給付金の日額（第一項に規定する者が失業保険法第二十七条第一項に規定する扶養親族を有する場合にあつては、当該失業保険金又は傷病給付金の日額に同条第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。）」を「当該基本手当若しくは傷病手当の日額、特例一時金の額の算定に用いた基本手当の日額、日雇労働求職者給付金の日額」に、「当該失業保険金、傷病給付金」を「当該基本手当若しくは傷病手当の日額、特例一時金の額の算定に用いた基本手当の日額、日雇労働求職者給付金の日額」に改め、「残りの額を」の下に「それぞれこれらの給付を支給した日数に相当する日数（特例一時金については、その額をその額の算定に用いた基本手当の日額で除して

得た数に相当する日数）分」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「失業保険法第三十八条の六又は第三十八条の九の二」を「雇用保険法第四十五条又は第五十三条」に、「同法第三十八条の九若しくは第三十八条の九の三」を「同法第五十条若しくは第五十四条第一号」に、「失業保険金」を「日雇労働求職者給付金」に、「同法第三十八条の十第二項」を「同法第五十二条第三項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に、「同条同項」を「同法第五十二条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 手帳の発給を受けた者が雇用保険法第三十条九条第二項に規定する特例受給資格（以下この項において「特例受給資格」という。）を有する者である場合には、当該特例受給資格に係る離職の日（その日から起算して六箇月間（その者が同法第四十条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、同条第一項の認定が行われた日から起算して五十日を経過するまでの間）（その間に同項の規定による期間が経過する場合には、当該期間が経過するまでの間）とする。）は、手当を支給しない。その者が同法第四十条第三項において準用する同法第三十四条第一項の規定による給付の制限を受けたため特例一時金の支給を受けることができなくなつた場合においては、同法第四十条第二項の認定が行なわれた日（同項の認定を受けていない者については、同項の認定が行われるべき日）から起算して五十日を経過するまでの間（その間に同項の規定による期間が経過する場合には、当該期間が経過するまでの間）も、同様とする。

第四十条の二中「又は扶養親族」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第四十条の三中「若しくは負傷」を「又は負傷」に改め、「又は廃疾の状態にあることを理由として第十七条第二項の規定による加算の対象となり、若しくはなるうとする者」を削る。

第四十二条第一項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第十九条 施行日前の期間に係る前条の規定による改正前の炭鉱離職者臨時措置法（以下この条において「旧炭鉱離職者法」という。）第十六条第一項の規定による就職促進手当（以下この条において「手当」という。）の支給については、なお従前の例による。

2 炭鉱離職者求職手帳（以下この条において「手帳」という。）の発給を受けた者のうち当該手帳の発給の申請をした日が施行日前である者に係る手当の日額については、前条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法（以下この条において「新炭鉱離職者法」という。）第十七条の規定による手当の日額が旧炭鉱離職者法第十七条第一項の規定による手当の日額（施行日の前日において同条第二項に規定する扶養親族がある旨を、施行日以後最初に新炭鉱離職者法第十四条の規定により出頭すべき日までに公共職業安定所長に届け出た場合（天災その他やむを得ない理由によりその日までに届出をすることができなかつた者については、その理由がやんだ日から七日以内に届け出た場合）には、旧炭鉱離職者法第十七条第二項の規定に準じて労働省令で定める額を同条第一項の規定による手当の日額に相当する額に加算した額。以下この項において「旧手当日額」という。）を下回ることとなるときは、新炭鉱離職者法第十七条の規定にかかわらず、旧手当日額に相当する額とする。

3 手帳の発給を受けた者で旧炭鉱離職者法第八

条第一項第一号の離職の日（旧炭鉱離職者法第九条の二第一項の規定に該当する者であつて、同項に規定する離職の日まで一年以上引き続き雇用されたものについては、当該離職の日）が施行日前のものに係る新炭鉱離職者法第十七条の二の規定による賃金日額は、同条の規定にかかわらず、旧炭鉱離職者法第十七条の二の規定の例により算定した額に相当する額とする。

4 新炭鉱離職者法第十八条第一項の規定の適用については、旧失業保険法の規定により支給された失業保険金又は傷病給付金は、雇用保険法の規定により支給された基本手当又は傷病手当とみなす。

5 旧炭鉱離職者法第四十条から第四十条の三までの規定は、施行日の前日において旧炭鉱離職者法第十七条第二項に規定する扶養親族がある者については、なおその効力を有する。

6 施行日前に旧炭鉱離職者法第四十二条第一項の規定により失業保険審査官に対してされた審査請求は、雇用保険審査官に対してされた審査請求とみなす。

（雇用促進事業団法の一部改正）

第二十条 雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。

第十九条第五号中「簡易宿泊施設、託児施設、給食施設」を「教養、文化、体育又はレクリエーションの施設」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する業務は、雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）第六十三条の規定

による能力開発事業又は同法第六十四條の規定による雇用福祉事業として行ふものとす

第十九條第四項中「第一項第一号」の下に「第四号」を加え、「行なう」を「行ふ」に改め、同条第五項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に、「行なう」を「行ふ」に改める。

第三十七條第二項中「第十九條第一項第四号」を「第十九條第一項第三号」に改める。  
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十一條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の見出しを「雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例」に改め、同条第一項中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百六号)第八條」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第...号)第五條第一項」に、「同法第三十八條の五」に規定する日雇労働被保険者」を「同法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者(第五項及び第七項において「特例被保険者等」という。))」に、「失業保険金(扶養手当を含む。以下同じ。))」を「基本手当」に改め、同条第二項中「失業保険金」を「基本手当」に改め、同条第三項中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「同法第八條」を「同法第七條」に改め、同条第四項中「失業保険金」を「基本手当」に、「失業保険法第十六條、第十六條の二、第十九條、第二十四條及び第二十七條」を「雇用保険法第十五條、第二十一條、第三十條及び第三十一條」に改め、同条第六項中「失業保険法第四十條から第四十二條まで及び第五十二條」を「雇用保険法第六章及び第八十一條」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

第七 第五項の規定により特例被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合(新たに雇用保険法の規定による受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。)には、その雇用関係が終了した日後におけるその者に関する同法第三章の規定の適用については、労働省令で特別の定めをすることができ、  
第二十五條第四項の次に次の一項を加える。  
5 第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五條第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を特例被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。  
(所得税法の一部改正)  
第二十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第七十四條第二項第四号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。  
(港灣労働法の一部改正)  
第二十三條 港灣労働法(昭和四十年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。  
第三十條第四項中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百六号)第五條」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第...号)第三章第四節」に、「失業保険金」を「日雇労働求職者給付金」に、「下廻らない」を「下回らない」に、「さかなければ」を「聴かなければ」に改める。  
第三十五條第三項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。  
第五十九條の見出し中「失業保険法等」を「雇用保険法等」に改め、同条第一項中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険」を「雇用保険」に改め、同条第二項中「失業保険法」の規定による失業保険金(扶養手当を含む。))を「雇用保険法の規定による求職者給付(基本手当及び日雇労働求職者給付金に限る。))」に、「失業保

險金等」を「求職者給付等」に、「失業保険法第十七條の四第一項」を「雇用保険法第十九條第一項」に、「第三十三條ノ九第四項」を「第三十三條ノ九第三項」に改め、同条第三項中「に対する失業保険法第五條」を「に対する雇用保険法第三章」に、「失業保険法第五條の規定」を「雇用保険法第三章第四節の規定」に、「失業保険金」を「日雇労働求職者給付金」に、「同法第三十八條の十第二項」を「同法第五十二條第三項(同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))」に、「同項」を「同法第五十二條第三項」に改める。  
第六十五條第一項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。  
(港灣労働法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十四條 施行日前の日に係る前条の規定による改正前の港灣労働法第五十九條第二項の規定による同項に規定する失業保険金等の支給につ

いては、なお従前の例による。  
2 施行日前に前条の規定による改正前の港灣労働法第六十五條第一項の規定により失業保険審査官に対してされた審査請求は、雇用保険審査官に対してされた審査請求とみなす。  
(印紙税法の一部改正)  
第二十五條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第一中「別表第一 課税物件表」を「別表第一 課税物件表(第二條ノ五條、第七條、第十一條、第十二條関係)」に改め、別表第二中「別表第二 非課税法人の表」を「別表第二 非課税法人の表(第五條関係)」に改め、別表第三中「別表第三 非課税文書の表」を「別表第三 非課税文書の表(第五條関係)」に改め、港灣労働法(昭和四十年法律第二百一十号)に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書の次に次のように加える。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書若しくは当該還付金を受領するための委任状又は同法第三十三條第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書

(社会保険労務士法の一部改正)  
第二十六條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
第九條第三号を次のように改める。  
三 雇用保険法  
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第二條関係)」に改め、同表第四号を次のように改める。  
四 雇用保険法(昭和四十九年法律第...号)  
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十條関係)」に改め、同表免除科目の欄中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同表免除資

格者の欄中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。  
(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十七條 前条の規定による改正後の社会保険労務士法(次項において「新労務士法」という。)  
第五條第四号並びに第八條第四号及び第九号の規定の適用については、これらの規定に規定する労働社会保険諸法令には、当分の間、旧失業保険法を含むものとする。  
2 新労務士法別表第二(雇用保険法に関する部分に限る。の適用については、当分の間、同表免除資格者の欄中「雇用保険法又は」とあるのは

同法の規定による事業主又は同法第三十三條第三項に規定する労働保険事務組合

「雇用保険法若しくは同法附則第二条の規定による廃止前の失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）又は」と、「雇用保険審査官」とあるのは「雇用保険審査官又は雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第 号）第十六条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）第一条に規定する失業保険審査官」とする。

（職業訓練法の一部改正）

第二十八条 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「行なうように」を「行おう」ともに、その労働者が職業訓練を受けることを容易にするために必要な配慮をするようにに改める。

第九条第一項中「及び高等訓練課程を」、高等訓練課程及び特別高等訓練課程に、「行なう」を「行おう」に改める。

第十二条第一項中「行なう」を「行おう」に改め、「高等訓練課程」の下に「及び特別高等訓練課程」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第十四条中「行なう」を「行おう」に改め、「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

第十六条の次に次の二条を加える。  
（職業訓練短期大学校）

第十六条の二 職業訓練短期大学校は、次の業務を行う。

- 一 特別高等訓練課程の養成訓練を行うこと。
- 二 向上訓練を行うこと。
- 三 能力再開訓練を行うこと。
- 四 再訓練を行うこと。
- 五 公共職業訓練施設以外のものを行う職業訓練について援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に關し必要な業務を行うこと。

2 職業訓練短期大学校は、雇用促進事業団が設置する。  
（技能開発センター）  
第十六条の三 技能開発センターは、次の業務を行う。

- 一 向上訓練を行うこと。
- 二 能力再開訓練を行うこと。
- 三 再訓練を行うこと。
- 四 公共職業訓練施設以外のものを行う職業訓練について援助を行うこと。
- 五 技能検定について援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に關し必要な業務を行うこと。

2 技能開発センターは、雇用促進事業団が設置する。  
第十八条第一項中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加え、「行なう」を「行おう」に改める。

第十九条第一項中「第十六条」を「から第十六条の三まで」に改め、「都道府県は高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

第二十二條中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

第二十五条中「行なう」を「行おう」に、「又は高等職業訓練校」を「高等職業訓練校、職業訓練短期大学校又は技能開発センター」に改める。  
（職業訓練法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 この法律の施行の際現にその名称中に職業訓練短期大学校又は技能開発センターという文字を用いているものについては、前条の規定による改正後の職業訓練法第二十二條の規定は、施行日以後六月間は、適用しない。  
（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第三十条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。

第二条第一項中「失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）による失業保険（以下「失業保険」という。）を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）による雇用保険（以下「雇用保険」という。）に改める。

第四条第一項中「失業保険法第五条第一項の適用事業」を「雇用保険法第五条第一項の適用事業」に、「失業保険に係る」を「雇用保険に係る」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第六条を次のように改める。  
第六条 削除

第九条中「すべての労働者」の下に「（船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ）」を加える。

第十一条第一項中「次条」を「第十二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に高年齢労働者（労働省令で定める年齢以上の労働者をいう。以下同じ）を使用する場合には、政令で定めるところにより、その事業に係る一般保険料の額を、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、事業主がその事業に使用する高年齢労働者に支払う賃金の総額（労働省令で定める事業については、労働省令で定めるところにより算定した額。第十五条の二及び第十九条の二において「高年齢者賃金総額」という。）に雇用保険率（その率が次条第五項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下同じ）を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることができる。

第十二条第一項第一号を次のように改める。  
一 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が

成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率を加えた率  
第十二条第一項第三号中「失業保険」を「雇用保険」に、「千分の十三の率」を「雇用保険率」に改め、同条第二項中「できるものでなければならぬ」の下に「ものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の業務災害（労災保険法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ）及び通勤災害（同項第二号の通勤災害をいう。次項において同じ）に係る災害率その他の事情を考慮して労働大臣が定める」を加え、同条第四項中「徴収した労働保険料の額（第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率（その率がこの項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応ずる部分の額、同項第三号の事業に係る一般保険料の額及び印紙保険料の額の合計額に限る。）に失業保険法第三十六条第一項の規定により徴収した特別保険料の額を加えた額（以下この項において「徴収合計額」という。）と同法第二十八条第一項から第三項まで及び第二十八條の二の規定による国庫の負担額との合計額」と同法第二十八條第一項の規定による国庫の負担額に要した費用の額（翌年度への繰越額を含む。）との合計額」を「徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第四項並びに第六十七條の規定による国庫の負担額との合計額」と同法第二十八條第一項の規定による失業給付の額並びに雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要した費用の額（翌年度への繰越額を含む。）の合計額」に、「失業勤定」を「雇用勤定」に、「徴収合計額」を「徴収保険料額の」に、「こえ」を「超え」に、「当該徴収合計額」を「当該徴収保険料額」に、「意見をきいて、第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を千分の十一から千分の十五まで」を「意見を聴いて、雇用保険率を千分の十一から千分の十五まで（前項ただし書に規定する事業については、千分の十三から千分の十七

まで)に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 雇用保険率は、千分の十三とする。ただし、次の各号に掲げる事業(第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として労働大臣が指定する事業を除く。)については、千分の十五とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

四 清酒の製造の事業

五 前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

第十二条に次の一項を加える。

6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に充てる部分の額(前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額(前条の規定により第一項第一号の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この条及び第三十条において同じ。)を加えた額のうち雇用保険率に充てる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)の総額、同項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額及び印紙保険料の額の総額の合計額をいう。

第十四条第一項中「できることとされた者」の下に「(次項において)第二種特別加入者」と

いう)を加え、「同法」を「労災保険法」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二種特別加入保険料率は、第二種特別加入者に係る保険給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 第十一條の規定により一般保険料の額を同条の規定による額とすることとされた高年齢労働者を使用する事業(第十九条の二及び第三十条において「高年齢者免除額に係る事業」という。)の事業主が前条第一項又は第二項の規定により納付すべき労働保険料のうち一般保険料の額は、政令で定めるところにより、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、当該各号の規定による額から、その保険年度に使用する高年齢労働者(保険年度中途に保険関係が成立したものである)については、当該保険関係が成立した日からその保険年度の末日までに使用する高年齢労働者(そのに係る高年齢者賃金総額(その額に千円未満の端数がある場合には、労働省令で定めるところにより端数計算をした後の額。以下この条及び第十九条の二において同じ。)の見込額(労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度に使用した高年齢労働者に係る高年齢者賃金総額)に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じた額とする。

第十六条中「前条」を「第十五条」に改め、同条後段を削る。

第十八条中「前三条」を「第十五条、第十六条及び前条」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 高年齢者免除額に係る事業の事業主が前条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書に記載する労働保険料のうち一般保険料の額は、政令で定めるところによ

り、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、当該各号の規定による額から、その保険年度に使用した高年齢労働者(保険年度の中途に保険関係が成立し、又は消滅したものである)については、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用した高年齢労働者(そのに係る高年齢者賃金総額に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じた額とする)。

第二十二條第一項を次のように改める。

印紙保険料の額は、雇用保険法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者(以下「日雇労働被保険者」という。)一人につき、一日当たり、次に掲げる額とする。

一 賃金の日額が三千五百四十円以上の者については、六十三円

二 賃金の日額が二千三百二十円以上三千五百四十円未満の者については、四十一円

三 賃金の日額が二千三百二十円未満の者については、二十七円

第二十二條第二項中「第十二條第四項」を「第十二條第五項」に、「同条第一項第一号及び第三号の千分の十三の率」を「雇用保険率」に改め、「同条第四項の規定により変更された率が千分の十三の率となつた場合を含む。」を削り、「及び前項第二号」を、「前項第二号」に改め、「以下「第二級保険料日額」という。の下に」及び「前項第三号の印紙保険料の額(その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第三級保険料日額」という。)」を加え、同条第三項中「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に、「第三十條第二項及び第三項」を「第三十條第三項及び第四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 労働大臣は、雇用保険法第四十九條第一項の規定により同項に規定する第二級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額を変更する場合には、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額を、それぞれ同項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額の変更の比率に応じて変更するものとする。

第二十二條第五項を削り、同条第六項中「すでに」を「既に」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に、「保険給付」を「失業給付」に、「きいて」を「聴いて」に、「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十三條第二項中「失業保険法第三十八條の三第二項又は第三十八條の四第二項」を「雇用保険法第四十四條」に、「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第四項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第三十條第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者(以下この条及び次条において「被保険者」という。)は、当該各号に掲げる額を負担するの原則とする。

一 第十二條第一項第一号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に充てる部分の額(高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に充てる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)

ロ イの額に相当する額に千分の三の率を雇用保険率で除して得た率(次号において「三事業率」という。)を乗じて得た額

の額を変更する場合には、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額を、それぞれ同項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額の変更の比率に応じて変更するものとする。

第二十二條第五項を削り、同条第六項中「すでに」を「既に」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に、「保険給付」を「失業給付」に、「きいて」を「聴いて」に、「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十三條第二項中「失業保険法第三十八條の三第二項又は第三十八條の四第二項」を「雇用保険法第四十四條」に、「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第四項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第三十條第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者(以下この条及び次条において「被保険者」という。)は、当該各号に掲げる額を負担するの原則とする。

一 第十二條第一項第一号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に充てる部分の額(高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に充てる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)

ロ イの額に相当する額に千分の三の率を雇用保険率で除して得た率(次号において「三事業率」という。)を乗じて得た額

の額を変更する場合には、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額を、それぞれ同項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額の変更の比率に応じて変更するものとする。

第二十二條第五項を削り、同条第六項中「すでに」を「既に」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に、「保険給付」を「失業給付」に、「きいて」を「聴いて」に、「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十三條第二項中「失業保険法第三十八條の三第二項又は第三十八條の四第二項」を「雇用保険法第四十四條」に、「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第四項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

二 第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額  
イ 当該事業に係る一般保険料の額  
ロ イの額に相当する額に三事業率を乗じて得た額

第三十条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「きいて」を「聴いて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 高年齢者免除額に係る事業に使用される高年齢労働者は、政令で定めるところにより、前項の規定にかかわらず、同項の規定による被保険者の負担すべき一般保険料の額を負担しない。

第三十一条第一項中「前条第二項又は第三項」を「前条第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。  
第三十二条を次のように改める。  
第三十二条 削除

第三十三条第一項中「構成員である事業主」の下に「その他労働者令で定める事業主」を加え、「こゝを」を「超える」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「行なう」を「行う」に改める。  
第三十五条第三項中「失業保険法第二十三条の二第三項」を「雇用保険法第三十五条第三項（同法第三十六条第五項、第三十七条第九項、第四十条第三項及び第六十一条において準用する場合を含む。）」に改める。

第三十九条第一項中「行なう」を「行う」に、「失業保険」を「雇用保険」に改める。  
第四十条を次のように改める。  
第四十条 削除

第六十章第四十五条の次に次の一条を加える。  
(労働者令への委任)  
第四十五条の二 この法律に規定するものは、労働保険料の納付の手續その他この法律の実施に関し必要な事項は、労働者令で定める。  
第四十六条第一号を次のように改める。

一 削除  
第四十六条第二号中「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改め、同条第四号を次のように改める。  
四 削除  
附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、同条の次に次の六条を加える。  
(雇用保険に係る保険関係の成立に関する暫定措置)

第二条 雇用保険法附則第三条第一項の任意適用事業（以下この条及び次条において「雇用保険暫定任意適用事業」という。）の事業主については、その者が雇用保険の加入の申請をし、労働大臣の認可があつた日に、その事業につき第四条に規定する雇用保険に係る保険関係が成立する。  
3 前項の申請は、その事業に使用される労働者の二分の一以上の同意を得なければ行つてはならない。  
4 雇用保険法第五条第一項の適用事業に該当する事業が雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業

につき第一項の認可があつたものとみなす。  
第三条 雇用保険暫定任意適用事業に該当する事業が雇用保険法第五条第一項の適用事業に該当するに至つた場合における第四条の規定の適用については、その該当するに至つた日に、その事業が開始されたものとみなす。  
(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)

第四条 附則第二条第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、第五条の規定による消滅の申請をし、労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。  
2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の四分の三以上の同意を得なければ行つてはならない。  
(増加概算保険料の納付に関する暫定措置)

第五条 第十六条の規定は、第十二条第一項第二号又は第三号の事業が同項第一号の事業に該当するに至つたため当該事業に係る一般保険料率を変更した場合において労働者令で定める要件に該当するときに於ける当該変更に伴う労働保険料の増加額の納付について準用する。  
(不利益取扱いの禁止)

第六条 事業主は、労働者が附則第二条第一項の規定による保険関係の成立を希望したことと理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。  
(罰則)  
第七条 事業主が附則第二条第三項又は前条の規定に違反したときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。  
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人

に対しても、同項の罰金刑を科する。  
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律の施行の際現に行われていた事業であつて、雇用保険法第五条第一項の適用事業に該当するものに関する前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下この条において「新徴収法」という。）第四条の規定の適用については、施行日に、その事業が開始されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下この条及び第三十六条において「旧徴収法」という。）第四条第二項又は失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第九条若しくは第十四条の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業であつて、新徴収法附則第二条第一項に規定する雇用保険暫定任意適用事業に該当するものについては、施行日に、その事業につき同項の認可があつたものとみなす。

3 新徴収法附則第四条の規定は、前項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業に関する当該保険関係の消滅について準用する。  
4 施行日前の期間に係る旧徴収法の規定による労働保険料及び当該労働保険料に係る徴収金並びに労働保険料の負担については、なお従前の例による。

5 前項の規定により徴収した労働保険料がある会計年度については、雇用保険法附則第十五条第三項の規定により読み替えられた同法第六十六条第二項中「特別保険料の額」と合計額」とあるのは「特別保険料の額及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第 号）以下「整備法」という。）第三十一条第四項の規定により徴収した労働

働保険料の額(整備法第三十条の規定による改正前の徴収法第十二条第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率(その率が同条第四項の規定により変更されたときは、その変更された率)に應ずる部分の額と同条第一項第三号の事業に係る一般保険料の額との合計額から、整備法第三十一条第四項の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額を減じた額をいう。)との合計額」と、同条第四項第一号イ中「印紙保険料の額」とあるのは「印紙保険料の額と整備法第三十一条第四項の規定により徴収した印紙保険料の額との合計額」と、同号ロ中「イの額に相当する額」とあるのは「徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額」とする。

6 雇用保険法第四十五条、第四十八条、第五十条、第五十三条第一項、第五十四条及び第五十六条第二項の規定の適用については、旧徴収法(第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により納付された印紙保険料は、新徴収法の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧徴収法第二十二條第一項第一号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料は新徴収法第二十二條第一項第二号に掲げる額の印紙保険料と、旧徴収法第二十二條第一項第二号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料は新徴収法第二十二條第一項第三号に掲げる額の印紙保険料とみなす。

7 第八條の規定による改正後の郵政事業特別会計法第四十条の規定の適用については、旧徴収法第二十三條第二項に規定する失業保険印紙は、新徴収法第二十三條第二項に規定する雇用保険印紙とみなす。

8 旧徴収法第四條第二項の規定による失業保険に係る保険関係の成立を希望したことを理由と

する労働者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止については、なお従前の例による。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十二条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する。

第十四條第一号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

第十九條第三項中「第十六條前段」を「第十六條」に改める。

第二十三條に次の一項を加える。

2 徴収法第四十五条第二項の規定は、前項の規定による報奨金の交付に関する権限について準用する。

(労働保険特別会計法の一部改正)

第三十三條 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)による失業保険事業(以下「失業保険事業」という。))」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)による雇用保険事業(以下「雇用保険事業」という。))」に改める。

第三條中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第五條の見出し中「失業勘定」を「雇用勘定」に改め、同条中「失業勘定」を「雇用勘定」に改め、同法第二十八條及び第二十八條の二を「雇用保険法第六十六條及び第六十七條」に、「失業保険事業」を「雇用保険事業」に、「保険給付費及び保険施設費」を「失業給付費、雇用改善事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費」に改める。

第六條中「及び失業保険法第三十六條第一項の特別保険料(以下「失業保険の特別保険料」という。))」を削り、「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第七條の見出し中「失業勘定」を「雇用勘定」に改め、同法第一項中「同法第十二條第一項第一号」を「徴収法第十二條第二項」に、「同法第十條第二項第二号」を「徴収法第十條第二項第二号」に改め、同法第二項中「千分の十三の率」を「徴収法第十二條第四項の雇用保険率」に、「第十二條第四項」を「第十二條第五項」に、「同法第二十三條第三項」を「徴収法第二十三條第三項」に改め、「失業保険の特別保険料の額」を削り、「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第八條の見出し中「失業勘定」を「雇用勘定」に改め、同法中「失業保険事業」を「雇用保険事業」に、「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第十條中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第十二條第二項中「失業勘定」を「雇用勘定」に、「失業保険事業の保険給付費」を「雇用保険事業の失業給付費」に改める。

第十三條第一項中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第十八條第一項及び第二項中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第十九條中「失業勘定」を「雇用勘定」に、「労災保険事業又は失業保険事業の保険給付費及び」を「労災保険事業の保険給付費又は雇用保険事業の失業給付費、雇用改善事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費並びに」に改める。

第二十條中「失業勘定」を「雇用勘定」に、「失業保険法第二十八條及び第二十八條の二第一項」を「雇用保険法第六十六條及び第六十七條」に、「翌々年度」を「翌々年度」に改める。

第二十一條中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

改める。

(労働保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 前條の規定による改正後の労働保険特別会計法(以下この条において「新労働保険特別会計法」という。))の規定は、昭和五十年年度の予算から適用する。

2 労働保険特別会計の昭和四十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、同会計の失業勘定の昭和五十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、同会計の雇用勘定に繰り入れるものとする。

3 雇用保険法附則第九條第一項及び第二項並びに第十三條第一項及び第八項の規定によりその支給について従前の例によることとされた失業保険の保険給付、就職支度金及び移転費に要する費用は、労働保険特別会計の雇用勘定の歳出とする。

4 雇用保険法附則第十條の規定により従前の例によることとされた返還の命令に係る失業保険の保険給付、就職支度金及び移転費並びに同條の規定により従前の例によることとされた納付の命令に係る金額は、労働保険特別会計の雇用勘定の歳入とする。

5 雇用保険法附則第十六條の規定によりその納付について従前の例によることとされた特別保険料及びこれに係る徴収金は、労働保険特別会計の徴収勘定の歳入とする。

6 前項の規定により徴収勘定の歳入とされる収入の額に相当する金額は、同勘定から労働保険特別会計の雇用勘定に繰り入れるものとし、当該繰入金は、同会計の徴収勘定の歳出とする。

7 労働保険特別会計の失業勘定において、昭和四十九年度以前の各年度に一般会計から受け入れた金額が当該各年度における旧失業保険法第二十八條及び第二十八條の二第一項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合においては、昭和五十年年度以降において、新労働

改める。

(労働保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 前條の規定による改正後の労働保険特別会計法(以下この条において「新労働保険特別会計法」という。))の規定は、昭和五十年年度の予算から適用する。

2 労働保険特別会計の昭和四十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、同会計の失業勘定の昭和五十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、同会計の雇用勘定に繰り入れるものとする。

3 雇用保険法附則第九條第一項及び第二項並びに第十三條第一項及び第八項の規定によりその支給について従前の例によることとされた失業保険の保険給付、就職支度金及び移転費に要する費用は、労働保険特別会計の雇用勘定の歳出とする。

4 雇用保険法附則第十條の規定により従前の例によることとされた返還の命令に係る失業保険の保険給付、就職支度金及び移転費並びに同條の規定により従前の例によることとされた納付の命令に係る金額は、労働保険特別会計の雇用勘定の歳入とする。

5 雇用保険法附則第十六條の規定によりその納付について従前の例によることとされた特別保険料及びこれに係る徴収金は、労働保険特別会計の徴収勘定の歳入とする。

6 前項の規定により徴収勘定の歳入とされる収入の額に相当する金額は、同勘定から労働保険特別会計の雇用勘定に繰り入れるものとし、当該繰入金は、同会計の徴収勘定の歳出とする。

7 労働保険特別会計の失業勘定において、昭和四十九年度以前の各年度に一般会計から受け入れた金額が当該各年度における旧失業保険法第二十八條及び第二十八條の二第一項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合においては、昭和五十年年度以降において、新労働

労働保険特別会計法第二十條の規定の例により、労働保険特別会計の雇用勘定が国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、若しくは同勘定から一般会計に返還し、又は一般会計から同勘定へ補てんするものとする。

8 前項の規定による一般会計から雇用勘定への補てんのための繰入金及び雇用勘定から一般会計への返還金は、それぞれ同勘定の歳入及び歳出とする。

9 労働保険特別会計の失業勘定の昭和四十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三若しくは第四十二条ただし書又は前条の規定による改正前の労働保険特別会計法第二十三条の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいて施行日前に同勘定においてした債務の負担又は支出は、それぞれ、同会計の雇用勘定に繰り越されたもの及び同勘定においてした債務の負担又は支出とみなす。

10 労働保険特別会計の昭和四十九年度の出納の完結の際同会計の失業勘定に所屬する積立金の額に相当する金額は、新労働保険特別会計法第十八条第一項の規定により同会計の雇用勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

11 この法律の施行の際労働保険特別会計の失業勘定に所屬する権利義務は、同会計の雇用勘定に歸屬するものとする。

12 前項の規定により雇用勘定に歸屬する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ同勘定の歳入及び歳出とする。

13 新労働保険特別会計法第九条第二項又は第十条第二項の規定により労働保険特別会計の歳入歳出予算計算書又は予算に添付すべき前々年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前々年度末における積立金明細表並びに前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表であつて、雇用勘定に係るものは、昭和五十年（前々年度）の損益計算書及び貸借対照表並びに前々年度末における積立金明細表については、昭和五十一年度

を含むの予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添付を要しないものとする。  
（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第三十五条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。  
第四十四条第六項中「失保法」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）」に、

「適用事業（この法律の施行の日の属する月前の月については、沖繩失保法被保険者を雇用する事業主の事業をい、同日の属する月以後の月については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいう）」を「雇用保険法第五十一条に規定する適用事業」に、「失保法第三十八条の六第一項並びに第三十八条の九第一項及び第二項」を「雇用保険法第四十五条、第四十八条及び第五十条」に改める。

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第三十六条 前条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第四十四条第六項の規定の適用については、施行日前に旧徴収法の規定により失業保険に係る保険関係が成立していた事業は、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業であつたものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）  
第三十七条 この法律に規定するもののほか、この法律による各法律の改正に伴い必要な経過措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

（罰則に関する経過措置）  
第三十八条 施行日前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる事項に関する施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

理 由

雇用保険法の施行に伴い、労働保険の保険料の徴収等に関する法律その他関係法律の規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

法律

（労働者災害補償保険法の一部改正）  
第一条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。  
第二十三条第一項を次のように改める。

政府は、この保険の適用を受ける事業に係る労働者の福祉の増進を図るため、保険施設として、業務災害及び通勤災害に係る療養に關する施設、業務災害又は通勤災害を被つた労働者の社会復帰に關する施設、業務災害の予防に關する施設その他必要な施設を行うことができる。

第二十三条の二を削る。  
別表第一中「別表第一」を「別表第一（第十五条、第十五条の二、第十六条の三、第十八条、第二十一条の三、第二十二條の四、第二十二條の六関係）」に改め、同表障害補償年金の項中「二八〇日分」を「三三三日分」に、「二四八日分」を「二七七日分」に、「一九九日分」を「二四五日分」に、「一九一日分」を「二二三日分」に、「一六五日分」を「一八四日分」に、「一四〇日分」を「一五六日分」に、「一一七日分」を「一二二日分」に改め、同表遺族補償年金の項中「百分の三十二」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に、

「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十」を「百分の五十六」に、「百分の五十五」を「百分の六十二」に、「百分の六十」を「百分の六十七」に改める。  
別表第二中「別表第二」を「別表第二（第十五条、第十五条の二、第十六条の八、第二十二條の三、第二十二條の四関係）」に改め、同表障害補償一時金の項中「四五〇日分」を「五〇三日分」に、「三五〇日分」を「三九一日分」に、「二七〇日分」を「三〇二日分」に、「二〇〇日分」を「二二三日分」に、「一四〇日分」を「一五六日分」に、「九〇日分」を「一〇一日分」に、「五〇日分」を「五六日分」に改める。  
（労働者災害補償保険法の一部改正）

法律

（労働者災害補償保険法の一部改正）  
第二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十号）の一部を次のように改正する。  
附則第四十二条第一項中「十年」を「二十年」に、「四百日分」に相当する金額を「千日分に相当する金額を限度として労働省令で定める金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の一時金の請求に關し必要な事項は、労働省令で定める。  
（労働災害防止団体系の一部改正）  
第三条 労働災害防止団体系（昭和三十九年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「図るための業務」の下に「並びに化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務」を加える。  
（船員保険法の一部改正）  
第四条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ七第二項中「第四十一条第一項第一号ノ額ノ二倍ニ相当スル額」ヲ加ヘタル額」を「第四十一条第一項第一号ノ額ノ二倍ニ相当スル額（第四十一条ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相



一時金等を支給すべき事由の生じた日の属する月までの分の遺族補償年金等の額 旧労災保険法の規定による額（これらの月分の新労災保険法の規定による遺族補償年金等の額からこれらの月分の旧労災保険法の規定による遺族補償年金等の額を減じた額が当該遺族補償一時金等の額を超えるときは、当該超える額を加算した額）

3 適用日前に生じた業務上の事由又は通勤（労災保険法第七条第一項第二号の通勤をいう。）による死亡に関しては、第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（以下「昭和四十年改正法」という。）附則第四十二条第一項（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年改正法）第十五号以下「昭和四十八年改正法」という。）附則第四条第一項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定の例による。

4 適用日以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金に関する昭和四十年改正法附則第十五条第二項、第四十一条第一項及び第四十二条第五項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第...号）第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

5 適用日以後の期間に係る障害年金及び遺族年金に関する昭和四十八年改正法附則第三条及び第四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第...号）第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

6 労働保険の保険料の徴収等に係る法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十七条の規定は、この法律の施行の際現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の施行日の属する保険年度に係る労働保険料につ

いては、適用しない。

（第四条の規定の施行に伴う経過措置）

第三条 適用日の属する月前の月分の船員保険法の規定による障害年金及び遺族年金並びに適用日前の死亡に係る同法の規定による葬祭料については、なお従前の例による。

2 適用日から施行日の前日までの間に船員保険法第五十条ノ八に規定する一時金を支給すべき事由が生じた場合における次の各号に掲げる保険給付の額は、第四条の規定による改正後の船員保険法（以下この項及び附則第六条において「新船員保険法」という。）の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 当該一時金の額 第四条の規定による改正前の船員保険法（次号及び附則第六条において「旧船員保険法」という。）の規定による額

二 適用日の属する月から当該一時金を支給すべき事由の生じた日の属する月までの分の当該一時金の額の計算の基礎となる遺族年金（当該一時金の額の計算の基礎となる障害年金を含む。以下この号において同じ。）の額

旧船員保険法の規定による額（これらの月分の新船員保険法の規定による遺族年金の額からこれらの月分の旧船員保険法の規定による遺族年金の額を減じた額が当該一時金の額を超えるときは、当該超える額を加算した額）

（労働者災害補償保険の一時金たる保険給付の額の改定に関する暫定措置）

第四条 適用日以後に支給すべき事由の生じた労働者災害補償一時金又は労災保険法の規定による遺族補償一時金若しくは昭和四十年改正法附則第四十二条第一項の一時金については、当分の間、当該支給すべき事由につき労働保険法の規定による障害補償年金又は遺族補償年金が支給されるものとみなしてこれらの年金について昭和四十年改正法附則第四十一条第一項の規定を適用した場合に、当該支給すべき事由が生じた時にこれらの年金の額の改定に用いることとなる率と同一の率により、こ

れらの一時金の額を改定するものとする。

2 前項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた労働者災害補償一時金又は労災保険法の規定による遺族一時金若しくは昭和四十八年改正法附則第四条第一項の一時金について準用する。この場合において、前項中「労働者災害補償法の規定による障害補償年金又は遺族補償年金」とあるのは、「労働者災害補償法の規定による障害年金又は遺族年金」と、「昭和四十年改正法附則第四十一条第一項」とあるのは、「昭和四十八年改正法附則第三条」と読み替えるものとする。

（船員保険の職務上の事由による障害手当金等の額の改定に関する暫定措置）

第五条 適用日以後に支給すべき事由の生じた船員保険法第二十三条ノ七第二項に規定する職務上の事由による障害手当金又は同法第四十二条ノ八に規定する一時金については、当分の間、前条の規定による障害補償一時金、遺族補償一時金、障害一時金又は遺族一時金の額の改定の措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、その額を改定することができる。

（保険給付の内払）

第六条 適用日の属する月から施行日の前日の属する月までの分として旧労働者災害補償法の規定に基づいて支給された障害補償年金、遺族補償年金、障害年金又は遺族年金の支払は、新労働者災害補償法の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

2 適用日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金若しくは障害一時金又は昭和四十年改正法附則第四十二条第一項（昭和四十八年改正法附則第四十二条第一項）においてその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の一時金であつて、旧労働者災害補償法の規定又は第二条の規定による改正前の昭和四十年改正法附則第四十二条第一項の規定に基づいて支給されたものの支払は、新労働者災害補償法の規定又は

第二条の規定による改正後の昭和四十年改正法附則第四十二条第一項の規定によるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

3 適用日の属する月から施行日の前日までの属する月までの分として旧船員保険法の規定に基づいて支給された障害年金又は遺族年金の支払は、新船員保険法の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

4 適用日以後の死亡に係る葬祭料であつて、旧船員保険法の規定に基づいて支給されたものの支払は、新船員保険法の規定による葬祭料の内払とみなす。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十條中「加給金ノ額」を「第五十條ノ三ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額（第五十條第二号ニ該當シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ別表第三ノ二中欄ニ掲グル額ニ相当スル額トス）」に、「第五十條第三号」を「同条第三号」に改める。

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第八条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四百二十二條中「附則第三條の規定及び」を「附則第三條の規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第...号）次条において「昭和四十九年改正法」という。）附則第二條第四項及び第四條第一項の規定並びに」に改める。

第四百二十三條第二項中「及び昭和四十五年改正法附則第三條の規定」を「、昭和四十五年改正法附則第三條の規定並びに昭和四十九年改正法附則第二條第四項及び第四條第一項の規定」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九号 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十号第三項中「第五十号ノ第二項第一号イ」の下に「及び別表第三ノ二」を加える。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、業務災害又は通勤災害を被つた労働者及びその遺族に対する保護の充実に資するため、これらの者に支給する労働者災害補償保険及び船員保険による保険給付を改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「及び子」を「子、孫及び弟妹」に改め、同項に次の二号を加える。

三 被保険者又は被保険者であつた者の配偶者で届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、これらの者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者により生計を維持するもの

四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者又は被保険者であつた者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者により生計を維持するもの

第四条の次に次の一条を加える。

(賃金日額の等級)

第四条の二 賃金日額の等級の区分は、被保険者の賃金日額に応じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級	賃金日額
第一級	一、五〇〇円未満
第二級	一、五〇〇円以上
第三級	二、五〇〇円以上
第四級	三、五〇〇円以上
第五級	五、〇〇〇円以上
第六級	六、五〇〇円以上
第七級	八、〇〇〇円以上
第八級	九、五〇〇円以上

2 前項の規定による賃金日額の等級の区分は、被保険者が受ける賃金の水準に著しい変動があつた場合においては、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条ノ二の規定による標準報

酬の区別の改定の措置その他の事情を勘案して、速やかに改定の措置が講ぜられるべきものとする。

第六条第一号中(大正十一年法律第七十号)を

削る。

第九条に次の一号を加える。

十 高額療養費の支給

第九条の次に次の一条を加える。

(給付基礎日額)

第九条の二 給付基礎日額は、賃金日額の等級に応じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級	給付基礎日額
第一級	一、三三四円
第二級	二、〇〇〇円
第三級	三、〇〇〇円
第四級	四、四〇〇円
第五級	五、七五〇円
第六級	七、二五〇円
第七級	八、七五〇円
第八級	一〇、二五〇円

第十二条中「五十円」を「二百円」に改める。

第十四条第一項中「行なわれた」を「行われた」に、「三年六箇月」を「五年」に改める。

第十六条の二第二項中「定める額」を「定める金額」に、「高い方の額」を「高い金額」に改め、各号を次のように改める。

一 当該被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八の日を選んだ場合における当該合算額の二百八十分の六に相当する金額

二 当該被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前六箇月間に通算して七十八日以上の保険料が納

付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように七十八の日を選んだ場合における当該合算額の七百八十分の六に相当する金額

第十六条の二第三項中「より定められた」を「より傷病手当金の」に改め、同条第四項中「はじめた」を「始めた」に、「三十日」を「六箇月(厚生大臣の指定する疾病に關しては、一年六箇月)」に改める。

第十六条の三及び第十六条の四を次のように改める。

(埋葬料)

第十六条の三 被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日以上若しくは当該月の前六箇月間に通算して七十八日以上の保険料がその者について納付されているとき、又はその死亡の際その者が療養の給付を受けていたときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに対し、埋葬料を支給する。

2 埋葬料の額は、次の各号の区別に従い、それぞれ当該各号に定める金額とする。ただし、第一号及び第二号のいずれにも該当するときは、いずれか高い金額とする。

一 当該被保険者について、その死亡の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八の日を選んだ場合における当該合算額の二十八分の一に相当する金額に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が三万円に満たないときは、三万円)

二 当該被保険者について、その死亡の日の属する月の前六箇月間に通算して七十八日分以上

上の保険料が納付されている場合 当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように七十八の日を選んだ場合における当該合算額の七十八分の一に相当する金額に前号に規定する厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が三万円に満たないときは、三万円)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 三万円

3 第一項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者が不在の場合においては、埋葬を行った者に対し、前項の規定による埋葬料の額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

(分べん費)

第十六条の四 被保険者が分べんした場合において、その分べんの日の属する月の前四箇月間に通算して二十八日分以上の保険料がその者について納付されているときは、分べん費を支給する。

2 分べん費の額は、分べんの日の属する月の前四箇月間の保険料が納付された日のうちからその納付された日に係る当該被保険者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八の日を選んだ場合における当該合算額の二十八分の一に相当する金額(以下「分べんの月前の平均給付基礎日額」という。)に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数の二分の一に相当する日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が六万円に満たないときは、六万円)とする。

3 被保険者が、分べんに関し病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき分べん費の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による分べん費の額の二分の一に相当する金額とする。

第十六条の五第一項中「被保険者が分べんしたときは」を「分べん費の支給を受けることができる被保険者には」に、「九日」及び「二十一日」を「四十二日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 出産手当金の額は、一日につき、分べんの月前の平均給付基礎日額の十分の六に相当する金額とする。

第十六条の五第三項中「より定められた」を「よる出産手当金の」に改め、同条第四項を削る。

第十七条第二項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第十七条の二第二項中「二千元」を「三万円」に改める。

第十七条の三第二項中「一万元」を「六万円」に改める。

第十七条の七を第十七条の八とし、第十七条の六中「百分の五十」を「百分の七十」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第十七条の七 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費又は特別療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第二項中「及び特別療養費」を「特別療養費及び高額療養費」に改める。

第三十条を次のように改める。

(保険料の額)

第三十条 保険料の額は、一日につき、被保険者の賃金日額の等級に応じ次の表に定めるとおりとする。

第一級	保険料の額
	六〇円

第二級	二二〇円
第三級	二〇〇円
第四級	二八〇円
第五級	三七〇円
第六級	四七〇円
第七級	五六〇円
第八級	六六〇円

2 被保険者及び事業主は、それぞれ保険料の額の二分の一を負担する。ただし、賃金日額の等級が第一級である場合の保険料については、被保険者が二十五円を、事業主が三十五円を負担し、賃金日額の等級が第二級である場合の保険料については、被保険者が五十五円を、事業主が六十五円を負担する。

附則

1 この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。

2 昭和四十八年十月一日前に同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関し療養の給

特例第一級	四〇〇円
第一級	一、三三四円

とあるのは

特例第一級	二〇円
第一級	六〇円

とあるのは

特例第一級	四八〇円未満
第一級	四八〇円以上

とあるのは

特例第一級	一、三三四円
第一級	六〇円

付、特別療養費の支給又は家族療養費の支給の開始後二年を経過した被保険者、被保険者であつた者又は被扶養者の当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関する療養の給付又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の第十六条の二第二項第一号に規定する二十八日分以上の保険料又は同項第二号に規定する七十八日分以上の保険料のうち日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十一号)による改正前の日雇労働者健康保険法第三十条第一項の規定による第一級又は同項の規定による第二級の保険料が含まれている場合における傷病手当金の額については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前に改正前の第十六条の二第四項に規定する支給期間が満了した傷病手当金及び改正前の第十六条の五第一項に規定する支給期間が満了した出産手当金の支給期間並びに同日前に分べんした者のその分べんの日間の期間に係る出産手当金の支給期間については、なお従前の例による。

5 改正後の日雇労働者健康保険法の規定の適用については、当分の間、同法第四条の二第一項の表中

第一級	一、五〇〇円未満
特例第一級	四八〇円未満
第一級	四八〇円以上

とあるのは

特例第一級	四〇〇円
第一級	一、三三四円

と、同法第九条の二の表中

第一級	一、三三四円
-----	--------

とあるのは

特例第一級	二〇円
第一級	六〇円

とする。

6 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十一日までの間における改正後の日雇労働者健康保険

とあるのは

特例第一級	二〇円
第一級	六〇円

とする。

この法律の施行の日から昭和五十年三月三十一日までの間における改正後の日雇労働者健康保険

法の規定の適用については、同法第四条の二第二項の表中

三、五〇〇円未満
五、〇〇〇円未満
六、五〇〇円未満
八、〇〇〇円未満
九、五〇〇円未満

とあるのは

第三級 二、五〇〇円以上

と、同法第九条の二の表中

第三級	二、五〇〇円以上
第四級	三、五〇〇円以上
第五級	五、〇〇〇円以上
第六級	六、五〇〇円以上
第七級	八、〇〇〇円以上
第八級	九、五〇〇円以上

第三級	三、〇〇〇円
第四級	四、四〇〇円
第五級	五、七五〇円
第六級	七、二五〇円
第七級	八、七五〇円
第八級	一〇、二五〇円

とあるのは

第三級 三、〇〇〇円

と、同法第

三十条第一項の表中

第三級	二二〇〇円
第四級	二八〇〇円
第五級	三七〇〇円
第六級	四七〇〇円
第七級	五六〇〇円
第八級	六六〇〇円

とあるのは

第三級 二二〇〇円

と

7 昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間における改正後の日雇労働者健康保

險法の規定の適用については、同法第四条の二第二項の表中

六、五〇〇円未満
八、〇〇〇円未満
九、五〇〇円未満

とあるのは

第五級 五、〇〇〇円以上

と、同法第九条の二の表中

第五級	五、〇〇〇円以上
第六級	六、五〇〇円以上
第七級	八、〇〇〇円以上
第八級	九、五〇〇円以上

第五級	五、七五〇円
第六級	七、二五〇円
第七級	八、七五〇円
第八級	一〇、二五〇円

とあるのは

第五級 五、七五〇円

と、同法第

第五級	三七〇〇円
第六級	四七〇〇円
第七級	五六〇〇円
第八級	六六〇〇円

とあるのは

第五級 三七〇〇円

理由

日雇労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずる内容のものとするため、家族療養費の給付率の引上げ、高額療養費の支給等の措置を講ずるとともに、保険料の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。